

第 2 章 設計マニュアル

I 施設の設計に 当たって

施設的设计に当たって

高齢者、障害者の行動特性

高齢者の行動特性

高齢者の肉体的な衰えは、視力、聴力、筋力等をはじめとして様々な要素にみることができ、一般的傾向として、加齢とともにそれらの様々な要素が総合的に衰えていくものの、実態として、その考え方は個々の高齢者により極めて大きく異なっています。主な高齢者の行動特性として、次の事項が考えられますが、個人差は多様です。

骨格、筋力の衰え

加齢に伴う様々な視力障害

加齢に伴う聴力の低下

視力・聴力だけでなく、平衡感覚の弱り、転びやすい、記憶能力の低下等、感覚機能の低下

基本的な歩行能力の低下

また、精神的な意味での生きがいや意欲、あるいは、人生経験の違いや現在の生活状況の違いにより、個人差は多様です。

高齢社会においては、このように非常に多様な高齢者が存在することを踏まえて、施設づくりやまちづくりをしていく必要があります。

障害者の行動特性

障害者といっても、その障害は一様ではなく、様々な度合いの障害があるので、施設を設計する際には、様々な人々が利用できるよう配慮する必要があります。

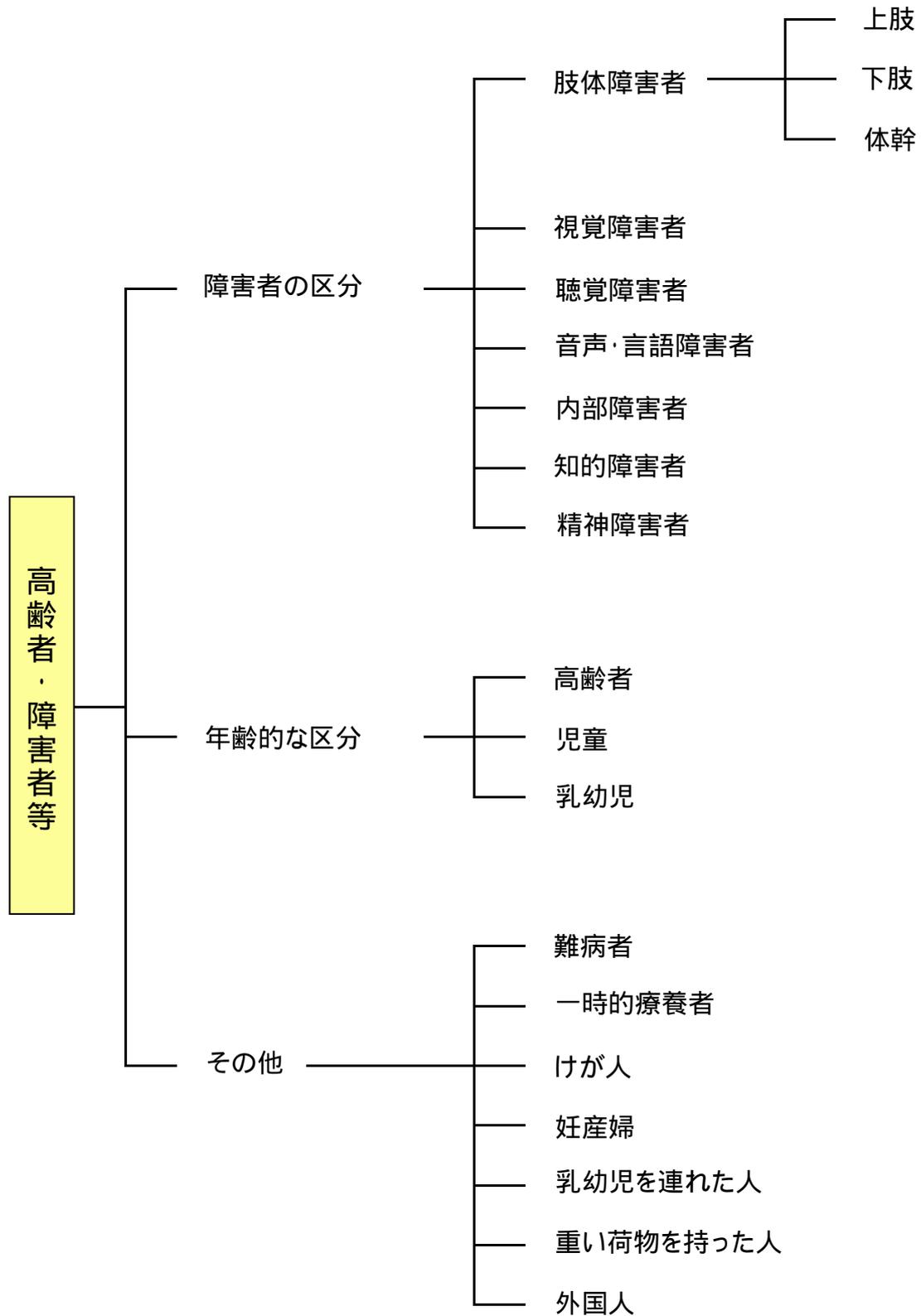
例えば、半身不随の人などに配慮して、トイレのペ - パ - フォルダ - は左右両側に配置する等の設計配慮が必要になります。

だれもが一人で利用できる施設づくりが大きな課題です。必要に応じて、施設側が障害者を介助すれば足りるという対策は、応急処置でしかありません。

たとえ施設側で親切に介助を受けたとしても、障害者にとっては、それが気兼ねになり、心理的なバリア（障害）となりかねません。

障害者という枠決めをして施設計画に付け足すというよりは、障害をもっているでも利用できる、だれもが気軽に利用できる施設づくりが求められています。障害者用施設と健常者用設備とが自然に配置され、また、だれでも利用しやすい動線計画等とすることも必要です。

条例で対象としている「高齢者、障害者等」を具体的に分類すると、次のような区分になります。



設計に当たっての基本的な考え方

すべての人にとって安全快適なユニバ - サルデザインのみちづくりに向けて

「山口県福祉のみちづくり条例」は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者を対象として、すべての人が個人として尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を営み、その意志と能力に応じて積極的に社会に参加し、喜びの中で長寿を迎えることができる社会を実現することを目的としています。

このような社会を実現していくためには、施設の設計をする際には、障壁となるものを除去する配慮（バリアフリー - デザインの視点）をはじめとして、はじめからすべての人にとって安全快適なものにする配慮（ユニバ - サルデザインの視点）をする必要があります。

また高齢者、障害者等を含むすべての人に配慮した施設づくり・みちづくりにおいては、次の4つの大きな視点を踏まえた取組が必要です。

高齢者や障害者などすべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるようにします。

高齢者や障害者などすべての人の多様な余暇活動、趣味的活動が可能になるようにします。

高齢者や障害者などすべての人が地域で仕事や生きがいを持って、充実した生活を送れるようにします。

高齢者や障害者などすべての人が多様な世代と日常的に交流し、活気に溢れた毎日を送れるようにします。

バリアフリー - (Barrier Free) とは

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されてきました。現在では、障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。(「平成12年版障害者白書」(総理府編)より)

ユニバ - サルデザイン (Universal Design) とは

「ユニバ - サルデザイン」は、「高齢者や障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サ - ビスなどに配慮を行う」という考え方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われます。

「ユニバ - サルデザイン」という言葉は、1980 年前後に、アメリカの建築家のロン・メイス氏が使い始めました。ロン・メイス氏は、障害のある人のために配慮されたものは、他の人にも使いやすいと考え、障害のある人をはじめ、誰もが利用しやすい「ユニバ - サルデザインの 7 原則」を提唱しました。

【ユニバ - サルデザインの 7 原則】

- 1：誰にでも公平に利用できること
- 2：使う上で自由度が高いこと
- 3：使い方が簡単ですぐわかること
- 4：必要な情報がすぐに理解できること
- 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7：アクセスしやすいスペ - スと大きさを確保すること

「ユニバ - サルデザイン」の考え方は、障害のあるなしに関わらずという視点から生まれましたが、現在では意味が大きく広がり、年齢、性別、身体、国籍などにも関わらず、「すべての人」に利用しやすい環境を整備していくことを意味しています。

(「山口県ユニバ - サルデザイン行動指針 平成 15 年 3 月」(山口県)より)

利用円滑化経路の考え方

利用円滑化経路

多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する動線については、有効幅員の確保、段差解消、障害物の排除等により車いす使用者等が安全にかつ円滑に利用できる整備が求められます。

具体的には、建築物の敷地の接する道等から、利用居室に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる経路とし、当該利用居室から車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても、車いす使用者等が円滑に利用できるようにすることが必要です。

利用居室

利用居室とは、公共的施設内にある居室のうち、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものをいいます。各利用居室の1の出入口から道等への経路については、上下方向の動線も含めて、1以上を利用円滑化経路として整備する必要があります。

ただし、地上階に利用居室がある場合で、地上階の直上階または直下階のいずれかのみを利用居室がある場合は、地上階にある利用居室までの経路を利用円滑化経路として整備する必要があります。

地上階とは、利用居室がある階のうち直接地上へ通ずる出入口がある階をいいます。通常の建築物では地上1階が地上階になりますが、特殊な階構成の建築物（地上1階部分はピロティのみで、地上2階に利用居室がある場合など）の場合には、利用居室のある階が地上階とあります。

利用円滑化経路における上下方向の移動

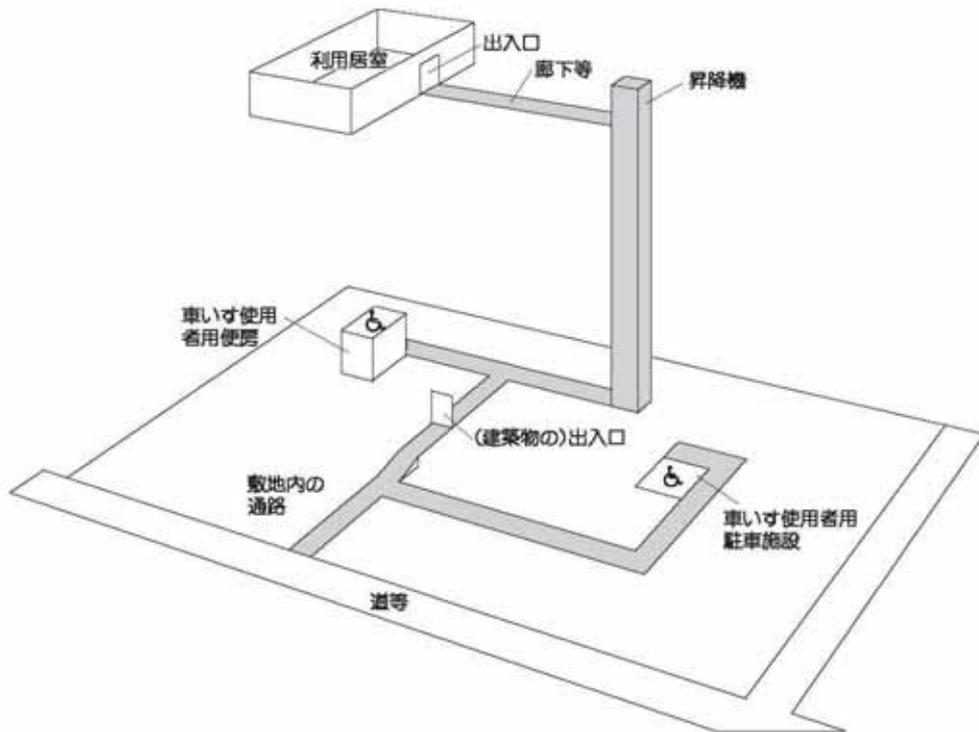
利用円滑化経路においては傾斜路又は昇降機を併設する場合を除いて、経路上には階段・段差設けることはできません。すなわち、垂直方向の移動がある場合は、原則、昇降機又は傾斜路を設置しなければならないこととなります。

ただし、各利用居室間において、垂直方向の連続移動が1層（階）分までは、例外的に、昇降機又は傾斜路の設置が緩和されています。具体的には、地上階に利用居室があり、地上階の直上階又は直下階のいずれかのみを利用居室がある場合などが該当します。

構造等基準

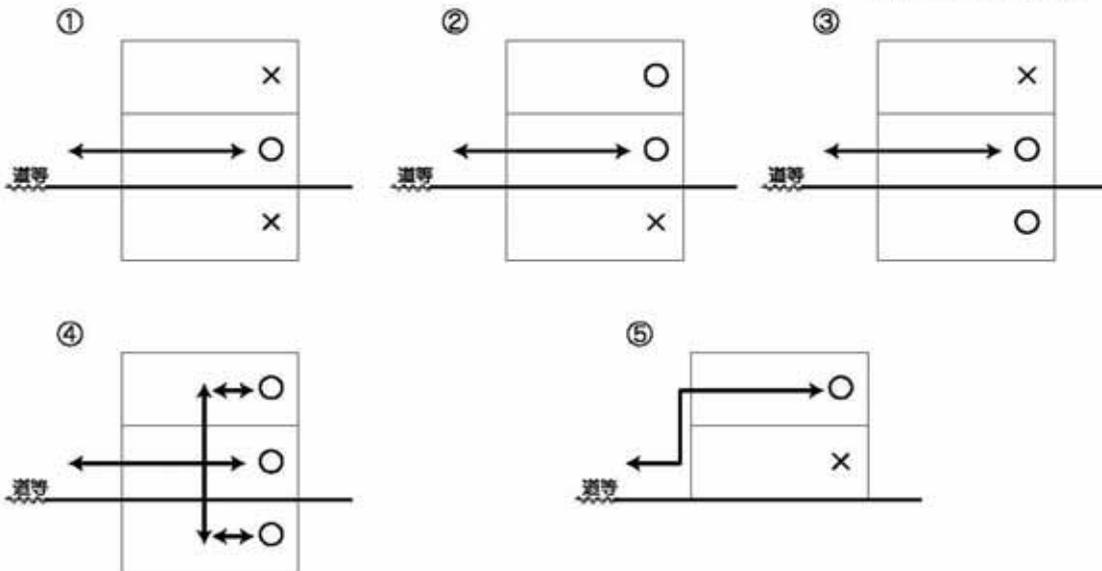
項 目	整 備 水 準
<p>利用円滑化経路 「14-1」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用居室までの経路 ・ 車いす使用者用便房までの経路 ・ 車いす使用者用駐車施設までの経路 ・ 公共用歩廊 	<p>イから八までに掲げる場合には、それぞれイから八までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路にすること。</p> <p>イ 公共的施設に、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある公共的施設にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>ロ 公共的施設又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。八において同じ。))から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ハ 公共的施設又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>ニ 公共的施設が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p>
<p>利用円滑化経路 「14-2」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路、昇降機の設置 	<p>利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 学校(特別支援学校を除く。))及び共同住宅等以外の公共的施設にあっては、当該利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>

利用円滑化経路として整備が必要な経路



道等から利用居室までの利用円滑化経路の整備例

- : 利用居室あり
- × : 利用居室なし
- ↔ : 利用円滑化経路としての整備が求められる動線



視覚障害者利用円滑化経路の考え方

視覚障害者利用円滑化経路

不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する案内設備を設ける場合には、案内設備までの動線は視覚障害者を円滑に誘導することができる経路とすることが求められます。

具体的には、建築物の敷地の接する道等から案内設備までの経路について、視覚障害者誘導用ブロック等又は音声誘導装置を設置することにより適切な誘導を行うようにすることが必要です。

案内設備

案内設備とは、建築物等の施設全体を把握することができる案内板、モニタ - 付きインターフォン等の音声案内装置又は人的対応により案内情報を提供する案内施設等の設備をいいます。

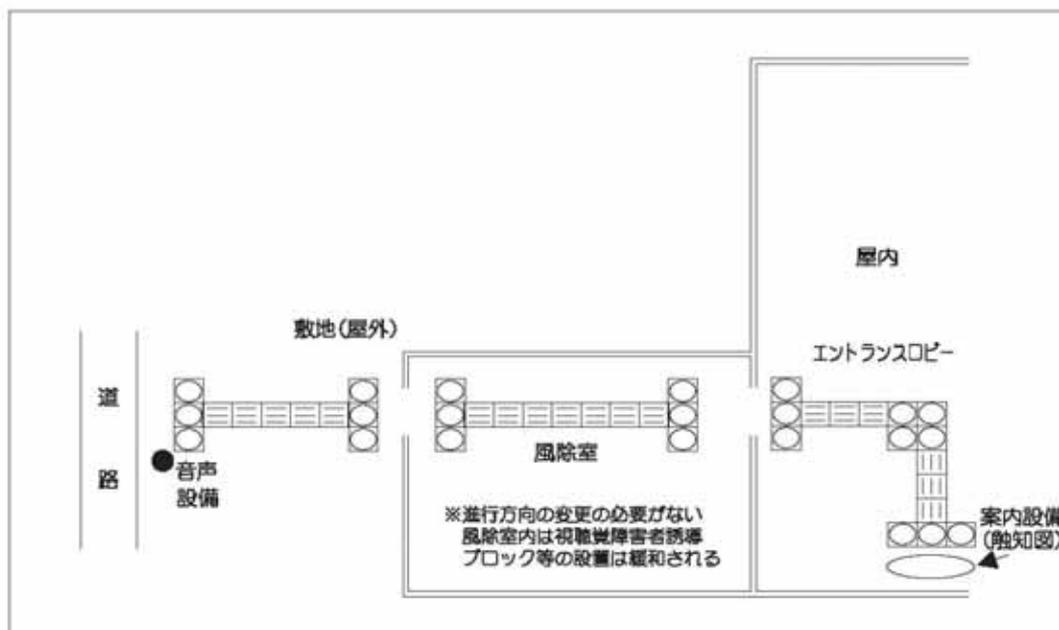
人的な対応による案内

道等から案内設備までの経路が視覚障害者利用円滑化経路となりますが、直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できる位置にある管理事務室等において、常時勤務している者の対応により、当該出入口から案内設備までの案内誘導ができる場合については、出入口から案内設備までの視覚障害者誘導用ブロック等の整備規定は緩和されています。

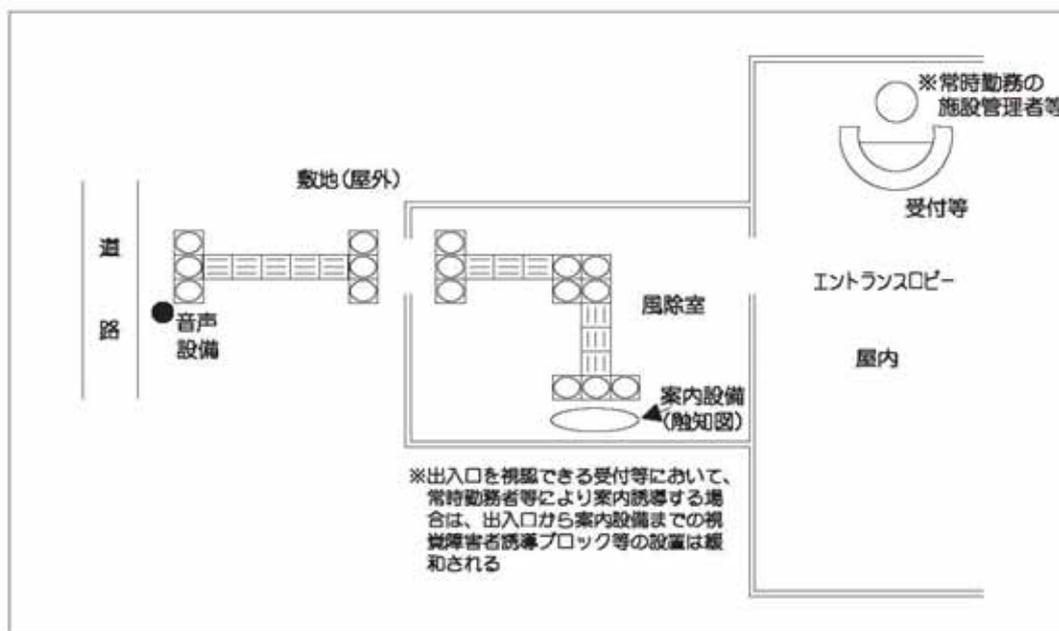
構造等基準

項 目	整 備 水 準
<p>視覚障害者利用円滑化経路 「15-1、2」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線状ブロック等 ・点状ブロック等 ・音声誘導装置 	<p>公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が建築物である路外駐車場に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)が適切に組み合わせられて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>

視覚障害者利用円滑化経路の整備例



凡例 □ 点状ブロック等
≡ 線状ブロック等



凡例 □ 点状ブロック等
≡ 線状ブロック等

設計マニュアルの見方

基本的な考え方

「山口県福祉のまちづくり条例」においては、構造等基準、公共的施設の新築等の際の努力義務、特定公共的施設の新築等の際の適合義務が定められています。

本設計マニュアルでは、建築物、道路、公園、建築物でない路外駐車場について、基本的な考え方、構造的基準の解説、図解などをまとめています。

さらに、高齢者、障害者等をはじめとするすべての人に対応した施設づくりに向けた自主的な取組を促進するために、設計標準や望ましい配慮についても紹介しています。

整備基準について

構造等基準

山口県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されている構造的基準を整理しています。
(巻末の「構造等基準」に一括して掲載しています。)

設計標準

「構造等基準」の内容は、公共的施設の整備促進を図る上での基本的な整備水準を規定したものであり、施設を円滑に利用できるための不可欠なものです。しかしながら、これだけでは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、けがをしている人などへの配慮としては、決して十分であるとはいえません。

ここでは、さらにユニバーサルデザインの観点から標準的に整備すべきと考えられる整備水準について、「設計標準」として整理しています。

なお、建築物において、設計標準とバリアフリー新法の利用円滑化誘導基準は、概ね同程度の内容となっています。

バリアフリー新法の利用円滑化誘導基準に基づく整備を行った場合は、認定を受け、容積率の特例、税制上の特例措置、低利融資などのメリットを受けることができます。

望ましい配慮

「構造的基準」や「設計標準」を越える、より望ましい整備標準や利用者等からのヒアリングにより得られた知見、意見を「望ましい配慮」として整理しています。

ペ - ジの構成について

基本的な考え方

それぞれの項目ごとに設計する際の基本的な考え方を整理しています。

整備水準

それぞれの整備水準ごとに、項目・整備内容・解説をまとめています。

「 」印：構造等基準

「 」印：設計標準

「 」印：望ましい配慮

基本的な考え方

構造等基準

設計標準

2 駐車場		駐車場	
【基本的な考え方】			
<p>誰もが自由に行動するためには、自動車による移動の前提となる駐車場の整備が重要となります。駐車場には、車いす利用者駐車施設を確保し、駐車施設から主要な出入口までの通路を車いす利用者などが安全に、かつ、円滑な通行できるようにすることが必要です。</p> <p>車いす利用者駐車施設は、車いす使用者の利用のみに限定されるのではなく、その施設の利用を必要とする障害者などのために整備されるものであるため、一般の利用者が使用しないようなルールを明示するなど適切な管理を行うことが求められます。</p>			
構造等基準		望ましい配慮	
項目	整備基準	項目	整備基準
駐車場「6-1」 車いす利用者 駐車施設	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けること。	案内表示	・駐車場部分及び乗降用部分には、それぞれを識別できる表示をします。
駐車場「6-2」 有効幅員 案内表示	車いす利用者駐車施設は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、350cm以上であること。 ロ 車いす利用者駐車施設又はその付近には、車いす利用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。	屋根、ひさし	・雨天時等利用に配慮し、車いす利用者用駐車施設及び通路には、屋根やひさしを設けます。
駐車場「6-3」 位置	車いす利用者駐車施設は、利用円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	誘導標識	・進入口から車いす利用者用駐車施設までの経路には、車いす利用者用駐車施設的位置を示す誘導標識等を適切に設けます。
案内板その他の設備「13-7」 案内板その他の設備	車いす利用者用駐車施設が設けられている施設にあっては、当該施設又はその敷地内に、車いす利用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、車いす利用者用駐車施設を容易に視認できる場合は、この限りではない。	安全対策	・駐車場内の見通しの悪い箇所には、カ・ブミラ・等を設置します。 ・夜間でも安全に利用できるよう、蛍光塗料の使用、照明設備の設置等の配慮をします。
案内板その他の設備「13-9」 案内所	案内所を設ける場合は、「13-7」の規定は適用しない。	優先利用案内	・車いす利用者用駐車施設の付近には、非常時に備えて呼出設備等を設けます。 ・身体障害者等の優先利用施設であることを音声等により案内する設備を設置します。
設計標準		料金支払い	・駐車料金の支払いを機械式とする場合は、車いす使用者が利用しやすい機械を設置します。
項目	整備基準	項目	整備基準
設置数	・車いす利用者用駐車施設の設置数は、駐車台数の合計に応じて、次のとおりとします。 - 50台 1以上 51 - 200台 (駐車台数の合計) × 1/50以上 200台 - (駐車台数の合計) × 1/100 + 2以上	タクシ・乗り場	・必要に応じてタクシ・乗り場を設けます。 ・タクシ・乗り場と道路との間に段差が生じないように、緩やかな勾配等を設けます。 ・待ち溜まりスペースを十分にとり、乗降時に支障のないようにします。 ・タクシ・乗り場は、リフト付き車両などにも対応できるよう配慮します。
歩車道の分離配置	・駐車場内の歩道と車道を分離し、安全性を確保します。 ・地下及び立体駐車場である場合は、エレベ・タ・付近に車いす利用者用駐車施設を設けます。		・タクシ・乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字や記号で設置します。 ・雨天時等利用に配慮し、タクシ・乗り場には、屋根やひさしを設けます。
奥行き	・エレベ・タ・のない駐車場である場合は、地上1階の利用しやすい位置に車いす利用者用駐車施設を設けます。		・タクシ・乗り場には、高齢者や障害者等が利用しやすいベンチなどを設けます。
床面	・車いす利用者用駐車施設の奥行きは、トラックから荷物も出し入れ可能なスペースが確保できる長さとし、 ・床面は、濡れても滑りにくい材質とし、車いすを自然に動きださないう水平性を確保します。		

望ましい配慮

[BF] 利用円滑化誘導基準...バリアフリ - 新法の利用円滑化誘導基準と同一の整備水準であることを示しています。

項目欄の「 」内の数字等は、山口県福祉のまちづくり条例施行規則別表第2における項・号を示します。

第 2 章
設計マニュアル
建築物

1 敷地内の通路

【基本的な考え方】

道路や駐車場から建築物の出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通行できるようにすることが必要です。そのためには、歩車道線を分離し、通行の妨げとなる段差や障害物がないようにするなどの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
敷地内の通路 「5-1」 表面の仕上げ 段の構造 傾斜路の構造	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>(3) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。</p> <p>ハ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p>	<p>手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p> <p>段鼻の色の明度差を大きくすること等により識別性を確保します。</p> <p>手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p>
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 車いすの転回場所 戸の構造 溝ふたの構造 傾斜路の構造	<p>ト 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、上記のほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120cm以上であること。</p> <p>(2) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所が設けられていること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 路面には、排水溝が設けられていないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたが設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 有効幅員は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上であること。</p> <p>(二) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(三) 高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(四) 両側に高さ5cm以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p>	<p>1以上の通路について整備する必要があります。</p> <p>歩行者が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。</p> <p>140cm×140cm以上のスペースを確保します。</p> <p>自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p> <p>ガタつきがないようにし、グレ－チング等の格子は長さ10cm以下、幅1.5cm以下とします。</p>

敷地内の通路

項目	整備水準	解説
利用円滑化経路「14-2」 傾斜路、昇降機の設置	イ 学校(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設にあっては、利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。	階段又は段を設ける場合の傾斜路又は昇降機の配置の基準です。
利用円滑化経路「14-3」 地形の特殊性による特例	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により上記によることが困難である場合における規定の適用については、公共的施設の車寄せから利用居室までの経路とする。	地形の特殊性により、道等から利用居室までの通路を利用円滑化経路の基準に適合させることができない場合の考え方です。
視覚障害者利用円滑化経路「15-1, 2」 線状ブロック等 点状ブロック等 音声誘導設備	<p>公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が建築物である路外駐車場に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等が適切に組み合わされて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>	視覚障害者利用円滑化経路として整備する場合の基準です。

敷地内の通路

設計標準

項目	整備水準	解説
傾斜路、昇降機 の設置 歩道橋の分離 通路の有効幅員	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用するすべての敷地内の通路を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路に段又は階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 歩道と車道を分離し、安全を確保します。 段がある部分及び傾斜路を除き、通路の有効幅員は、180cm以上とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 車いす同士がすれ違うことができる幅員です。</p>
表面の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 透水性のある材料を使うなど、水たまりができないようにします。 	<p>透水性舗装は、一般舗装と比較して舗装面の水勾配を小さくすることができます。</p>
戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> 通路に戸を設ける場合は、自動ドアなど車いすが円滑に通過できる構造とし、かつ、前後に高低差を設けないようにします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>
溝ふたの構造	<ul style="list-style-type: none"> 通路面には排水溝を設けないようにします。やむを得ず排水溝を設ける場合には、車いす使用者、つえ使用者は支障なく通過できるふたを設けます。 	<p>ガタつきがないようにし、グレ・チング等の格子は長さ10cm以下、幅1.5cm以下とします。</p>
通路の交差点、 屈曲部	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路の始点、終点、曲がりの部分、折り返しの部分、他の通路と交差する部分には、150cm以上の水平部分を設けます。 	
傾斜路の有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の有効幅員は、150cm以上とし、段を併設する場合は、120cm以上とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
傾斜路の勾配	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の勾配は、15分の1以下とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
傾斜路の交差点、 屈曲部	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路の始点、終点、曲がりの部分、折り返しの部分及び他の通路と交差する部分には、150cm以上の水平部分を設けます。 	
傾斜路の踊場	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の高さが75cmを超える場合（勾配が20分の1を超えるものに限る。）には、高さ75cmごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けます。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
傾斜路の側壁 傾斜路の手すり	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の両側に高さ5cm以上の側壁を設けます。 傾斜路の高さが16cmを越え、かつ、勾配が20分の1を越える場合は、両側に手すりを設けます。 傾斜路の手すりは、統一した高さで連続して設けます。 傾斜路の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 傾斜路の端の部分の手すりは、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端部は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p>

項目	整備水準	解説
段の有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の端部、曲がり角の部分等に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 段がある部分の有効幅員は、140cm以上とします。 	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりを設ける場合には、手すりの幅が10cmまでは、手すりがないものとみなします。
側壁	<ul style="list-style-type: none"> 段が、壁に接していない場合は、高さ5cm以上の立上りを設けます。 	
段の寸法	<ul style="list-style-type: none"> 段のつけあげは16cm以下、踏面は30cm以上とします。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
段の手すり	<ul style="list-style-type: none"> つまづき防止のため、段のけ込みは2cm以下とします。 段の両側に手すりを設けます。 段の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 段の端の部分の手すりは、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端部は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 段の端部に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。
視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者が、敷地内の目的箇所に容易かつ安全に到達できるよう配慮します。 	案内板、音声誘導設備、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配慮を行います。

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
屋根、ひさし	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時等の利用に配慮し、通路部分には、屋根ひさしを設けます。 	
タイル舗装	<ul style="list-style-type: none"> タイル舗装をする場合は、目的の深さ、目地の幅をできるだけ小さくします。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 段及び傾斜に手すりを設ける場合は、二段手すりを併設します。 	二段手すりの高さは、60cm～65cm程度とし、一般用手すりよりも前にずらして取り付けます。
足元照明	<ul style="list-style-type: none"> 段の路面、段鼻を認識しやすくするため、足元照明などを設置します。 	

敷地内の通路

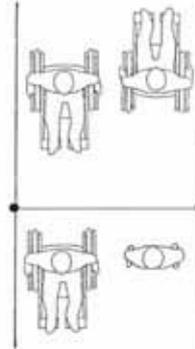
敷地内の通路の幅員

●有効幅員120cm以上



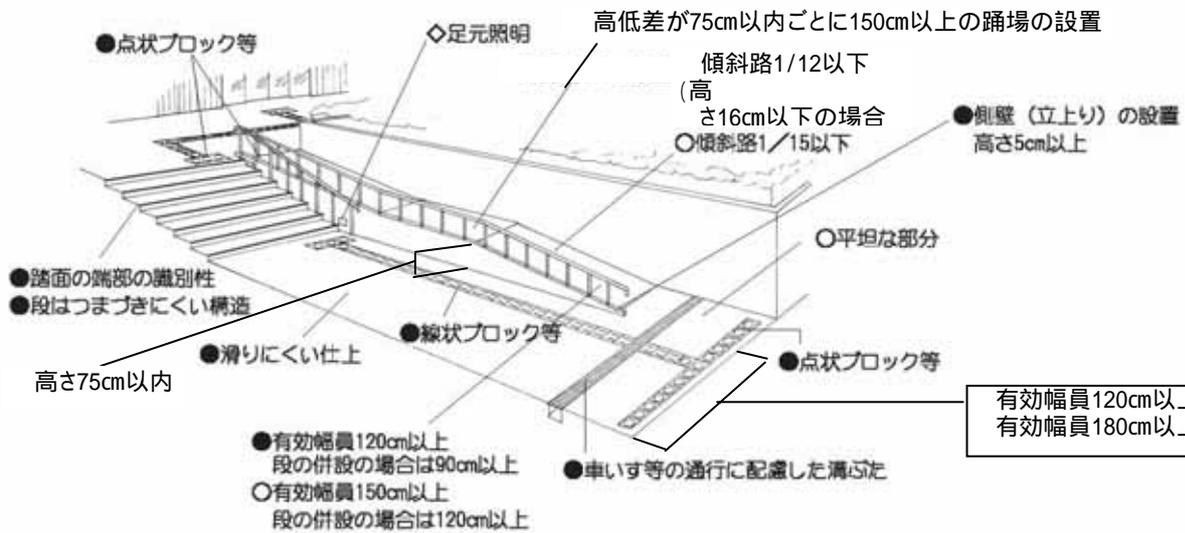
- ・車いす使用者が通行しやすい
- ・人が横向きになれば車いすとすれ違うことができる
- ・松葉杖（2本杖）使用者が通行できる

○有効幅員180cm以上



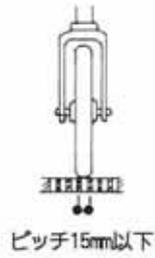
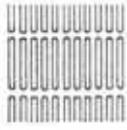
- ・車いす同士が違うことができる
- ・車いすと松葉杖（2本杖）使用者とがすれ違うことができる

スロープと階段を併設した例

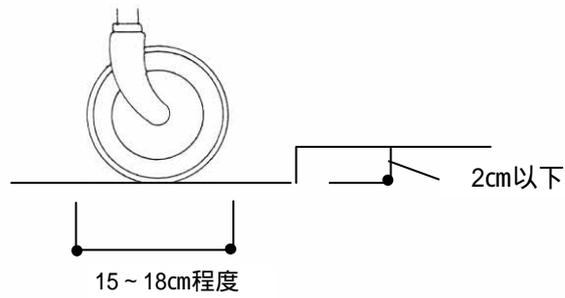


横断溝蓋の構造

通行に支障のない溝蓋



段差の解消



2 駐車場

【基本的な考え方】

誰もが自由に行動するためには、自動車による移動の前提となる駐車場の整備が重要となります。駐車場には、車いす利用者用駐車施設を確保し、駐車施設から主要な出入口までの通路を車いす利用者などが安全に、かつ、円滑な進行できるようにすることが必要です。

車いす利用者用駐車施設は、車いす利用者の利用のみに限定されるものではなく、その施設の利用を必要とする障害者などのために整備されるものであるため、一般の利用者が使用しないようなルールを明示するなど適切な管理を行うことが求められます。

構造等基準

項目	整備水準	解説
駐車場「6-1」 車いす利用者用駐車施設	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす利用者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けること。	
駐車場「6-2」 有効幅員 案内表示	車いす利用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、350cm以上であること。 ロ 車いす利用者用駐車施設又はその付近には、車いす利用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。	標識や国際シンボルマークの塗装等により表示します。
駐車場「6-3」 位置	車いす利用者用駐車施設は、利用円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	

設計標準

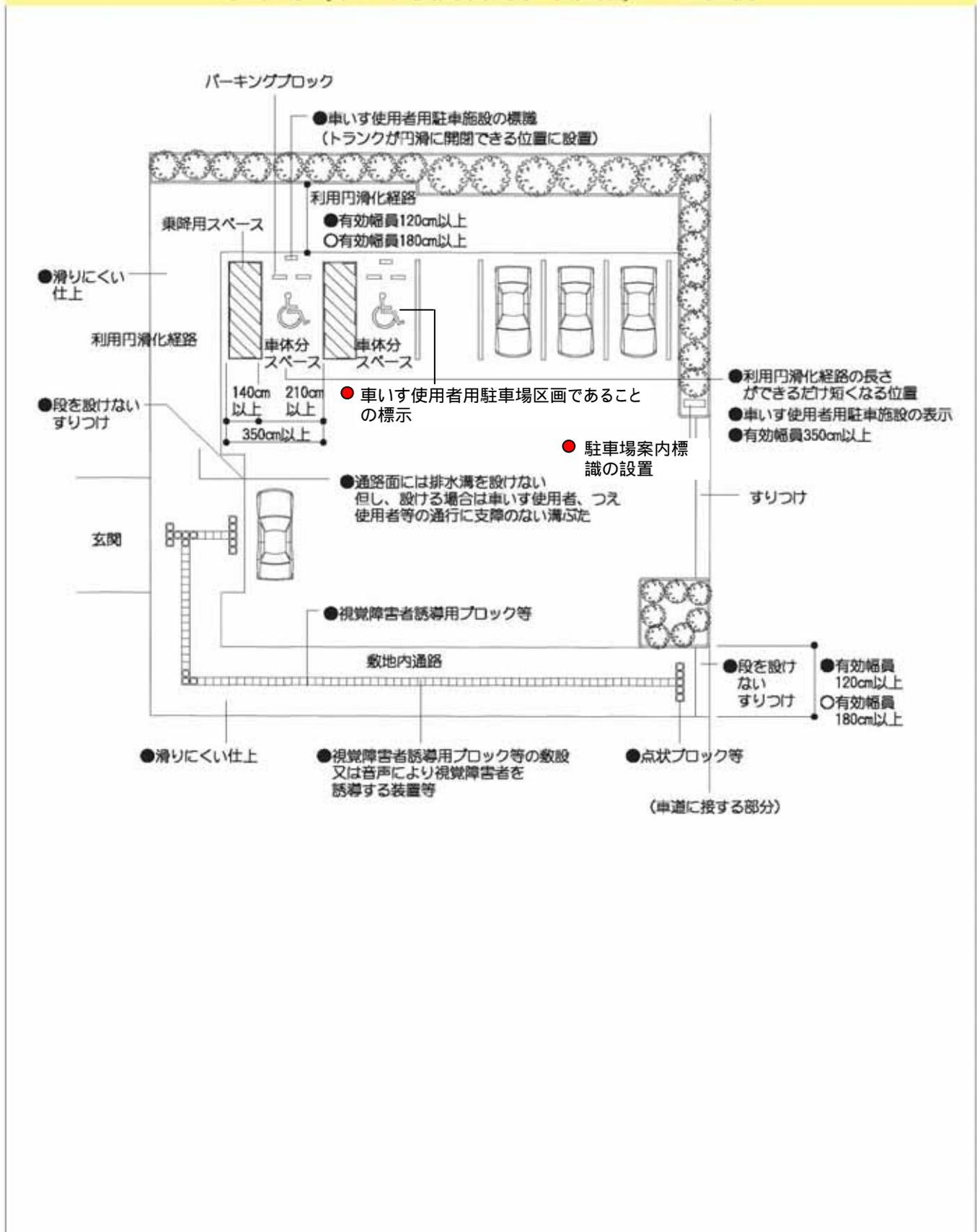
項目	整備水準	解説
設置数	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者用駐車施設の設置数は、駐車台数の合計に応じ、次のとおりとします。 ~50台 1以上 51~200台 (駐車台数の合計) × 1/50以上 201台~ (駐車台数の合計) × 1/100 + 2以上 	[BF] 利用円滑化誘導基準 端数は切り上げとします。
歩車道の分離 配置	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場内の歩道と車道を分離し、安全性を確保します。 地下及び立体駐車場である場合は、エレベータ付近に車いす利用者用駐車施設を設けます。 エレベータのない駐車場である場合は、地上1階の利用しやすい位置に車いす利用者用駐車施設を設けます。 	
奥行き	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者用駐車施設の奥行きは、トランクから荷物も出し入れが可能なスペースが確保できる長さとし、 	
床面	<ul style="list-style-type: none"> 床面は、濡れても滑りにくい材質とし、車いすが自然に動きださないよう水平性を確保します。 	
案内表示	<ul style="list-style-type: none"> 駐車用部分及び乗降用部分には、それぞれを識別できる表示をします。 	床面を舗装して表示する場合は、斜線の塗装や周辺部分との色の明度の差の大きい塗装とします。

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
屋根、ひさし 誘導標識 安全対策 優先利用案内 料金支払機 タクシ - 乗り場	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時等の利用に配慮し、車いす使用者用駐車施設及び通路には、屋根やひさしを設けます。 ・進入口から車いす使用者駐車場施設までの経路には、車いす使用者駐車場施設の位置を示す誘導標識等を適切に設けます。 ・駐車場内の見通しの悪い箇所には、カ - ブミラ - 等を設置します。 ・夜間でも安全に利用できるよう、蛍光塗料の使用、照明設備の設置等の配慮をします。 ・車いす使用者用駐車施設の付近には、非常時に備えて呼出設備等を設けます。 ・身体障害者等の優先利用施設であることを音声等により案内する設備を設置します。 ・駐車料金の支払いを機械式とする場合は、車いす使用者が利用しやすい機器を設置します。 ・必要に応じてタクシ - 乗り場を設けます。 ・タクシ - 乗り場と車路との間に段差が生じないように、緩やかな勾配等を設けます。 ・待ち溜まりスペースを十分にとり、乗降時に支障のないようにします。 ・タクシ - 乗り場は、リフト付き車両などにも対応できるよう配慮します。 ・タクシ - 乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字や記号で設置します。 ・雨天時等の利用に配慮し、タクシ - 乗り場には、屋根やひさしを設けます。 ・タクシ - 乗り場には、高齢者や障害者等が利用しやすいベンチなどを設けます。 	<p>車いす使用者駐車施設に車が進入したことをセンサ - が感知した場合に、優先スペースであることを音声により案内するシステムなどがあります。</p> <p>車いす使用者が運転席から手を伸ばすことが困難な場合があります。</p>

駐車場

駐車場（車いす利用者用駐車施設）の整備例



案内表示の例

車いす使用者用駐車施設の標識の例



※国際シンボルマークは、車いす利用者だけでなく全ての障害者が利用できることを示しています。

駐車場の誘導標識の例



3 建築物の出入口

【基本的な考え方】

建築物の出入口は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通過できるようにすることが必要です。そのためには、主要な出入口へのアプローチにはスロップを設け、車いすが通過できる幅員を確保し、自動ドアなどの開閉の容易なドアにする等の配慮が必要です。

また、利便性に配慮した動線計画、案内設備の設置、出入口表示等のわかりやすいサイン計画への配慮なども必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
廊下等 「1-1」 表面の仕上げ	イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。	
利用円滑化経路 「14-2」 傾斜路、昇降機 の設置	イ 学校(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設にあっては、利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。	階段又は段を設ける場合の傾斜路又は昇降機の設置の基準です。
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 戸の構造	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	1以上の通路について整備する必要があります。 車いすが通過できる幅員です。 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。
視覚障害者利用 円滑化経路 「15-2」 視覚障害者誘 導用ブロック 等	イ 視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等が適切に組み合わされて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	視覚障害者利用円滑化経路として整備する場合の基準です。
案内板 「13-1」 認識性 点字表示	公共的施設全体の概要を示す案内板を設ける場合には、1以上の案内板は、次に定める構造とすること。 イ 文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により見やすいものであること。 ロ 点字による表示が行われていること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合又は点字による表示を行うことが困難である場合は、この限りでない。	建築物に案内版を設ける場合の基準です。

設計標準

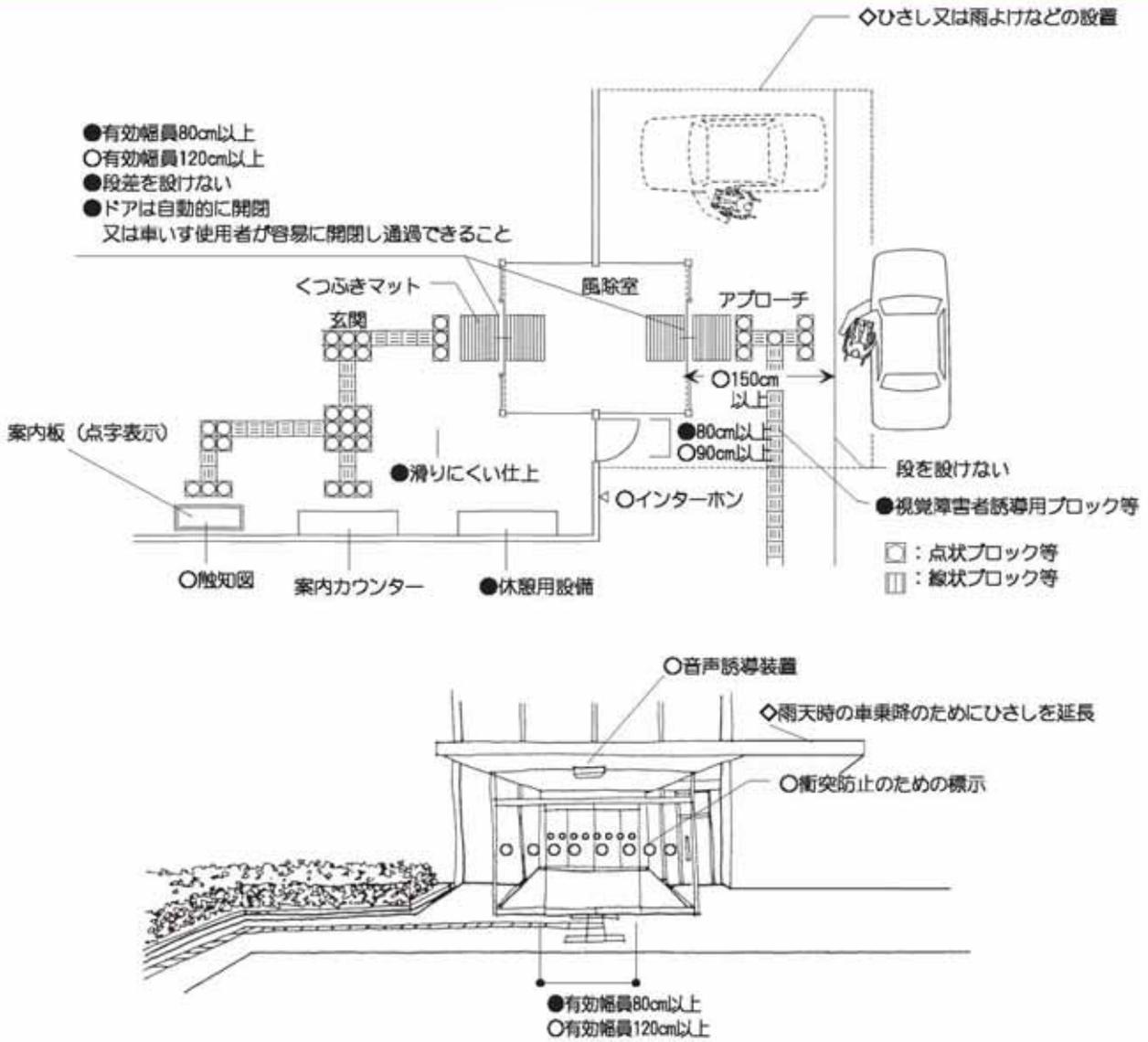
項目	整備水準	解説
出入口の有効幅員	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の出入口のすべてを整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接地上へ通じる出入口の有効幅員は、90cm以上とし、その1以上は、120cm以上とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 90cm：車いすが通過しやすい幅員です。 120cm：歩行者が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。</p>
戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> ドアを設ける場合は、自動ドアなど車いすが円滑に通過できる構造とし、かつ、前後に高低差を設けないようにします。 直接地上へ通じる出入口のうち1以上は、自動ドアとします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 [BF] 利用円滑化誘導基準</p>
把手	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の出入口の前後には、150cm×150cm以上の水平部分を設けます。 手動式ドアを設ける場合の把手は、棒状（垂直）又はレバ - 式とします。 把手の取付け位置は、85cm～90cm程度の高さとし、一定のレベルに設定します。 	
衝突防止	<ul style="list-style-type: none"> ドアの全面がガラスなど透明である場合は、衝突による事故を防止するため安全ガラスとし、部分的に色を入れる、シ - ルを貼る等の工夫をします。 	
靴の履き替え	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の出入口で上履きに履き替える場合には、体を支えるための手すりやベンチを設けます。 	<p>手すりを設置する場合は縦型とします。</p>
靴拭きマット	<ul style="list-style-type: none"> 靴ふきマットを設ける場合には、埋込式として平たんになるようにし、端部を固定します。また、材質は車いす使用者の通行に支障のないものとします。 	<p>毛足の長い絨毯などは避けます。</p>
呼出設備	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の主要な出入口には、インタ - フォンなどの呼出設備を設けます。 	
触知図	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者の案内誘導のために、触知図を設けます。 	

望ましい配慮

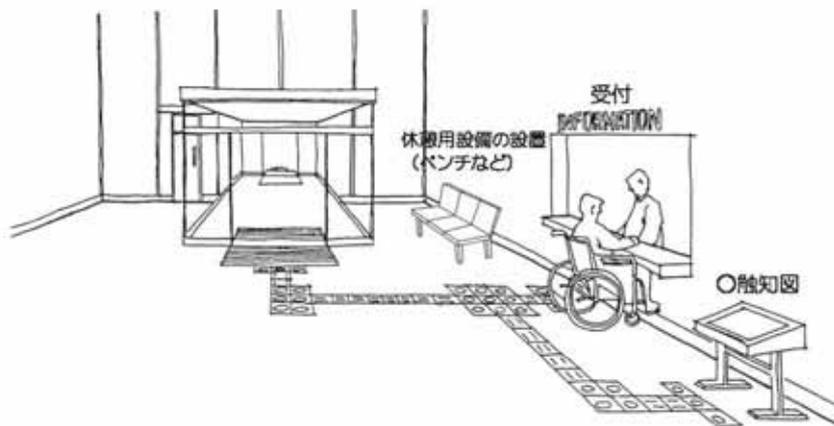
項目	整備水準	解説
ひさし、雨よけ	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時の利用に配慮し、建築物の出入口には、ひさし、雨よけ等を設けます。 	
自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> 自動ドアを設ける場合には、開閉時間に配慮するとともに、開閉起動装置の感知域を広げるなど、安全性に配慮します。 	<p>開放時間は10秒程度とします。</p>
段差	<ul style="list-style-type: none"> 自動式開閉戸は、開いたドアに衝突する等、危険となる場合がありますので十分な配慮が必要です。 	<p>光線式などでは、床上20cm程度及び60cm程度の2カ所で感知します。</p>
回転ドア	<ul style="list-style-type: none"> 敷居、溝等は段差が生じやすいので、埋込型のレ - ルを使う等の配慮をします。 回転ドアは、高齢者、障害者、乳幼児等には、使いにくく、危険な場合がありますので十分な配慮が必要です。 	

建築物の出入口

建築物の出入口の整備例

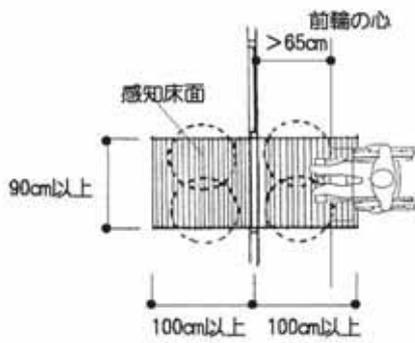


建築物の出入口の内部

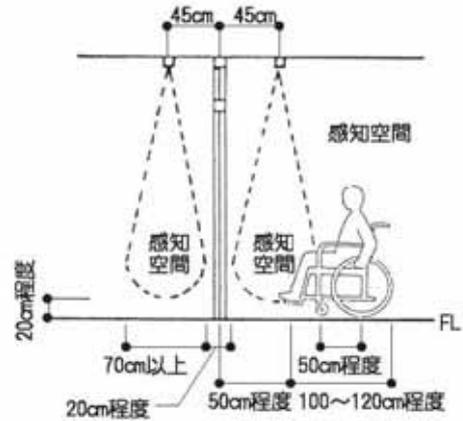


自動ドアの感知方式（参考）

a. マットスイッチ（床面感知）

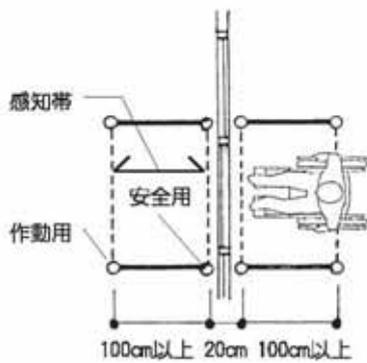


b. 超音波スイッチ（空間感知）

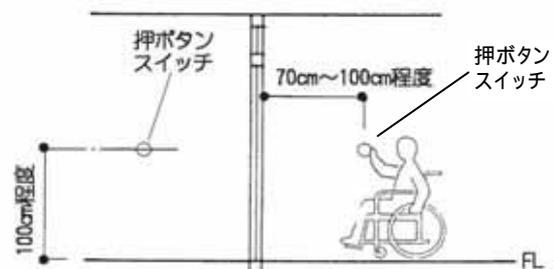


c. 光線スイッチ（線感知）

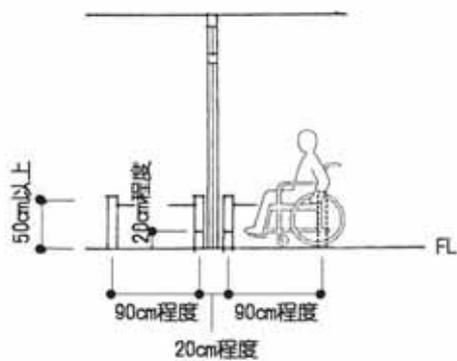
(平面)



d. 押ボタンスイッチ（点感知）



(側面)



4 利用居室の出入口

【基本的な考え方】

利用居室の出入口は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通過できるようにすることが必要です。そのためには、車いすが通過できるように幅員、ドアの構造、ドアの開閉が容易にできるようなスペースの確保などに配慮することが必要です。
また、利用居室の名称等を分かりやすく表示することなどの利便性の配慮も必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
廊下等 「1-1」 表面の仕上げ	イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。	
利用円滑化経路 「14-2」 傾斜路、昇降機 の設置	イ 学校(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共施設にあっては、利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。	階段又は段を設ける場合の傾斜路又は昇降機の設置の基準です。
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 戸の構造	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	1以上の通路について整備する必要があります。 車いすが通過できる幅員です。 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

設計標準

項目	整備水準	解説
利用居室の有効幅員	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室のすべての出入口を整備の対象とします。 ・ 利用居室の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。	[BF] 利用円滑化誘導基準 車いすが通過しやすい幅員です。
戸の構造	・ ドアを設ける場合は、自動ドアなど車いすが円滑に通過できる構造とし、かつ、前後に高低差を設けないようにします。	[BF] 利用円滑化誘導基準
開閉装置	・ ドアチェックは、緩やかに作動し、操作の軽いものとします。	
戸の形式	・ 開戸の場合は、内開きとする。	
衝突防止	・ やむを得ず外開きとする場合は、アルコ - プを設置するなど、通行の安全上支障のないようにします。 ・ ドアの全面がガラスなど透明である場合は、衝突による事故を防止するため安全ガラスとし、部分的に色を入れる、シ - ルを貼る等の工夫をします。	[BF] 利用円滑化誘導基準 アルコ - プの奥行き寸法は戸幅以上とします。
水平面	・ ドアの前には、車いす使用者がドアを開閉するため、140cm × 140cm以上の水平面を設けます。	
把手	・ 把手は、棒状(垂直)又はレバ - 式とします。 ・ 把手の取付け位置は、85cm ~ 90cm程度の高さとし、一定のレベルに設定します。	

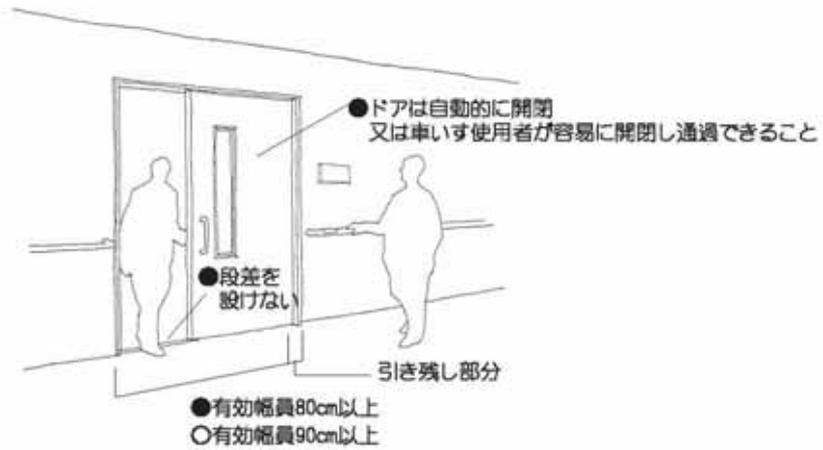
項目	整備水準	解説
キックプレート 点字表示 床の識別性	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアには、必要に応じ、キックプレート（車いす当たり）を床面から15cm～35cm程度の高さに設置します。 ・手すりに室名などの点字表示を行います。 ・廊下等と利用居室の床面は、明度の差の大きいデザインなどにより区分し、識別しやすいものとします。 	

望ましい配慮

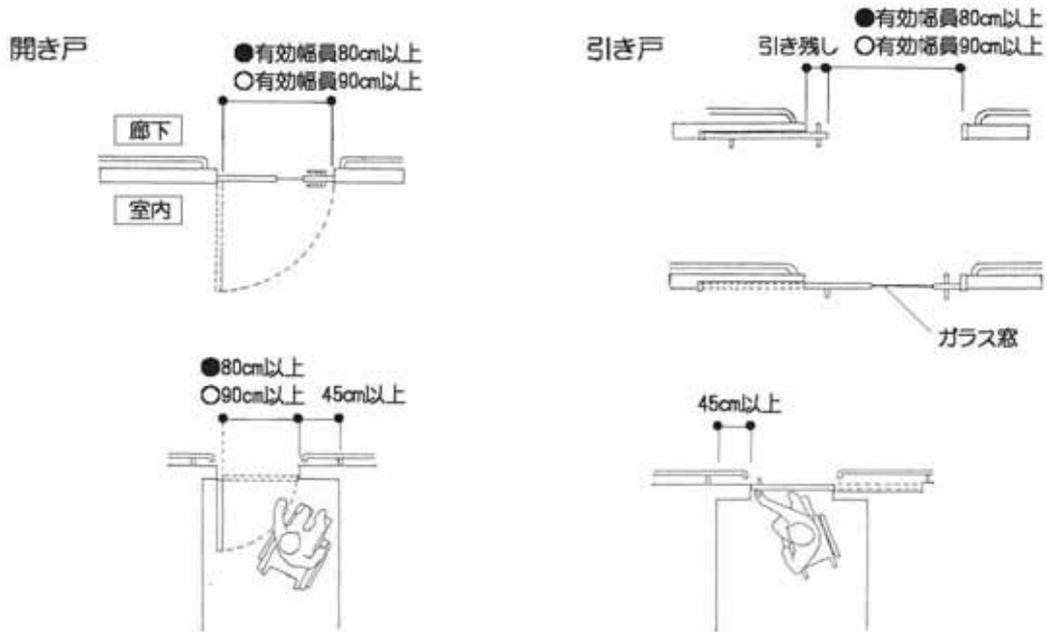
項目	整備水準	解説
自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・自動ドアを設ける場合は、開閉時間に配慮するとともに、開閉起動装置の感知域を広げるなど、安全性に配慮します。 	開放時間は10秒程度とします。 光線式などでは、床上20cm程度及び60cm程度の2カ所で感知します。
引き戸 ガラス窓	<ul style="list-style-type: none"> ・引戸は、室内側に取付けます。 ・開戸の場合には、ドアの反対側にいる人等の動きがわかるよう、ガラスを入れます。 	ガラス窓の下端高さは、60cm程度とします。
把手	<ul style="list-style-type: none"> ・材質は安全性を配慮して樹脂ガラス又は網入りガラスを用います。 ・指つめ防止のため、把手とドアの隙間を確保します。 	隙間は、6cm～8cm程度とします。
段差	<ul style="list-style-type: none"> ・敷居、溝等は段差が生じやすいので、埋込型のレールを使う等の配慮をします。 	
点字ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者のために、出入口の外側と内側に、点状ブロック等を敷設します。 	
室名表示	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り室名表示を行います。表示する場合は、高さ等を配慮します。 	離れた位置からの認識性も考慮して、突き出し型も併設します。
戸の識別性	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアと周囲との色の明度差を大きくする等、ドアを認識しやすいよう、デザインに工夫します。 	

利用居室の出入口

利用居室の出入口の整備例



利用居室の出入口の形式

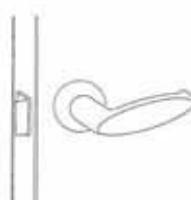


ドアの把手の形式 (使いやすい形状の例示)

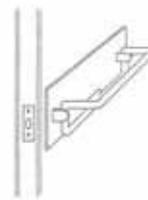
棒状



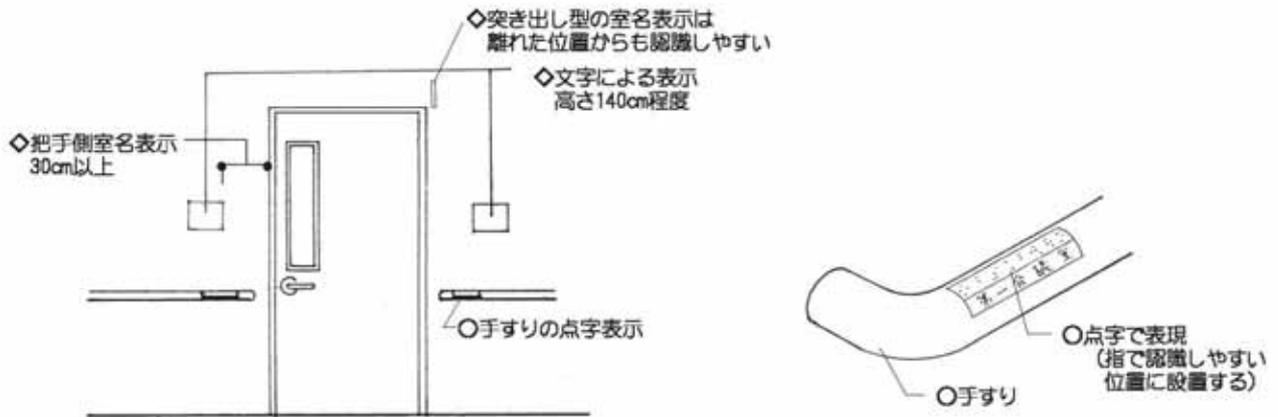
レバーハンドル



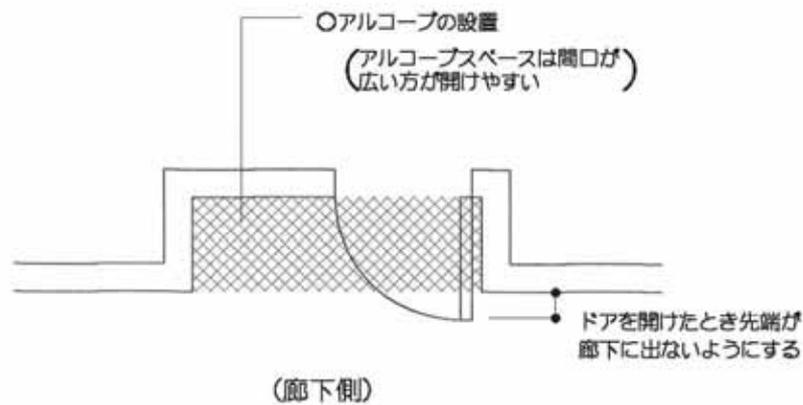
パニックバー



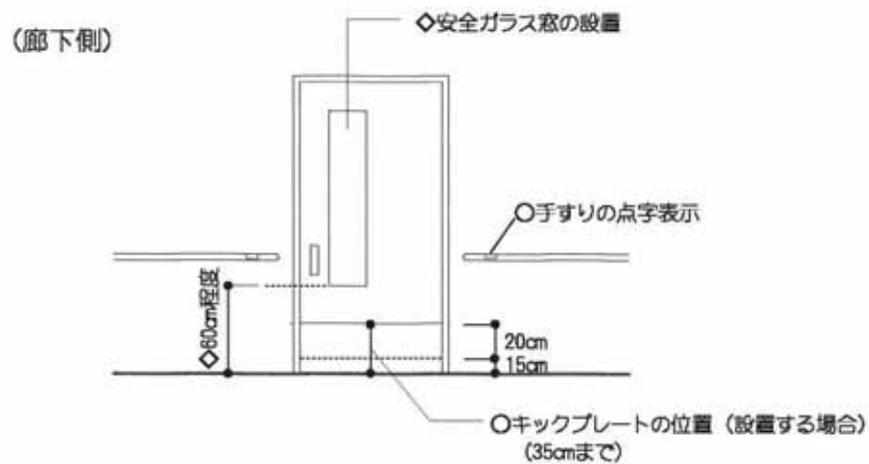
室名表示及び位置



アルコーブ



キックプレート・安全ガラス窓



5 廊下等

【基本的な考え方】

廊下は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通行できるようにすることが必要です。そのためには、十分な幅員を確保し、通行の支障となる段差や突出物がないようにすることが必要です。

通路や廊下には、段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路を設け、高齢者、障害者等の安全性の確保や負担の軽減に配慮することが必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
廊下等 「1-1」 表面の仕上げ 点状ブロック 等	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に定める構造とすること</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）が敷設されていること。ただし、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 建築物である路外駐車場に設けるもの</p>	
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 車いすの転回 の場所 戸の構造	<p>ハ 利用円滑化経路を構成する廊下等は、上記のほか、次定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120cm以上であること。</p> <p>(2) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所が設けられていること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>1以上の廊下等について整備する必要があります。</p> <p>手すりがある場合は、有効幅員は手すりの内法で計測します。歩行者が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。</p> <p>140cm×140cm以上のスペースを確保します。</p> <p>自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>
利用円滑化経路 「14-2」 傾斜路、昇降 機の設置	<p>イ 学校(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設にあっては、利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	<p>階段又は段を設ける場合の傾斜路又は昇降機の設置の基準です。</p>

設計標準

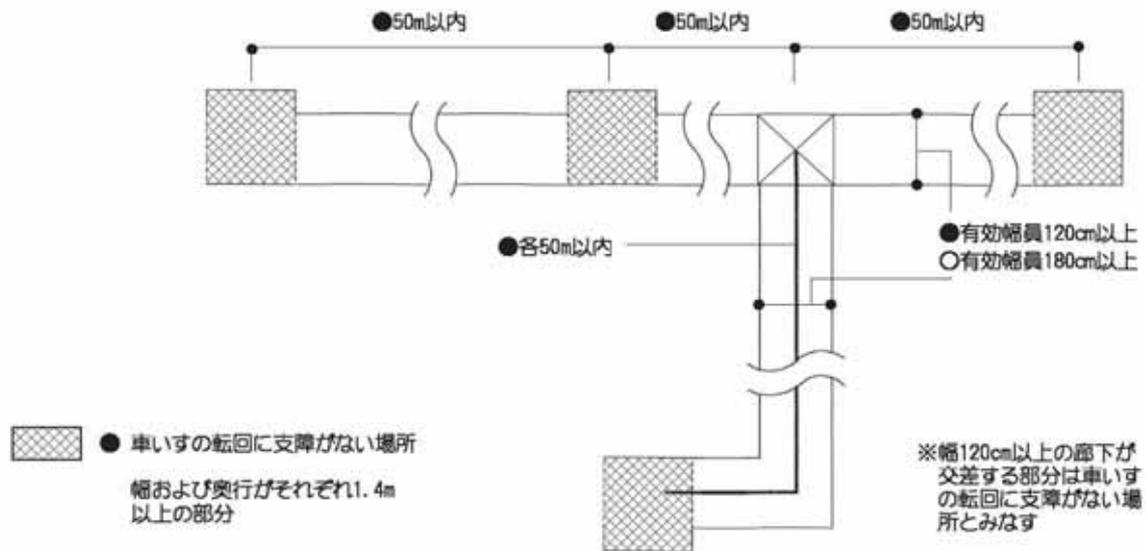
項目	整備水準	解説
傾斜路、昇降機の設置 有効幅員	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するすべての廊下等を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 廊下等に段又は階段を設ける場合には、傾斜路又は昇降機を設置します。 廊下等の有効幅員は、180cm以上とします。ただし、廊下の末端付近及び50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合は、140cm以上とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりがある場合は、有効幅員は手すりの内法で計測します。車いす同士がすれ違いができる幅員です。180cm×180cm以上のすれ違いスペースを確保します。</p>
交差部、屈曲部	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等の始点、終点、曲がりの部分、折り返しの部分、他の廊下等と交差する部分には、150cm以上の水平部分を設けます。 廊下等の屈曲部の出隅は面取りします。 	
戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等に戸を設ける場合は、自動ドアなど車いすが円滑に通過できる構造とし、かつ、前後に高低差を設けないようにします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>
アルコ - ブ	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等の側壁に、外開きの戸がある場合は、アルコ - ブを設置するなど、通行の安全上支障のないようにします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 アルコ - ブの奥行き寸法は戸幅以上とします。</p>
壁面	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等の側壁には、突出物を設けないものとします。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の安全上支障がないよう、必要な措置を行います。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 突起物をつえなどで知覚できる措置などを行います。</p>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等に手すりを設けます。 手すりは、統一した高さで連続して設けます。 手すりは、壁との間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 	<p>手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p>
視覚障害者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端部は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 廊下等の端部、曲がり角の部分等に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 視覚障害者が、建築物内の目的箇所に容易かつ安全に到達できるよう配慮します。 	<p>室名表示、案内板、音声誘導設備、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配慮を行います。</p>

廊下等

望ましい配慮

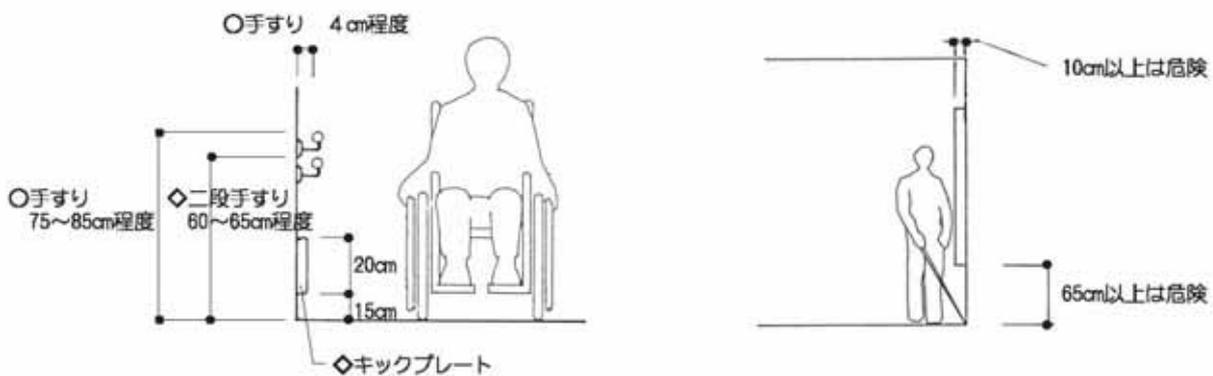
項目	整備水準	解説
キックプレート 手すり 出隅処理	<ul style="list-style-type: none">・ 車いす使用者が安心して通行できるよう、廊下等の壁面下部にキックプレート（車いす当たり）を設けます。・ 廊下等には、両側に手すりを設けます。・ 廊下等に手すりを設ける場合は、二段手すりも併設します。・ 廊下の曲がり角の出隅には、30cm以上の面取りや、鏡の設置を行います。	手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。 二段手すりの高さは、60cm～65cm程度とし、一般手すりより前にずらして取り付けます。

車いすの転回スペースの設置例

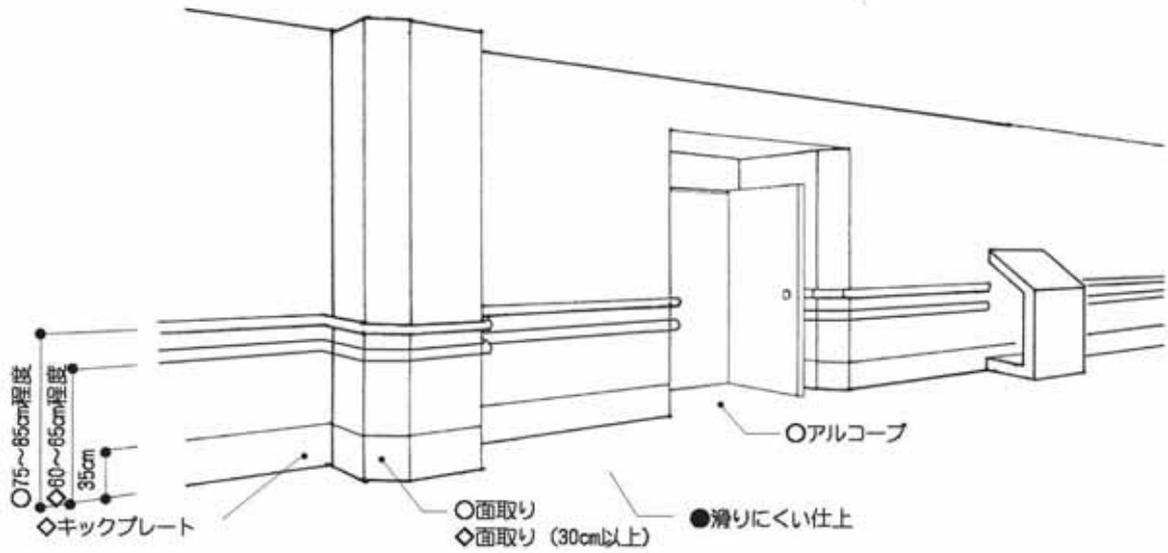


廊下の側壁の整備例

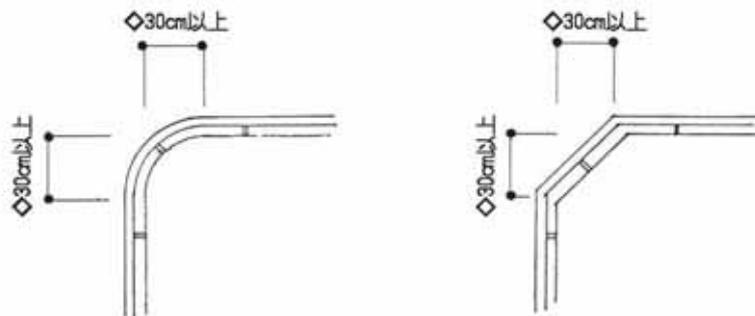
視覚障害者等に危険な突起物



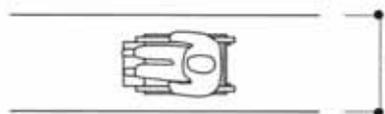
廊下の整備例



廊下の出隅処理の例



廊下の幅員

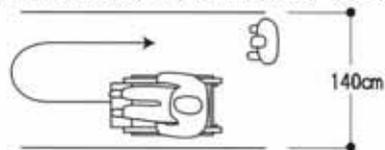


●有効幅員120cm以上

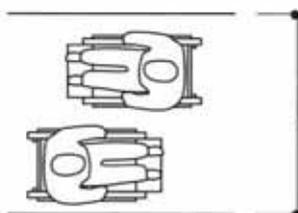
- ・車いすが通行しやすい
- ・人が横向きになれば車いすとすれ違うことができる
- ・松葉杖（2本杖）使用者が通行できる

（参考）

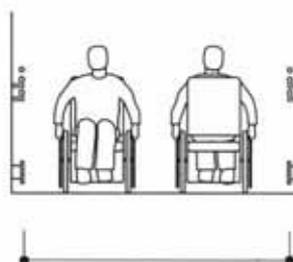
幅140cm：車いすが転回（180°方向転換）できる



幅180cm：車いす同士がすれ違うことができる



○有効幅員180cm以上



○有効幅員180cm以上

〔廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所（180cm角以上）を設けた場合は140cm〕

II

6 階段

【基本的な考え方】

階段は、高齢者、障害者等にとって大きな負担となるとともに、転落、転倒などの事故の危険性が高いところであり、安全性の確保や負担の軽減に配慮する必要があります。十分な幅員を確保し、手すりや踊場を設けるなどの配慮を行うとともに、設置場所についても十分な検討が必要です。

●構造等基準

項目	整備水準	解説
階段「2-1」 ●手すり ●表面の仕上げ ●識別性 ●つまづきにくさ ●点状ブロック等 ●回り階段の禁止	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 踊場を除き、手すりが設けられていること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ハ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造であること。</p> <p>ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が建築物である路外駐車場に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>手すりの高さは75cm～85cm程度とします。</p> <p>段鼻の色の明度差を大きくする等により識別性を確保します。</p> <p>らせん階段や踊場部分の段を設けた階段を禁止する基準です。</p>

○設計標準

項目	整備水準	解説
○傾斜路、昇降機の設置 ○有効幅員 ○踊場 ○側壁 ○階段の寸法 ○手すり	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 階段の有効幅員は、140cm以上とします。 <ul style="list-style-type: none"> 転落時の防止のため、適所に踊場を設けます。 階段が、壁に接していない場合は、高さ5cm以上の立上りを設けます。 階段のけあげは16cm以下、路面は30cm以上とします。 つまづき防止のため、け込みは2cm以下とします。 踊場を除き、両端に手すりを設けます。 階段の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下地で支持します。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりを設ける場合には、手すりの幅が10cmまでは、手すりがないものとみなします。</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは75cm～85cm程度とします。</p>

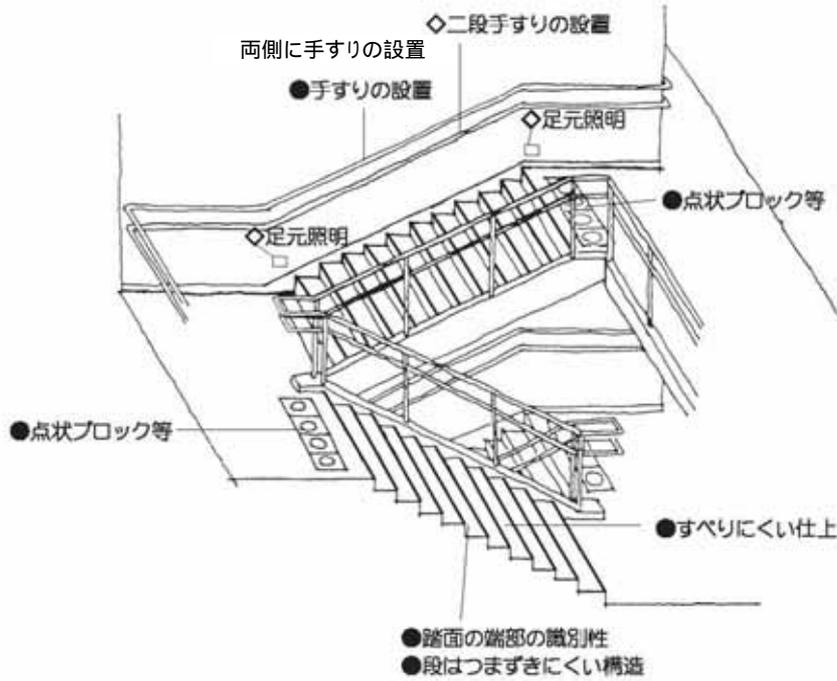
項目	整備水準	解説
視覚障害者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の端の部分の手すりは、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 ・ 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端の部分は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 ・ 階段の端部に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 ・ 視覚障害者が、建築物内の目的箇所に容易かつ安全に到達できるよう配慮します。 	案内板、音声誘導設備、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配慮を行います。

望ましい配慮

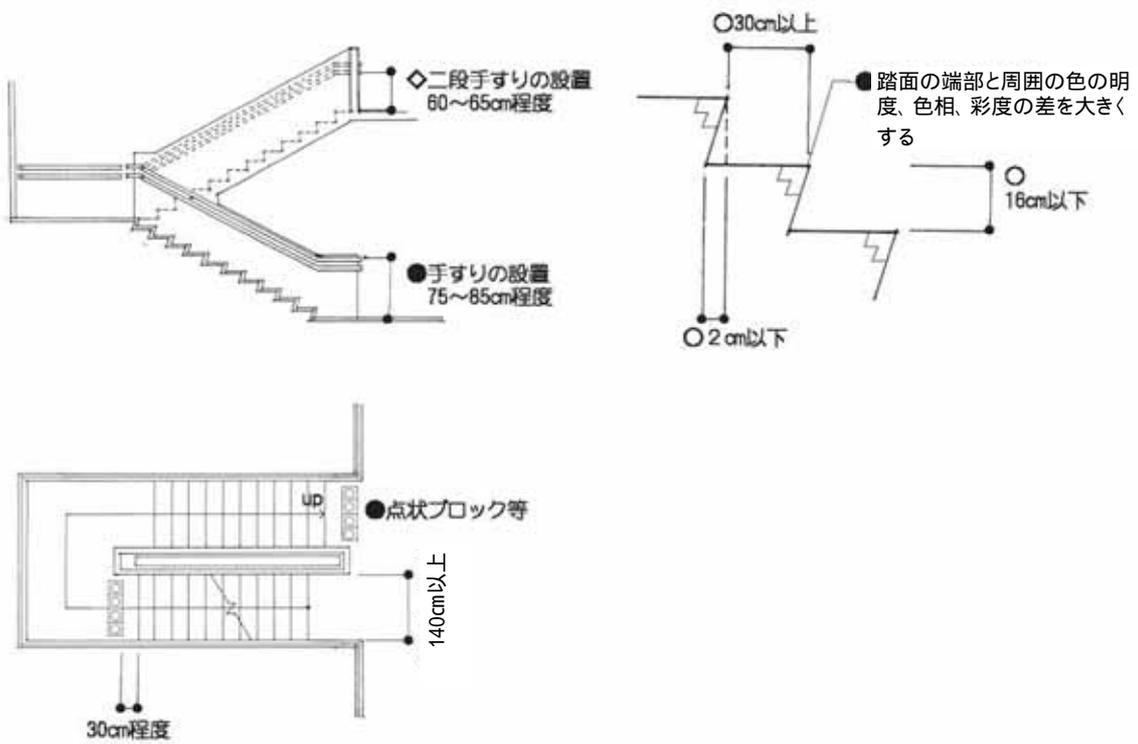
項目	整備水準	解説
階段の形状 寸法 け込み板 階数表示 衝突防止 手すり 足元照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 折れ線階段とします。 ・ 同一階段では、同一寸法とします。 つま先の引っかけや、つえなどの落ち込みを防止するため、け込み板を設けます。 階段表示は、わかりやすく大きくします。 階段の下部空間が通行できる場合には、視覚障害者、乳幼児などの衝突防止のため、接近防止柵などの安全対策を行います。 階段に手すりを設ける場合は、二段手すりも併設します。 路面、段鼻を認識しやすくするため、足元照明などを設置します。	二段手すりの高さは、60cm～65cm程度とし、一般用手すりより前にずらして取り付けます。

階段

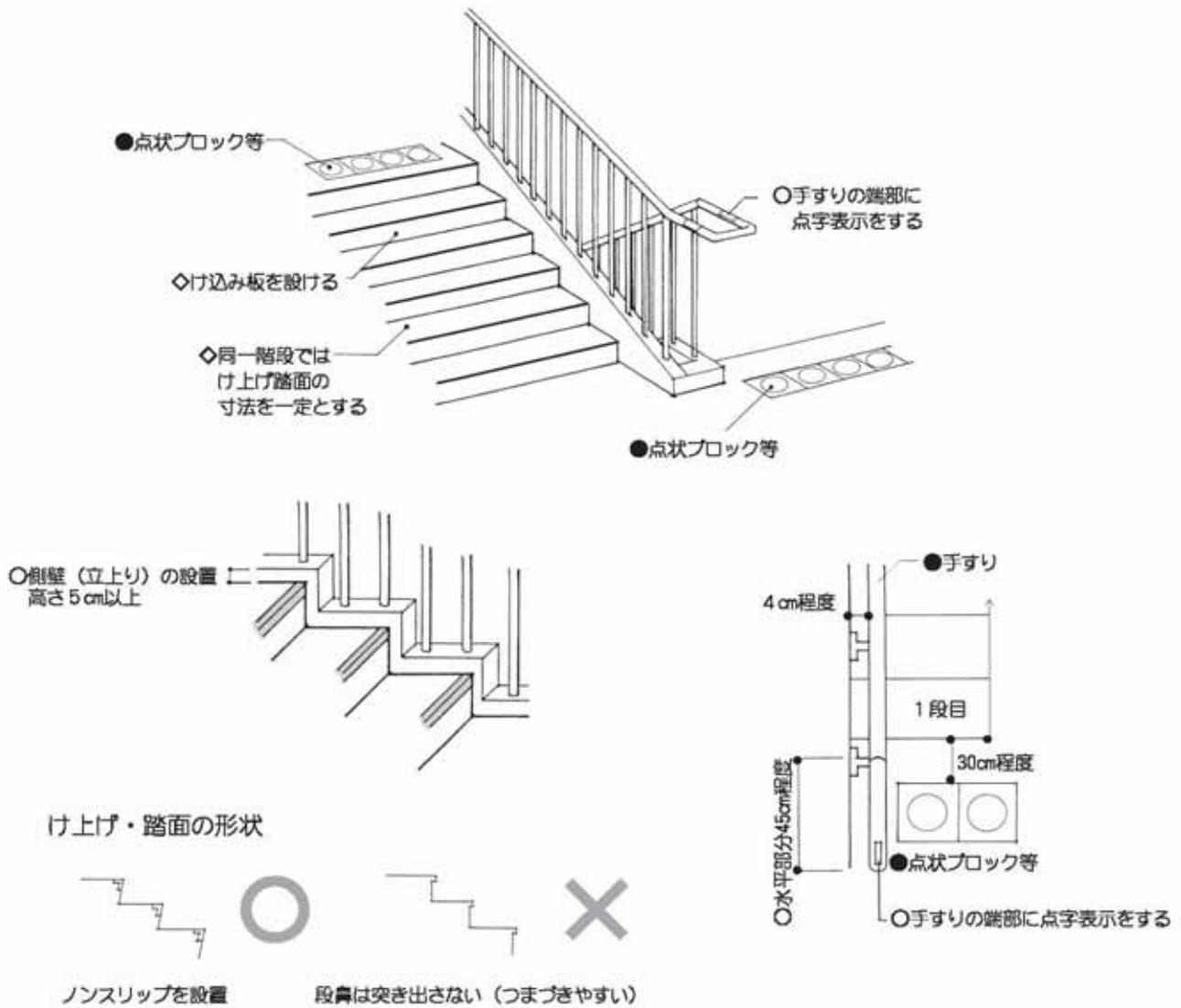
階段の整備例



望ましい階段の寸法



視覚障害者等に配慮した整備例



階段の形式



7 傾斜路

【基本的な考え方】

廊下や通路には、段差を設けないことが基本ですが、やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路を設置します。傾斜路は、十分な幅員を確保し、手すりや踊場を設けるなど、高齢者、障害者等にとっての安全性の確保や負担の軽減に配慮することが必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
傾斜路 「3-1」 手すり 表面の仕上げ 識別性 点状ブロック等	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ハ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 建物である路外駐車場に設けるもの</p>	<p>手すりの高さは75cm～85cm程度とします。</p>
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 勾配 踊場 側壁	<p>ニ 利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、上記のほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上であること。</p> <p>(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(4) 両側に高さ5cm以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p>	<p>1以上の傾斜路について整備する必要があります。</p> <p>歩行者が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。</p>

設計標準

項目	整備水準	解説
設置	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するすべての傾斜路を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の有効幅員は、150cm以上とし、段に併設する場合は、120cm以上とします。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
勾配	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の勾配は、15分の1以下とします。 	
傾斜路との交差部など	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返しの部分及び他の通路と交差する部分には、150cm以上の水平部分を設けます。 	
踊場	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の高さが75cmを越える場合には、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けます。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
側壁	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の両側に高さ5cm以上の側壁を設けます。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の高さが16cmを越える場合は、両側に手すりを設けます。 傾斜路の手すりは、統一した高さで連続して設けます。 傾斜路の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 傾斜路の端の部分の手すりは、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端の部分は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 傾斜路の端部、曲がり角の部分等に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。
視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者が、建築物内の目的箇所に容易かつ安全に到達できるよう配慮します。 	案内板、音声誘導設備、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配慮を行います。

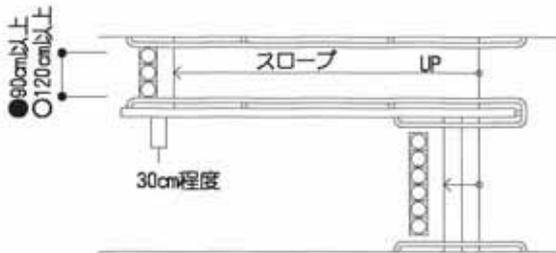
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路に手すりを設ける場合は、二段手すりも併設します。 	二段手すりの高さは、60cm～65cm程度とし、一般用手すりより前にずらして取り付けます。

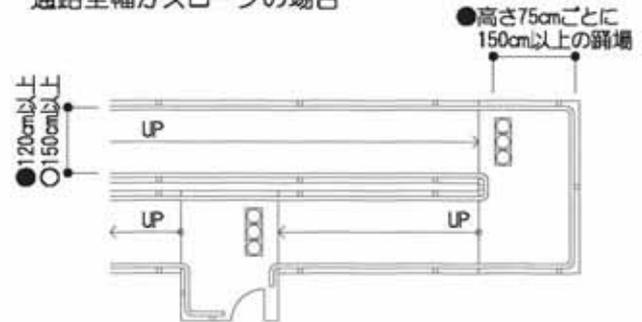
傾斜路

傾斜路の幅員

段を併設する場合

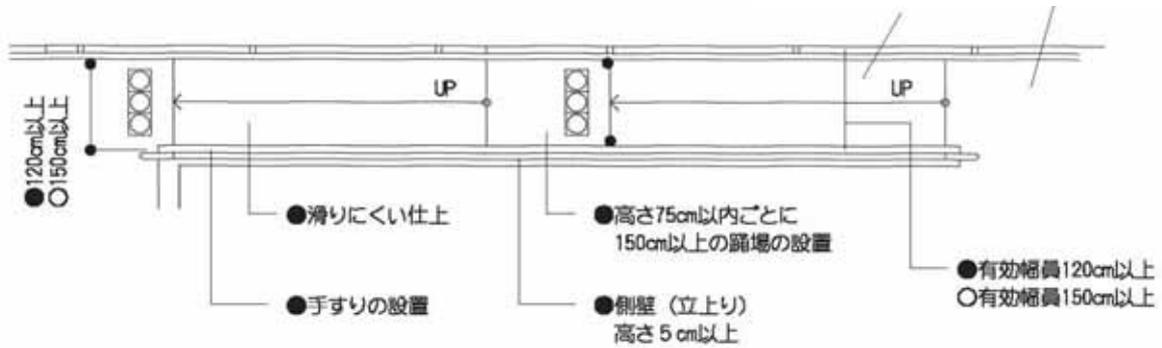


通路全幅がスロープの場合

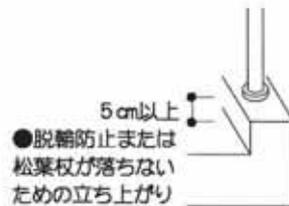


傾斜路の整備例

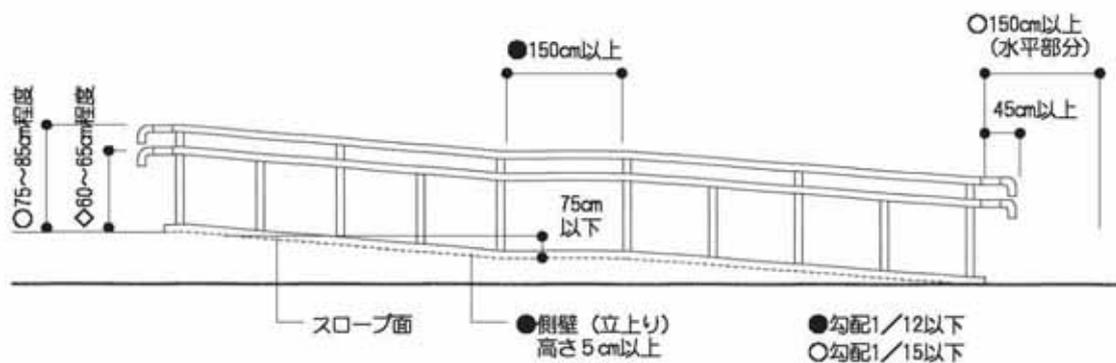
スロープは、踊場、廊下等と色の明度、色相、彩度の差の大きい色とする



縁部の立ち上がり



傾斜路の手すりの例



8 エレベータ

【基本的な考え方】

車いすやベビーカーを使用している人をはじめ、階段の利用が困難な人にとって、エレベータは利便性の高い垂直移動の方向となります。垂直移動が必要な施設には、適切な位置にエレベータを設置し、高齢者、障害者等が安全に、かつ円滑に利用できるように配慮することが必要です。また、案内表示、制御装置等についても配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
利用円滑化経路「14-2」 必要階への停止 出入口の有効幅員 かごの奥行き 乗降ロビー 制御装置 表示装置	ホ 利用円滑化経路を構成する昇降機（特殊な構造等の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造であること。 (1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 (2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80cm以上であること。 (3) かごの奥行きは、内法が135cm以上であること。 (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法が150cm以上であること。 (5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。 (6) かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置が設けられていること。 (7) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置が設けられていること。	利用円滑化経路を構成する1以上のエレベータについて整備する必要があります。 車いすが通過できる幅員です。 高さは、100cm程度とします。
利用円滑化経路「14-2」 用途面積が2,000㎡以上の施設に設けるエレベータの構造 かごの有効幅員 車いす転回スペース 鏡 手すり	(8) 学校（特別支援学校を除く。）、事務所等、共同住宅等、自動車教習所等及び工場以外の公共的施設で用途面積が2,000㎡以上のものの利用円滑化経路を構成する昇降機（特殊な構造等の昇降機を除く。）にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定めるもののほか、次に定める構造であること。 (一) かごの有効幅員は、140cm以上であること。 (二) かごは、車いすの転回に支障がない構造であること。 (三) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡が設けられていること。 (四) かご内には、その両側面に手すりが設けられていること。	不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する用途面積が2000㎡以上の施設である場合には、利用円滑化経路を構成する1以上のエレベータについて整備する必要があります。 140cm×140cm以上の転回スペースを確保します。 手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。
利用円滑化経路「14-2」 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベータの構造 音声案内	(9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機（特殊な構造等の昇降機を除く。）及び乗降ロビーにあっては、(1)から(8)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。ただし、建築物である路外駐車場に設けるものである場合は、この限りでない。 (一) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。	不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する施設である場合には、利用円滑化経路を構成する1以上のエレベータについて整備する必要があります。

エレベーター

項目	整備水準	解説
●点字表示等 ●音声誘導	(二) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であること。 (三) かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。	
利用円滑化経路「14-2」 ●表示	(10) 乗降ロビー又はその付近には、当該昇降機及び昇降ロビーが(1)から(9)までの定める基準に適合するものである旨が見やすい方法により表示されていること。	
利用円滑化経路「14-2」 ●エレベーター（特殊な構造等 の昇降機） ●かごの有効幅員と奥行き ●車いすの転回スペース	へ 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、次に定める構造であること。 (1 エレベーターにあつては、次に定める構造であること。 、 (一) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものであること。 (二) かご有効幅員が70cm以上で、かつ、奥行きが120cm以上であること。 (三) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの床面積が十分に確保されていること。	利用円滑化経路をエレベーター（段差解消機など）で構成した場合、1以上のエレベーターについて整備する必要があります。
利用円滑化経路「14-2」 ●表示	(3) 昇降機の付近には、当該昇降機である旨が見やすい方法により表示されていること。	

エレベータ

設計標準

項目	整備水準	解説
昇降機の設置 設置位置 出入口有効幅員	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する1以上の昇降機を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 エレベータは、主要な経路に隣接した位置に設置します。 かご及び乗降路に出入口の有効幅員は、90cm以上とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 車いすで通過しやすい幅員です。</p>
かごの寸法	<ul style="list-style-type: none"> かごの幅は、160cm以上とします。 	
かごの床面	<ul style="list-style-type: none"> かごの床面仕上げは、車いすの回転移動に支障のないもので、かつ、滑りにくいものとします。 	
かごの隙間	<ul style="list-style-type: none"> かご到着時には、乗降口ビ - とかごの間隔をできるだけ狭くし、かつ、段差が生じないようにします。 	
扉の安全対策 鏡	<ul style="list-style-type: none"> かごの出入口に、利用者を感知して扉の閉鎖を自動的に制御する光電装置などを設けます。 かご内に、鏡を設置します。 鏡の幅は、扉寸法より大きくします。 鏡は、割れにくい安全性の高いものとします。 	<p>床上20cm程度及び60cm程度の2カ所で感知させます。</p>
階数表示 乗降口ビ -	<ul style="list-style-type: none"> かごの階数表示は、大きくわかりやすいものとします。 乗降口ビ - は、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上とします。 乗降口ビ - の床には、点状ブロック等を制御装置側に寄せて敷設します。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
制御装置	<ul style="list-style-type: none"> かご内には、車いす使用者が操作しやすいように両側に制御装置を設けます。 制御装置には点字表示を行います。 制御装置の操作ボタンは、視覚障害者が認知しやすい方式とします。 	<p>タッチセンサ - 式のボタンは認知しにくい場合があります。</p>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> かご内には、その両側面に手すりを設けます。 	

望ましい配慮

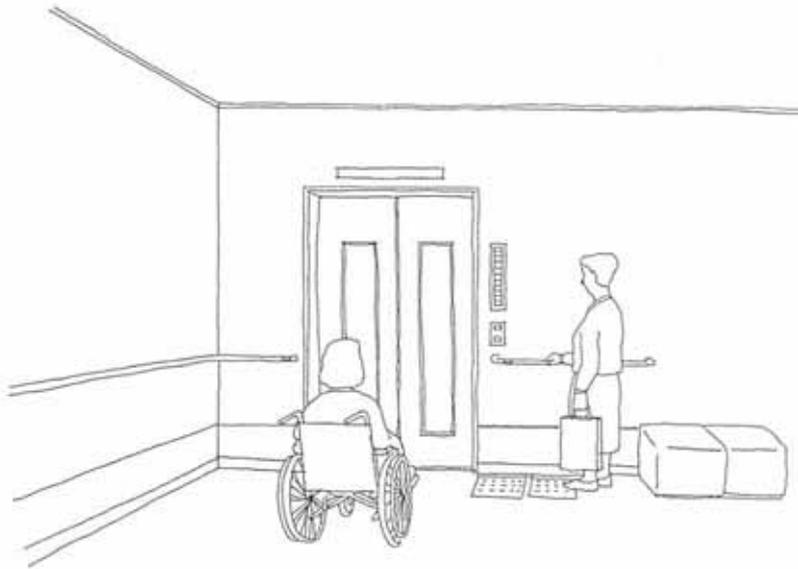
項 目	整 備 水 準	解 説
キックプレ - ト ガラス窓	<ul style="list-style-type: none"> ・ かご内の側板にキックプレ - ト（車いす当たり）を設けます。 	
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ かご内部が見えるように、エレベ - タ - 扉にガラス窓を設置します。 	開放時間は10秒程度とします。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者等用の制御装置が操作された場合には、扉の開閉時間が通常より長くなるよう設定し安全に配慮するとともに、利便性にも配慮し、閉ボタンも併設します。 	
定員超過案内	<ul style="list-style-type: none"> ・ かご内には、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡可能なモニター等の設備を設けます。 	
定員超過案内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員超過（過負荷）であることを案内する音声設備や表示灯を設置します。 	
乗降ロビ - の 音声案内音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数のエレベ - タ - を設置する場合は、視覚障害者対応エレベ - タ - の到着音を異なる案内音とすることにより、視覚障害者を的確に誘導するよう配慮します。 	
制御装置の高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降ロビ - 、かご内の車いす使用者用制御装置の高さは、100cm程度の基準ですが、電動車いす使用者等には高すぎる場合もあるので十分な配慮が必要です。 	80cm ~ 100cm程度の範囲で十分な検証を行います。
休憩設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降ロビ - には、高齢者などが休憩できる、いすやベンチなどを設置します。 	

エレベータ

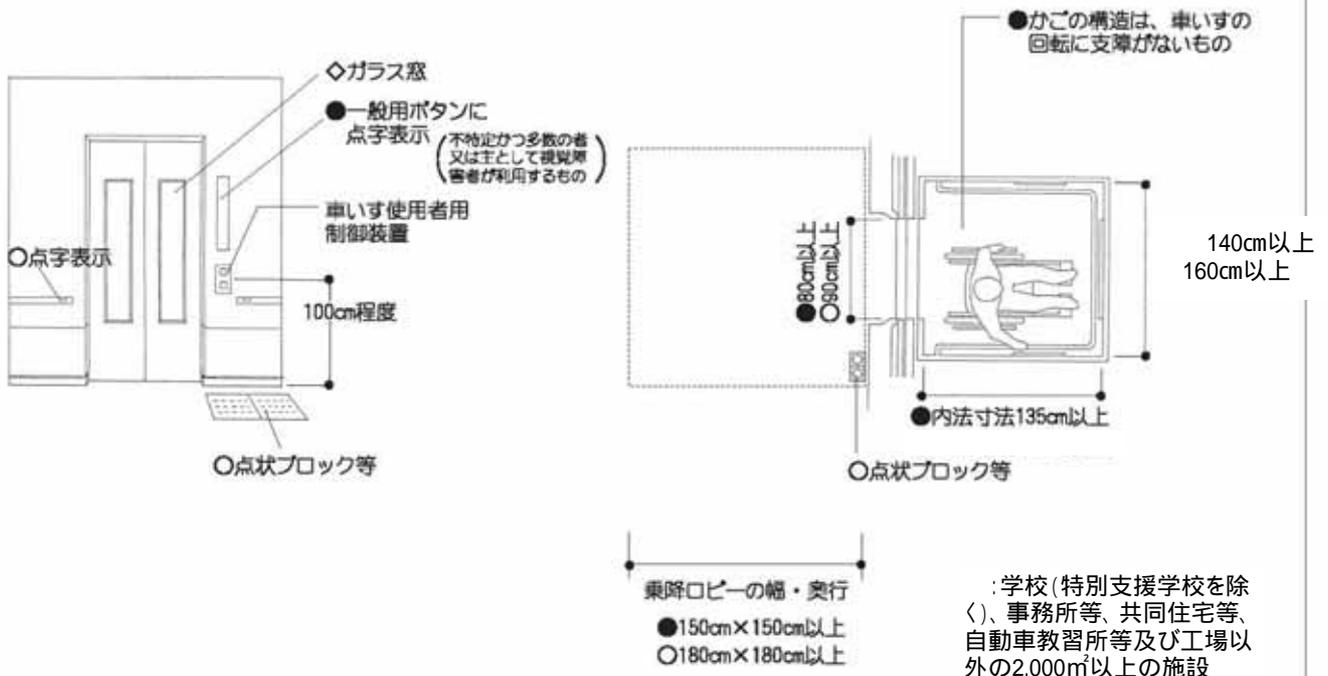
エレベータの構造等基準一覧表

	利用円滑化経路を構成するエレベータ		
	多数の者又は主として 高齢者、障害者等が利 用できるもの	不特定かつ多数の者 又は主として高齢者、 障害者等が利用する もの(用途面積2,000m ² 以上の施設)	不特定かつ多数の者 又は主として視覚障 害者が利用するもの
必要階停止			
出入口有効幅員	80cm	80cm	80cm
かご/奥行き	135cm	135cm	135cm
/有効幅員	-	140cm	140cm
/制御装置(車いす対応)			
/表示装置(停止予定階、現在位置)			
/転回(車いす対応)	-		
/鏡	-		
/手すり(両側)	-		
/制御装置(点字表示)	-	-	
/音声案内(到着予定階、戸の閉鎖)	-	-	
/音声案内(昇降方向)	-	-	
乗降口ピ - /高低差排除			
/幅・奥行き	150cm	150cm	150cm
/制御装置(車いす対応)			
/表示装置(昇降方向)			
/制御装置(点字表示)	-	-	
/表示装置(昇降方向)	-	-	

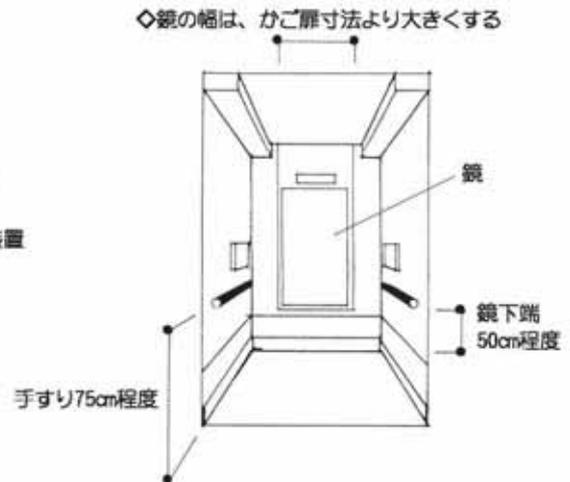
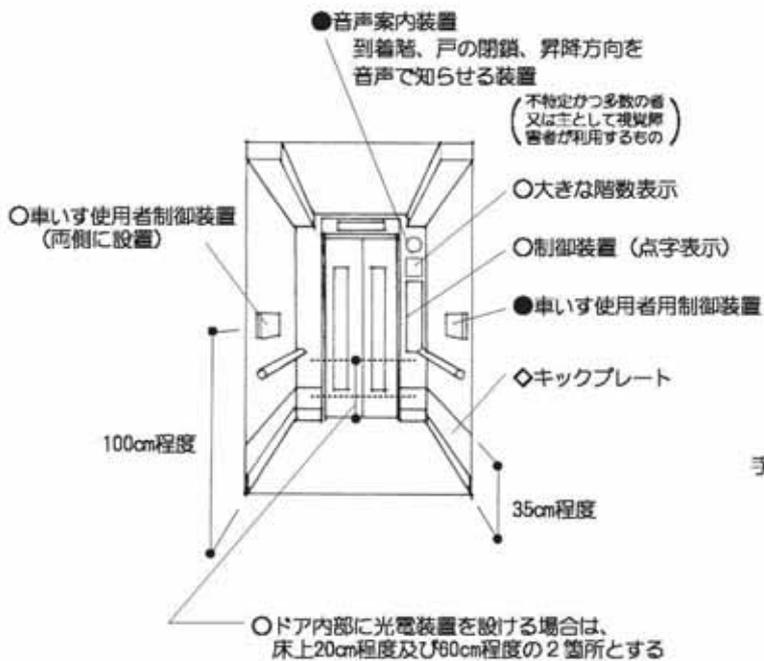
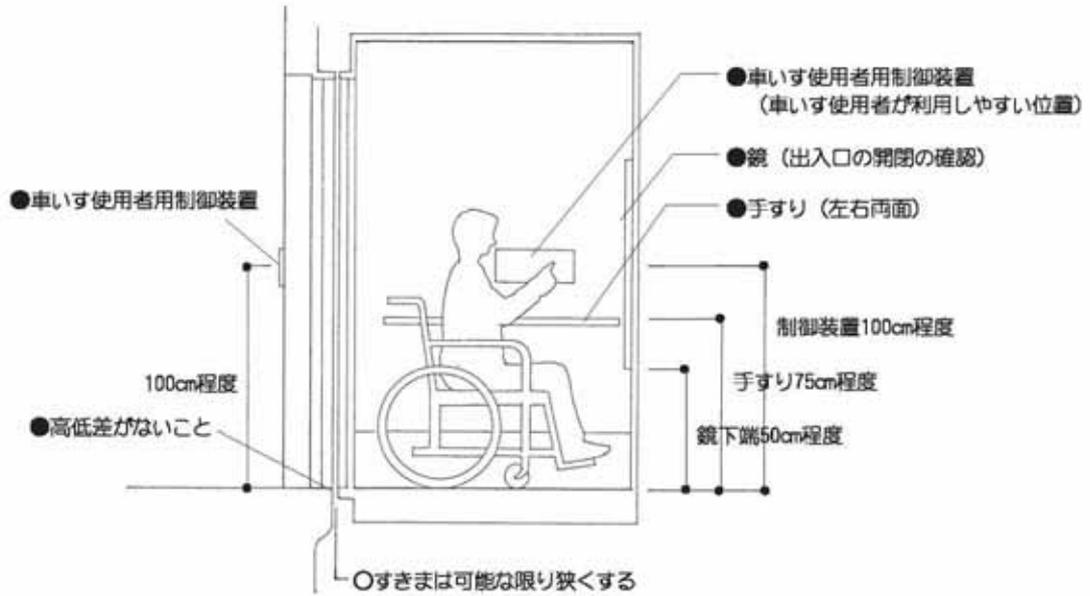
乗降ロビーの整備例



エレベーターの仕様



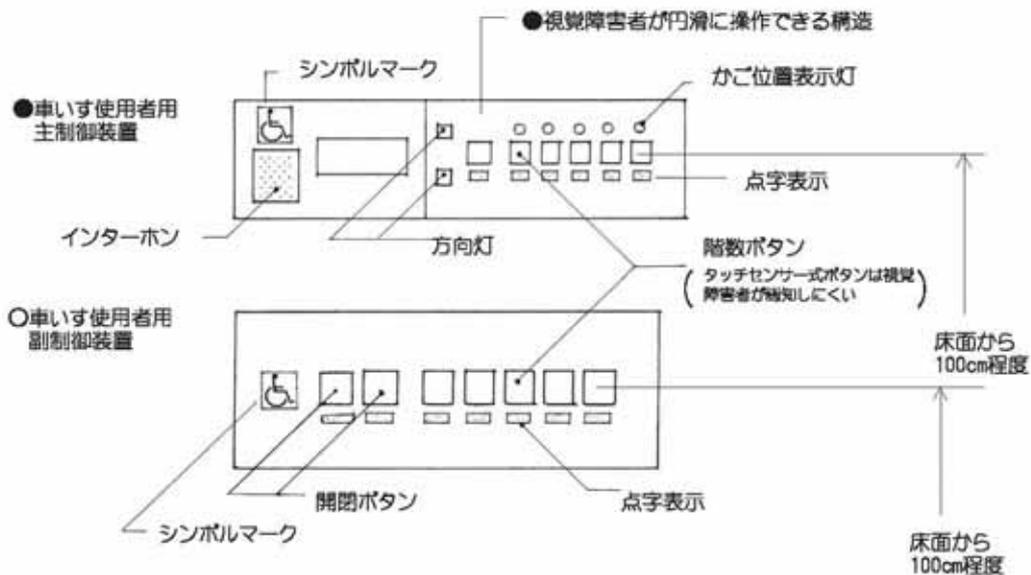
エレベーターのかごの仕様



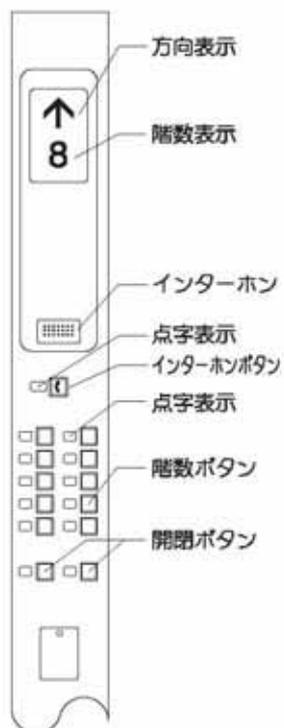
エレベーター

エレベーターの操作盤の例

横型操作盤



縦型操作盤

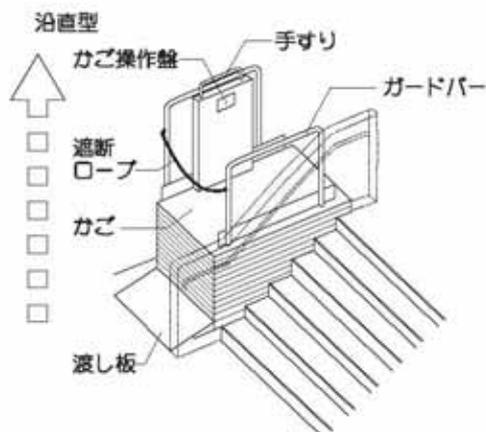
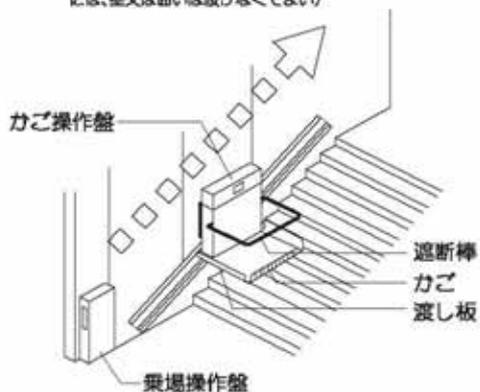


エレベータ

特殊な構造又は使用形態のエレベーターの例

●「14-2」特殊な構造または使用形態のエレベーター（建設省告示第1413号）の例

斜行型（乗客が乗降時階段を昇降している場合には、壁又は扉は設けなくてよい）



エレベータ - 乗り場ボタン及びかご内操作盤の点字表現の例

呼称	乗り場ボタン			かご内操作盤						
	昇り	降り	乗り場階床数	戸開	戸閉	インターホン呼	行先ボタン			
視覚者マーク(例)	↑	↓	5	◀▶	▶◀	呼	B1	M2	6	R
点字	ウエ	シタ	5カイ	アケ	シメ	ビジョー	チカ1	チュー2	(6) 数符	オク

9 エスカレ - タ -

【基本的な考え方】

エスカレ - タ - は、高齢者、障害者等にとっての垂直移動の手段としては有効な設備ですが、転倒時などには大きな事故となる危険性もあり、安全に利用するための配慮が必要です。

また、上り用と下り用をそれぞれ設置することも重要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
利用円滑化経路「14-2」 エスカレ - タ - (特殊な構造等の昇降機) の構造 表示	<p>へ 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、次に定める構造であること。</p> <p>(2) エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。</p> <p>(3) 当該昇降機である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>	利用円滑化経路をエスカレ - タ - で構成した場合、1以上のエスカレ - タ - について整備する必要があります。

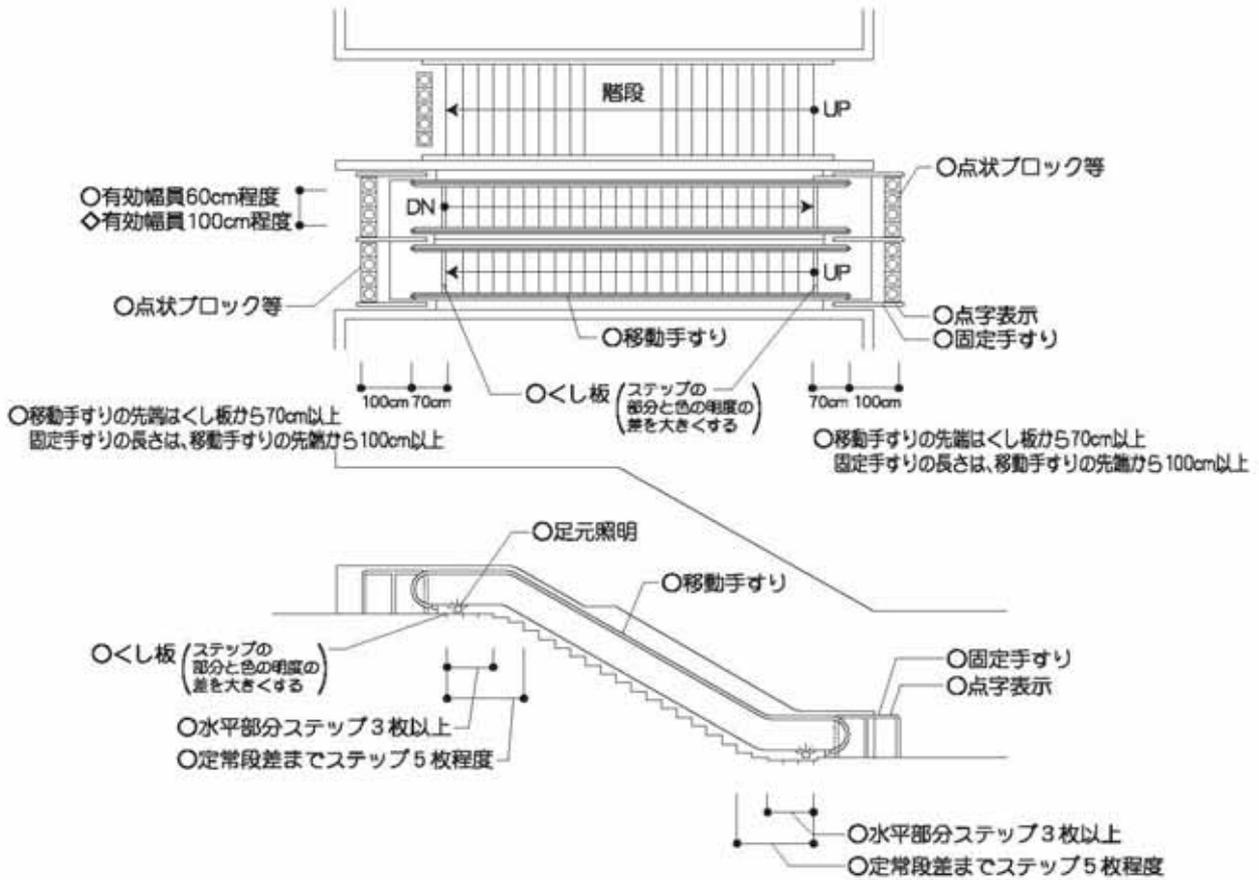
設計標準

項目	整備水準	解説
昇降機の設置 設置位置 有効幅員 ステップ くし板 固定手すり 移動手すり 足元照明 点状ブロック等	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する1以上の昇降機(エスカレ - タ -)を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 エスカレ - タ - は、主要な経路に隣接した位置に設置します。 エスカレ - タ - の有効幅員は、60cm以上とします。 ステップの水平部分は、3枚以上とします。 定常段差に達するまでのステップは、5枚程度とします。 くし板は、できるだけ薄くし、かつ、ステップの部分と区別がつくように色の明度差を大きくします。 移動手すりと連動させて、固定手すりを設けます。 固定手すりには、点字等による案内表示を取り付けます。 乗降口の移動手すりの長さは、くし板から70cm以上とします。 乗降口は足元照明を設置し、安全性を高めます。 乗降口の床には、点状ブロック等を敷設します。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>S600型(1人用)の大きさです。</p> <p>移動手すりの先端からの長さを100cm以上とします。</p>

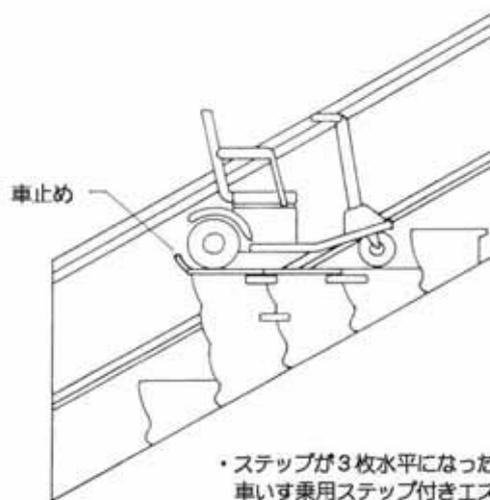
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
有効幅員 車いす使用者 対応 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ エスカレ - タ - の有効幅員は100cm以上とします。 ・ 車いす使用者の上下移動は、原則的にはエレベ - タ - によることとします。やむを得ずエスカレ - タ - によることとする場合は、係員呼出装置、適切な案内表示を設けます。 ・ ベルトへの巻き込まれや乗り上げ、ベルトからの転落等、乳幼児の安全対策に十分配慮します。 	S1000型（2人用）の大きさです。

エスカレーターの整備例



車いす用エスカレーター



- ・ステップが3枚水平になったまま、車いすを運べる
車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。
- ・乗降時にはスピードが遅くなること。

10 便所

【基本的な考え方】

高齢者、障害者等が外出しやすい環境をつくるためには、利用しやすい便所が多く
の施設で整備されていることが重要です。障害者などの利用形態を考慮して、様々な
バリエーションによる整備が必要です。また、障害の有無にかかわらず、誰でも気軽
に利用することができるように一体的に整備するなどの配慮が望まれます。

構造等基準

項目	整備水準	解説
便所 「4-1」	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p>	
車いす使用者 用便房の構造	<p>イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の車いす使用者用便房が1以上設けられていること。</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p>	200cm×200cm以上のスペースを確保します。
表示	<p>ロ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>	
手洗い設備	<p>ハ 1以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 手洗い設備（給水栓を除く。）の上端の高さは、70cm以上80cm以下であり、下端の高さは、60cm以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 給水栓は、レバ-式、光感知式その他操作が容易ものであること。</p>	<p>保育園、幼稚園など主として乳幼児が利用する施設に設置されている手洗い設備は除きます。</p> <p>給水栓の高さ、位置についても十分な配慮が必要です。</p>
ベビ-チェア 等設置便房	<p>ニ 劇場等、集会場等、卸売市場・物販店舗、運動施設・遊技場及び博物館等で用途面積が2,000㎡以上のもの（乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。）、母子福祉施設、旅客施設で1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であるもの並びに保健所又は市町村保健センターであるものにおいては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、乳幼児を座らせることができる設備のある便房が1以上設けられていること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>	<p>卸売市場・物販店舗などでは、飲食店舗を併設している場合に、整備が必要となります。</p> <p>便房内にベビ-チェアなどを設置します。</p>
オストメイト 対応便房	<p>ホ 学校（特別支援学校に限る。）、病院・診療所、劇場等、集会場等、展示場、物販店舗（卸売市場を除く）、ホテル等、社会福祉施設等、運動施設・遊技施設等、博物館等、公衆浴場、食堂・料理店等、理容所・美容院、クリ-ニング取次店等サ-ビス業店舗、銀行等、旅客施設、駐車施設、官公庁舎等で用途面積が2,000㎡以上、公衆便所で用途面積が50㎡以上あるものにおいては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、人工肛こう門又は人工ぼうこうを使用している者が円滑に利用することができるよう、汚物を流し、及び洗浄することができる設備、汚物入れ、全身を映すことができる鏡並びに手荷物を置くことができる棚等のある便房が1以上設けられていること。</p>	<p>便房内にオストメイト対応の設備を設置します。</p> <p>オストメイト：手術を受けて人口肛門、人口膀胱保持者となった者</p>

項目	整備水準	解説
	(2) (1)に定める構造の便房が設けられている便所の出入口 又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。	
便所 「4-2」 床置き小便器 等	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。	床置きストール又は低リップ壁掛式小便器とします。
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 戸の構造	□ 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	車いすが通過できる幅員です。 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

設計標準

項目	整備水準	解説
車いす使用者 用便房	<ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所が設けられている階ごとに、便所のうち1以上に、車いす使用者便房を設けます。 車いす使用者便房は、男子用及び女子用に区分して設置します。 車いす使用者便房を設けない便所には、高齢者等が円滑に利用できるように腰掛便座及び手すりのある便房を1以上設けます。 車いす使用者便房の階ごとの設置数は、階ごとの便房の総数に応じて、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ～50箇所 1以上 51～200箇所 (当該階の便房数の合計) × 1/50以上 201箇所～ (当該階の便房数の合計) × 1/100 + 2以上 	[BF] 利用円滑化誘導基準
設置数		[BF] 利用円滑化誘導基準
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者の便房は、わかりやすく、利用しやすい位置に、一般の便所と一体的に設置します。 	[BF] 利用円滑化誘導基準 端数は切り上げとします。
床置き小便器	<ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する便所を設ける階には、階ごとに、1以上の床置き式などの小便器を設けます。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
構造	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便房及び車いす使用者用便房のある便所の構造は、次のとおりとします。 	
出入口の有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の有効幅員は、90cm以上とします。 	車いすが通過しやすい幅員です。

便所

項目	整備水準	解説
出入口の把手 戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の把手は、棒状（垂直）又はレバ - 式のものとします。 非常時には、外から合い鍵等で解放できるようにします。 	
床面の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 濡れても滑りにくい仕上げとします。 	
便座	<ul style="list-style-type: none"> 転倒時の防止のためノンスリップタイプのクッションフロア - などの適度に弾性のある仕上げ等とします。 腰掛便座は、車いすのフットレストがあたりにくい高さ、構造とします。 温水洗浄器付き便座とします。 ペ - パ - ホルダ - 、フラッシュバルブは、便座に腰掛けたまま又は車いすに乗ったままでも利用できる位置に、かつ両側に設けます。 	便座の高さは、ふたのない状態で40cm～45cm程度とします。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 便座の両側には、水平、垂直に手すりを取り付けます。 腰掛便座の周囲に取り付ける可動式の水平手すりは、車いすからの移乗に配慮し、跳ね上げ式とします。 	水平手すりの高さは、70cm程度とします。手すりは、便座の中心線から左右35cm程度の位置に設けます。
洗浄装置	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの表面材質は、木製や樹脂製とするなど金属製以外のものとします。 洗浄装置（フラッシュバルブ）は、光感知式やタッチスイッチなど、容易に操作できるものとします。 	
手洗い設備	<ul style="list-style-type: none"> 洗面器は、壁に取り付けることなどにより、下部に車いす使用者の足部が入る空間を確保します。 洗面器の配水管は、Pトラップにして壁に取り付けます。 便所の給水栓は、同じ構造のものに統一すると、視覚障害者が認識しやすくなります。 給水栓は、車いす使用者の手が届きやすい位置に設置します。 給水栓は、吐水口の位置に考慮し、容易に手を洗うことができるようにします。 車いす使用者がひじで体を支えられるよう、又は補助具を置けるよう洗面器はカウンタ - タイプなどの大型のものを設置します。 温水給水栓は、シングルレバ - 式でサ - モロック付きのものとしてします。 	洗面器先端から給水栓までの距離に配慮します。給水栓の形状に配慮します。
スイッチ類	<ul style="list-style-type: none"> スイッチ・コンセント類は、車いす使用者が利用できる高さ及び位置に設置します。 	

項目	整備水準	解説
鏡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者が後方を確認できるように鏡を取り付けます。 ・ 洗面器の鏡は、大型のものを設置し、車いす使用者が利用しやすいように配慮します。 	<p>鏡は傾斜させないようにします。</p> <p>洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし上方へ100cm以上の高さを確保します。</p>
手荷物台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手荷物等を置くことができる台を車いす使用者の手が届く位置に設置します。 	
汚物入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚物入れは大型のものとし、車いす使用者の手が届く位置に設けます。 	<p>足踏式は避けるなど、ふたの開閉方式にも配慮します。</p>
おむつ交換設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ おむつの交換に必要な設備等を設けます。 	<p>収納式のベビ・シート等を設けます。</p>
腰掛台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身支度をすることができるベンチや折りたたみ式ベッドなどを設置します。 	<p>車いす上では、身支度やおむつ交換をすることは困難です。</p>
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者の位置によっては、照明による陰が発生する場合があるので、2方向照明とするなどの配慮を行います。 	
緊急通報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便座から手の届く位置に、緊急通報設備を設置します。また、転倒時にも操作できる位置に設置します。 	
案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物内の案内表示に、車いす使用者用便房の位置を表示し、わかりやすく案内できるよう配慮します。 	
点字表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水栓には、冷温水の区分についての点字表示を行います。 ・ 便所の出入口付近には、点字による表示を行います。 	

望ましい配慮

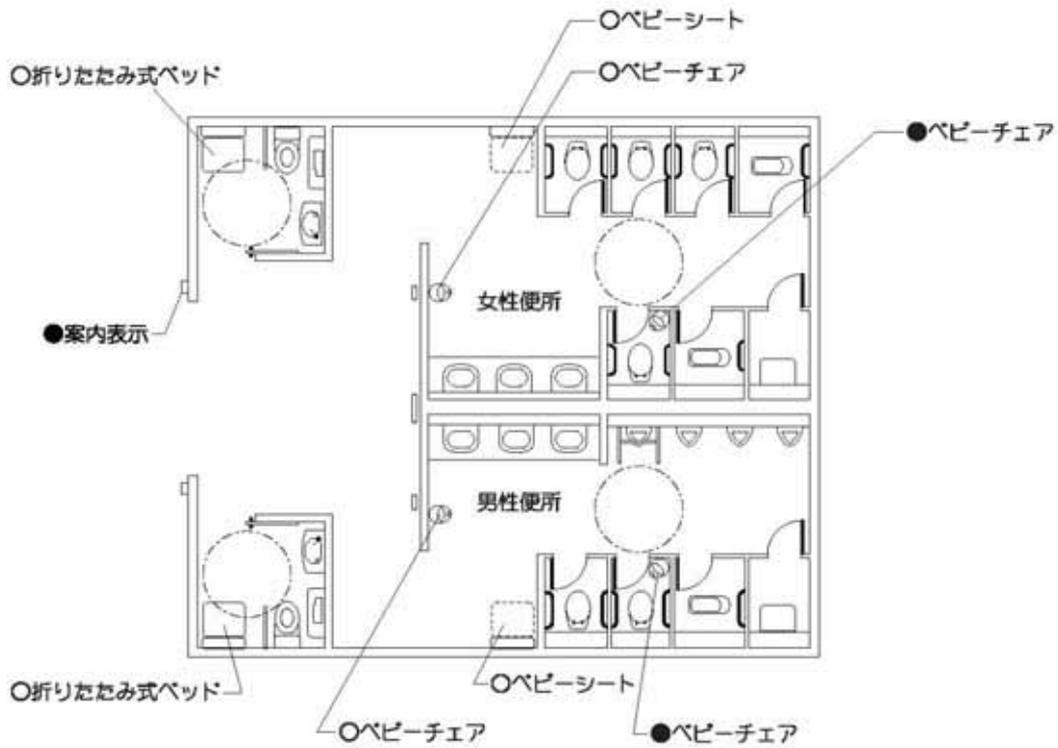
項目	整備水準	解説
車いす使用者用便房の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての便所に、車いす使用者用便房を1以上設けます。 	
多機能便房の面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者便房は、様々な設備器具を配置するため、余裕のある面積を確保します。 	<p>280cm×220cm程度以上を確保します。</p>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床置き式小便器には、両側及び前方の胸部の位置に手すりを設けます。 	
小型手洗器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便座に腰掛けた状態で、手や補助具を洗うことができる小型手洗器を設けます。 	

便所

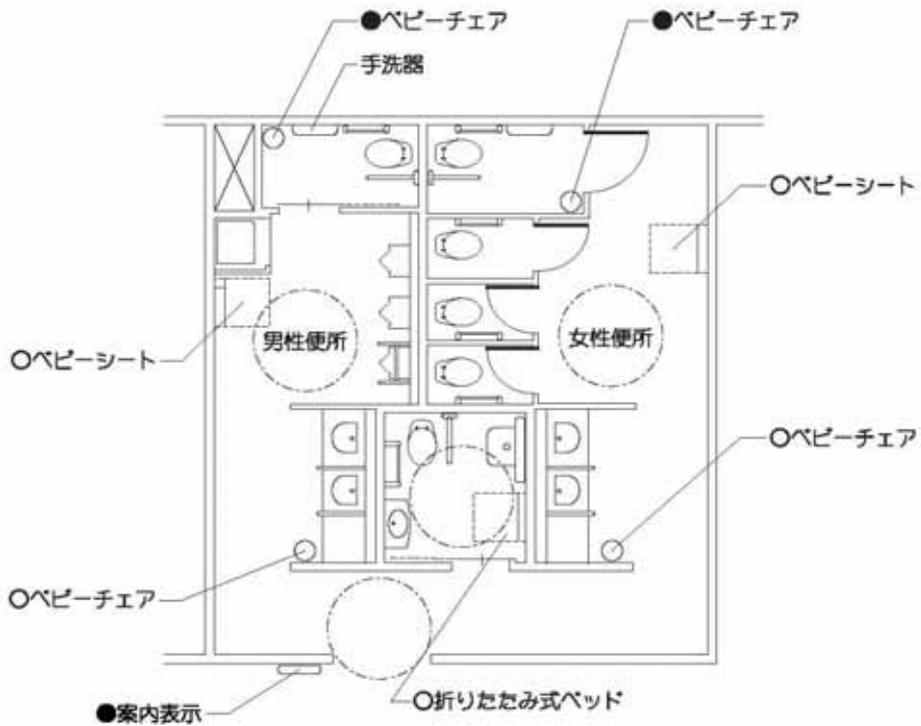
項目	整備水準	解説
位置の認識性 点字表示 小児用便座 つえ使用者への配慮	<ul style="list-style-type: none">・ 位置の認識性を高めるため、便器の足元廻り、洗面器の前面の床は、周囲との色の明度差を大きくします。・ 非常ボタンには、点字による表示を行います。・ 小児用の便座を併設します。・ つえを立て掛けられる器具を設けます。	

便所

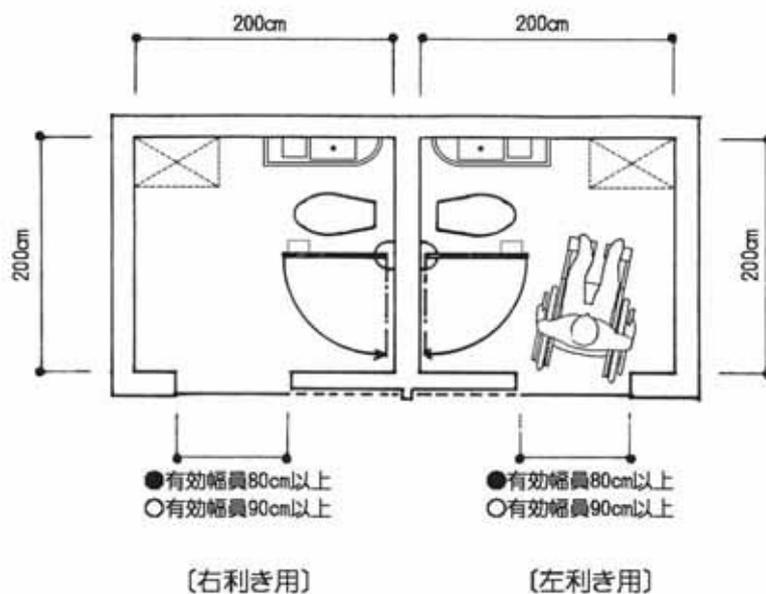
便所の配置例（男女別に車いす使用者用便房を設けた例）



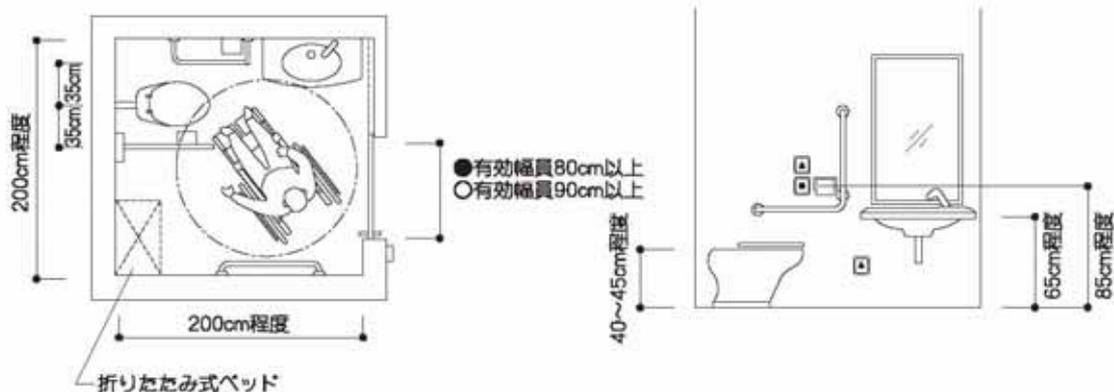
便所の配置例（男女兼用の車いす使用者用便房を設けた例）



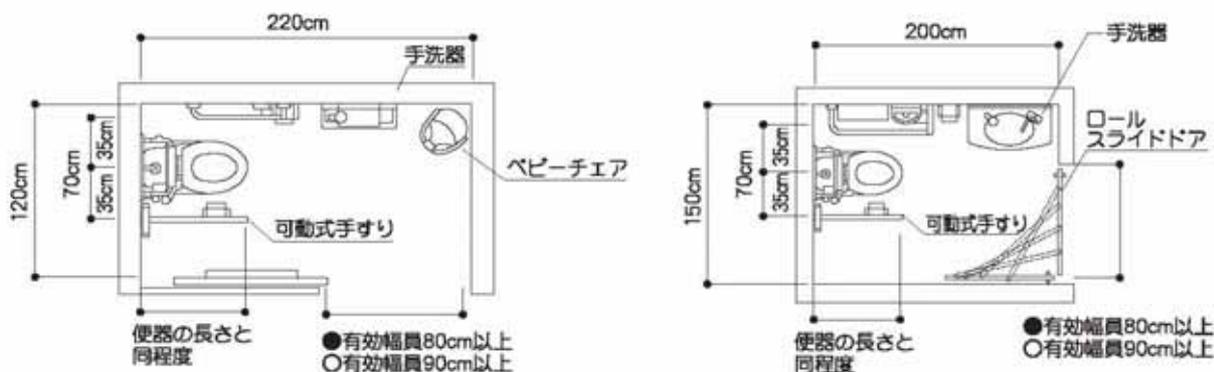
便所の配置例（右利き・左利き用の車いす使用者用便房を設けた例）



車いす使用者用便房の基本寸法

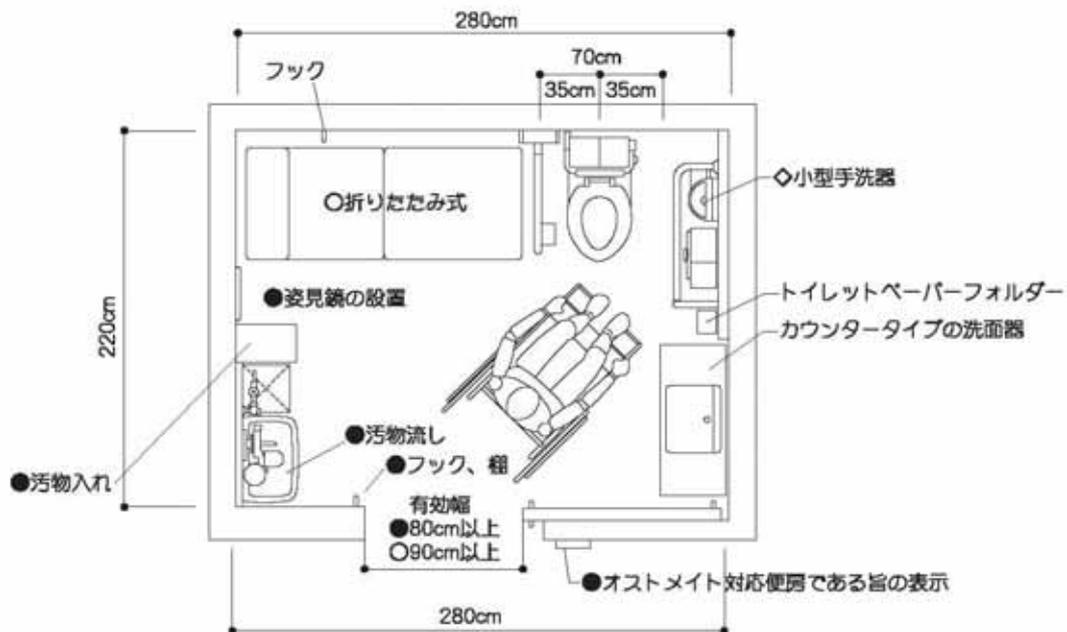


既存改修などで面積的な制約がある場合の車いす対応便房の例



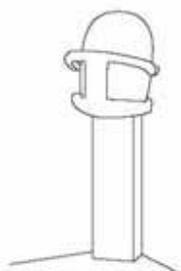
便所

オストメイト対応設備の設置例

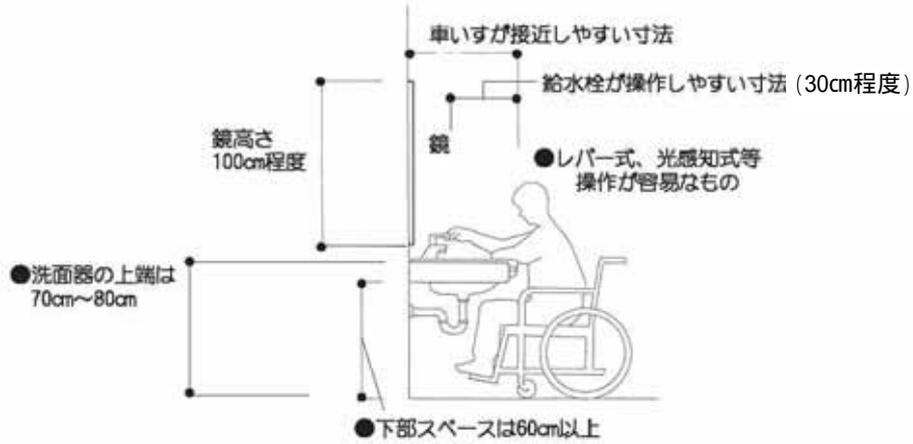


ベビーチェアの例

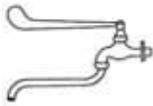
●乳幼児用いす



洗面器の配置例



操作の容易な給水栓の例



レバー式水栓

センサー式自動水栓

容易に手が洗えるよう
吐水口の位置に配慮する

フラッシュバルブの例

(光感知式)

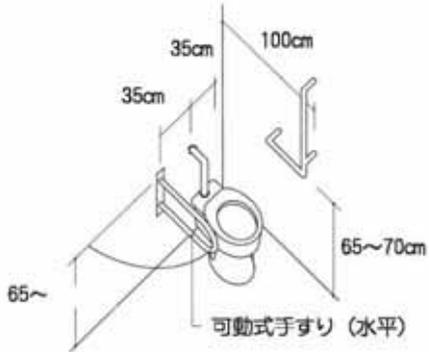


押ボタンスイッチ
光センサー

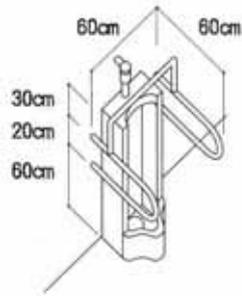
便所

手すりの設置例

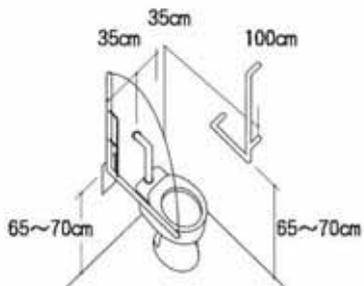
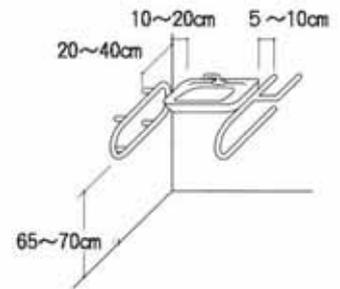
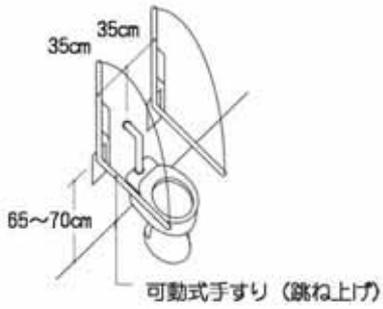
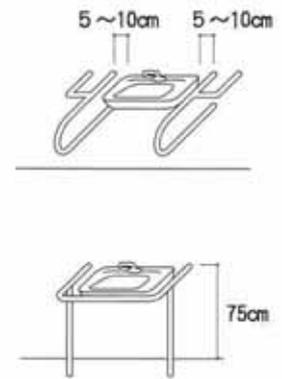
(大便器)



(小便器)



(洗面器)



案内表示の設置例

便所の表示例



車いす利用者も利用可能な便所の表示例



1 1 浴室

【基本的な考え方】

浴室は、高齢者、障害者等にとって、転倒等の事故が多い場所であるため、浴槽、洗い場、脱衣場等の配置、段差の解消、床面の仕上げなどに配慮する必要があります。また、誰でも円滑に利用することができるように十分な面積の確保、手すりの設置、給水栓の形状等についての配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
浴室 「7-1」	病院・診療所、ホテル・旅館及び社会福祉施設等（多数の者が利用する浴室が設けられるものに限る。）並びに公衆浴場で、用途面積が2,000㎡以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上の浴室は、次に定める構造とすること。ただし、当該施設に常時勤務する者により入浴の介助が行われる場合は、この限りでない。	
床面積	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	浴槽周り、洗い場、脱衣場に、150cm×150cm以上のスペースを確保します。
手すり	ロ 浴槽及び洗い場の周囲の壁には、手すりが設けられていること。	
給水栓	ハ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。	
利用円滑化経路 「14-2」	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。	利用円滑化経路を構成する浴室の出入口の基準です。
有効幅員	(1) 有効幅員は、80cm以上であること。	車いすが通過できる幅員です。
戸の構造	(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

設計標準

項目	整備水準	解説
出入口の有効幅員	・ 浴室及び脱衣所の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。	車いすが通過しやすい幅員です。
戸の構造	・ 非常時には、外から合い鍵等で解放できるようにします。	
床面の仕上げ	・ 濡れても滑りにくい仕上げとします。	
浴槽	・ 移乗用腰掛台を設け、車いすから浴槽にスムーズに移乗できるようにします。 ・ 洗い場から浴槽に降りるための段を設ける場合には、手すりを設けます。	床面からの高さは、40cm程度とします。
給水栓	・ 浴槽の底面は、滑りにくいものとします。 ・ ハンドシャワ - は座ったままでも利用できる構造とし、シャワ - ヘッド掛けは上下2箇所に設けます。 ・ 冷温水給水栓は、サ - モロック付きのものとします。 ・ 給水栓には、冷温水の区別について点字による表示を行います。	

設計標準

項目	整備水準	解説
ロッカ - 案内表示 緊急通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱衣ロッカ - 等は、車いす使用者に適した高さとし、下部スペースを確保します。 ・ 脱衣ロッカ - 等は、補装具等が収納できる大きさとし、（フック等を設けます。） ・ 浴室の出入口又はその付近に、車いす使用者が利用できる旨を表示します。 ・ 緊急通報装置などは、洗い場に座ったままでも利用できる位置に設けます。 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
浴室の出入口 浴槽 脱衣用腰掛台 シャワ - 用車いす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴室の出入口の戸をガラスとする場合には、転倒時の事故防止を考慮して安全ガラスとします。 ・ 浴槽廻りには、2方向から介助できるスペースを確保します。 ・ 浴槽及び洗い場に出隅部分には、大きな丸面取り等を行います。 ・ 浴槽の深さは、50cm～55cm程度とします。 ・ 脱衣用腰掛台の表面は、クッション材付きで、着替えの際に体を横にすることができる大きさとし、 ・ 脱衣スペースには、シャワ - 用車いすを用意します。 	

1 2 客席

【基本的な考え方】

誰もが観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦など様々な余暇活動を行うためには、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂などの施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにすることが必要です。そのためには、車いす使用者用客席部分の設置や円滑に通行できる通路の整備などの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
客席 「8-1」 車いす使用者用客席部分	劇場等及び集会場等で固定式のいす席の数が500以上であるものには、車いす使用者用客席部分（車いす使用者が客席として利用できる部分をいう。）及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。	
客席 「8-2」 位置	車いす使用者用客席部分は、当該車いす使用者用客席部分に通ずる出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	
客席 「8-3」 床面積 奥行き 床面の仕上げ 水平部分 車いすの転回場所 案内表示	車いす使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。 イ 床面積は、固定式のいす席の数を200で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、その切り上げられた数が10を超えるときは、10とする。）に0.935㎡を乗じて得た面積以上であること。 ロ 奥行きは、110cm以上であること。 ハ 床の表面は、平たんであり、滑りにくい材料で仕上げられていること。 ニ 床は、水平であること。 ホ 後方には、車いす使用者の出入りに支障がなく、かつ、車いすが転回することができる構造の通路が設けられていること。 ヘ 車いす使用車用客席部分である旨が見やすい方法により表示されていること。	140cm×140cm以上のスベ-スを確保します。
客席 「8-4」 通路の表面の仕上げ 通路の有効幅員 通路の傾斜路	車いす使用者用客席部分に通ずる出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。 イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。 ロ 有効幅員は、120cm以上であること。 ハ 高低差がある場合においては、傾斜路が設けられていること。	人が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 戸の構造	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	利用円滑化経路を構成する客席設置室の出入口の基準です。 車いすが通過できる幅員です。 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

設計標準

項目	整備水準	解説
寸法	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席部分は幅90cm以上、奥行き150cm以上とします。 	座位姿勢を保ち易い座席とします。
同伴者用客席	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席の隣接又は近傍に同伴者用客席を設けます。 	
転落防止	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席部分の前面及び側面に転落防止用の立ち上がりを設けます。 	
座席	<ul style="list-style-type: none"> 通路側の座席のひじ掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいように跳ね上げ式とします。 座席は、余裕のある奥行寸法を確保し、背もたれは緩やかな傾斜角度とします。 	

望ましい配慮

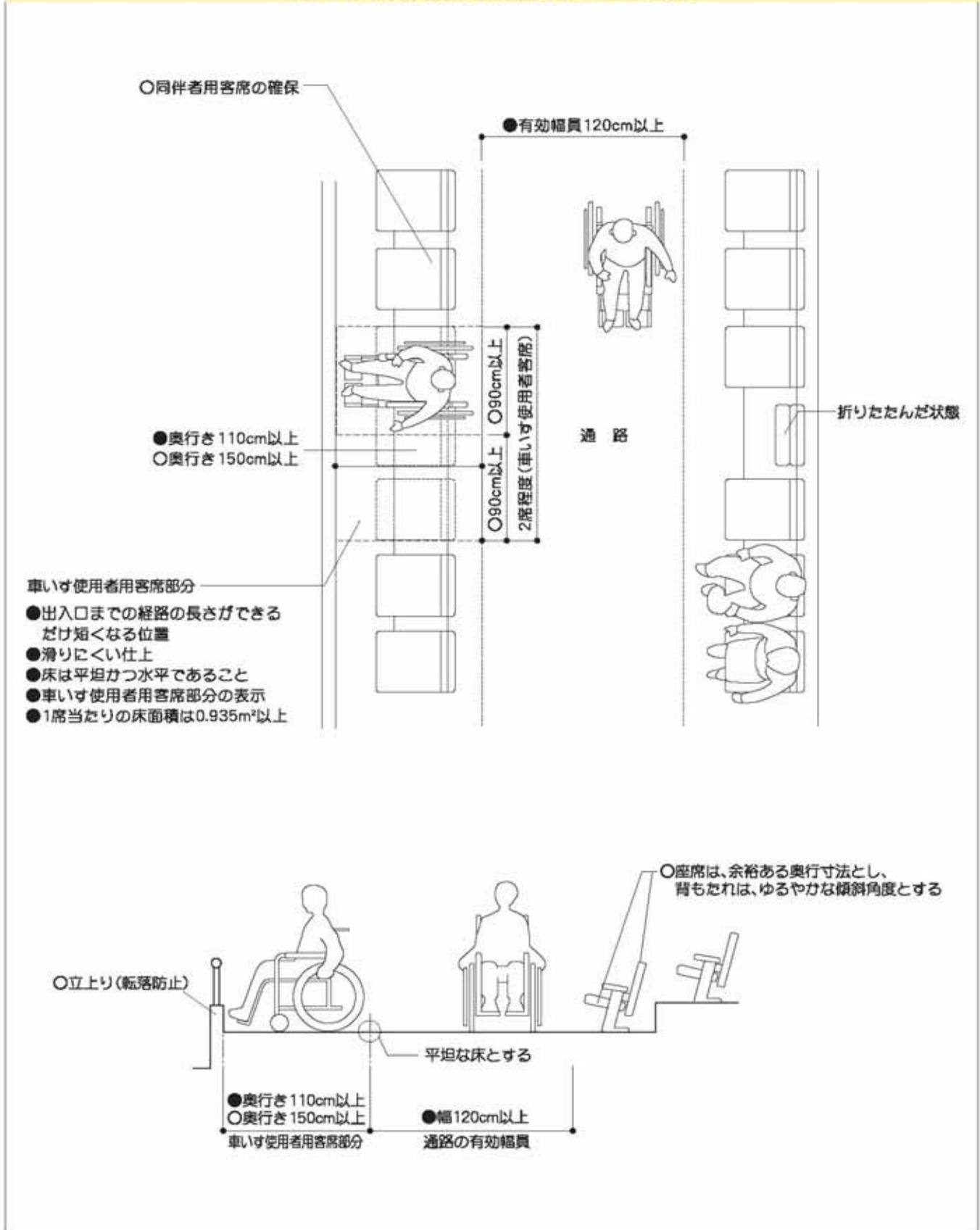
項目	整備基準	解説
座席数	<ul style="list-style-type: none"> 構造基準等で定める施設以外の施設でも客席数を設ける場合には、10席程度の車いす使用者用客席部分を確保します。 	
客席部分の構造	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席には、手すり、キックプレート（車いす当たり）、ストッパ - 等を設けます。 	
舞台への通路	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用客席部分から舞台までの通路は、車いすが円滑に通行できるよう配慮します。 	

（集団補聴装置の種類）

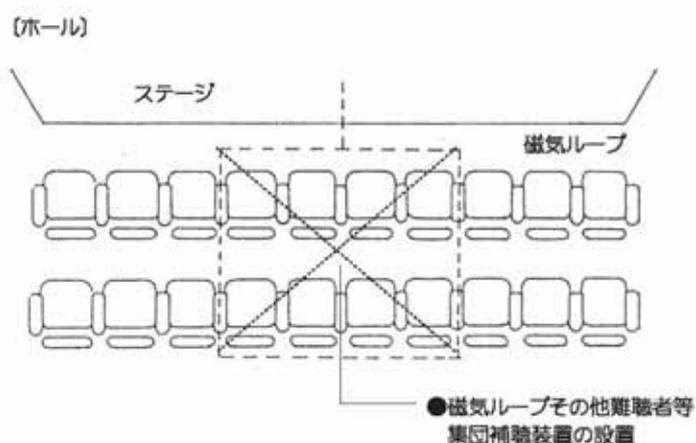
項目	整備水準	解説
磁気ル - プ式	<p>磁気ル - プとは、それから発生する磁気波を直接、難聴者等の補聴器でキャッチさせることにより、ホ - ル等の遠く離れた音声等を会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができる装置のことです。</p>	
FM放送受信式	<p>F M放送受信装置とは、難聴者等に渡した受信機にF M電波を送信することにより、ホ - ル等の遠く離れた音声等を会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができる装置のことです。</p>	

客席

車いす使用者用客席部分の整備例



聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ式）



- ・磁気ループとは、それから発生する電磁波を直接、難聴者等の補聴器でキャッチさせることにより、ホール等の遠く離れた音声等を会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができるようにする装置のこと。

FM補聴装置（無線式）



受信機

- ・FM放送受信装置とは、難聴者等に渡した受信機にFM電波を送信することにより聴覚を補助する装置のこと。

13 授乳室等

【基本的な考え方】

乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳やおむつ替えの場所を設置することが必要です。授乳は本人だけでなく、周囲の人にも気を使い、また、時間的な融通もききません。授乳室等には、乳児が食事をする場所となるので落ち着いた環境づくりに配慮する必要があります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
授乳室等「9-1」設置	劇場等、集会場等、卸売市場・物販店舗、運動施設・遊技場及び博物館等で用途面積が2,000㎡以上のもの（乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。）、母子福祉施設、旅客施設で1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であるもの並びに保健所又は市町村保健センターには、乳児用ベッドその他授乳及びおむつの交換に必要な設備を備えた授乳室等を1以上設けること。	
授乳室等「9-2」案内表示	授乳室等の出入口又はその付近には、授乳室等である旨が見やすい方法により表示されていること。	
利用円滑化経路「14-2」 有効幅員 戸の構造	<p>□ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80cm以上であること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>利用円滑化経路を構成する授乳室等の出入口の基準です。</p> <p>車いすが通過できる幅員です。</p> <p>自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>

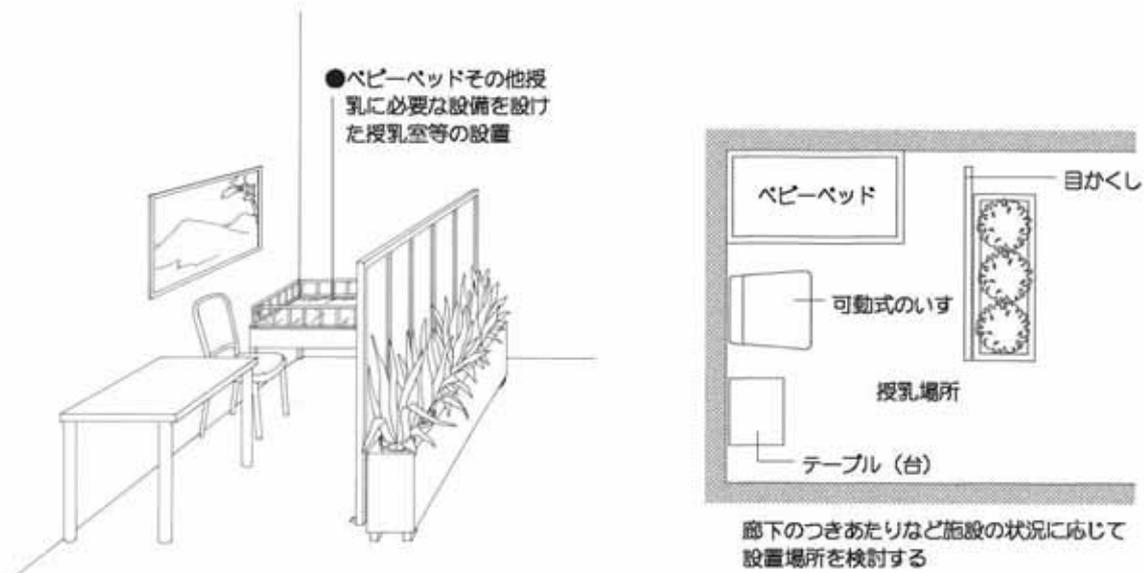
設計標準

項目	整備水準	解説
室内の構造 乳児用ベッド 給湯設備 手荷物用棚	<ul style="list-style-type: none"> 清潔で、落ち着いた空間づくりに配慮します。 授乳場所は、カーテン等を設け、プライバシーの確保に配慮します。 使用中であることを表示し、又は授乳場所を個室化することなどにより、男性にも利用しやすいよう配慮をします。 乳児用ベッドに柵を設ける場合は、取り外し可能なものとします。 給湯設備のある流し台等を設けます。 手荷物等を置くことができる棚や、衣類を掛けるフック等を設けます。 	

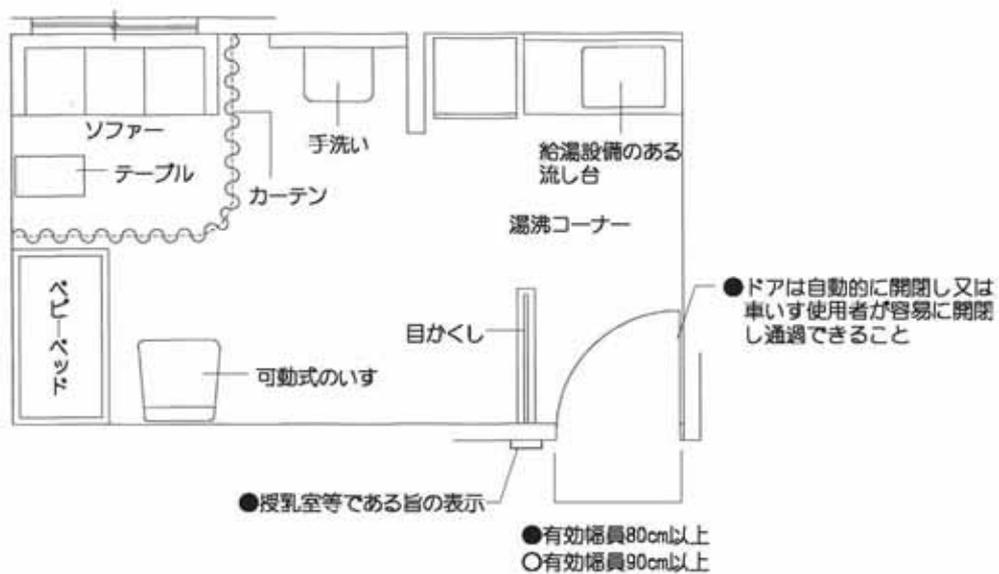
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
設置	<ul style="list-style-type: none"> 構造基準等で定める以外の施設にも、必要に応じて授乳室等を設置します。 	

授乳室等の整備例



授乳室の例



14 客室

【基本的な考え方】

ホテルや旅館の客室は、高齢者、障害者等が円滑にできるように十分スペースを確保し、段差や障害物がないようにするなどの配慮が必要です。また、ベッド、便所、浴室についても配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
客室 「10-1」	ホテル・旅館で用途面積が2,000㎡以上で客室の総数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。	
床面積	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	ベッド廻り、出入口廻りに150cm×150cm以上のスペースを確保します。
車いす使用者用便房	<p>ロ 車いす使用者用便房が設けられていること。ただし、当該客室のある階に次に定める構造の便所が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の車いす使用者用便房が1以上設けられていること。</p> <p>(一) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(二) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(2) 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>(3) 1以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 手洗い設備（給水栓を除く。）の上端の高さは、70cm以上80cm以下であり、下端の高さは、60cm以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。</p> <p>(二) 給水栓は、レバ - 式、光感知式その他操作が容易なものであること。</p>	
車いす使用者用便房等の出入口	<p>ハ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 有効幅員は、80cm以上であること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	
浴室・シャワ - 室	<p>ニ 次に定める構造の浴室又はシャワ - 室が設けられていること。ただし、多数の者が利用する浴室が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 浴槽及び洗い場の周囲には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 給水栓は、レバ - 式その他操作が容易なものであること。</p> <p>(3) 出入口は、次に定める構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、80cm以上であること。 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 	

項目	整備水準	解説
利用円滑化経路「14-2」 有効幅員 戸の構造	<p>□ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80cm以上であること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>利用円滑化経路を構成する客室の出入口の基準です。</p> <p>車いすが通過できる幅員です。</p> <p>自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>

設計標準

項目	整備水準	解説
客室数	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者客室の設置数は、客室の総数に応じて、次のとおりとします。 ～50室 1以上 51～200室 (客室の総数) × 1/50以上 201室～ (客室の総数) × 1/100 + 2以上 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 端数は切り上げとします。</p> <p>洋室だけでなく、和洋室も設けます。</p>
出入口の有効幅員 戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> 客室、客室内の便房、浴室の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。 非常時には、外から合い鍵等で解放できるようにします。 	<p>車いすが通過しやすい幅員です。</p>
床面の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 床面の材質は、フロ-リング仕上げなど、車いす使用者が円滑に移動できるように配慮します。 	<p>車いす使用者の円滑な移動の妨げとなる毛足の長いジュ-タン等は避けるようにします。</p>
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽の底面は、滑りにくい仕上げとします。 客室内に設ける浴室の浴槽には、車いすからの移乗用腰掛台を設けます。 	<p>表面の材質は、木製や弾力性のある樹脂など利用者の肌が傷つきにくいものとします。</p>
給水栓	<ul style="list-style-type: none"> ハンドシャワ-は座ったままでも利用できる構造とし、シャワ-ヘッド掛けは上下2箇所に設けます。 冷温水給水栓は、サ-モロック付きのものとします。 給水栓には、冷温水の区別について点字による表示を行います。 	
ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ベッドを設ける場合は、同伴者の利用を考慮して2台以上とします。 車いすからの移乗がしやすいベッドを設けます。 	<p>ベッドの高さは40cm～45cmとします。</p>
スイッチ類	<ul style="list-style-type: none"> スイッチ類は、車いすでの使用にも配慮した高さ、位置とします。 照明スイッチは、枕元又はベッド上からでも点滅できるようにします。出入口との3路スイッチとします。 	
非常警報装置	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚、視覚障害者のために、光や音声などによる伝える警報装置や体感式振動ベッド等を設けます。 	
緊急通報装置 便房	<ul style="list-style-type: none"> 客室及び浴室には、緊急通報装置を設けます。 腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房を設けた客室をできるだけ多く設けます。 	<p>高齢者等の利用に配慮します。</p>

客室

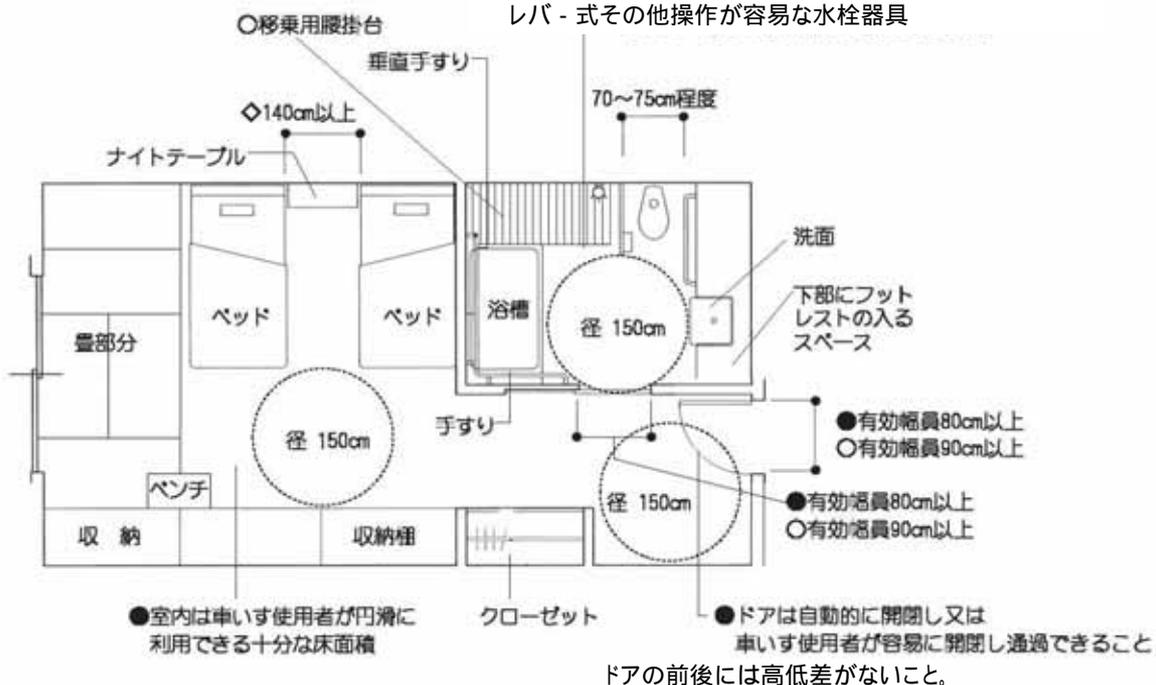
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
客室数	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ多くの車いす利用者用客室も設けます。 2台以上のベッドを置く場合は、ベッド間の有効間隔は140cm以上を確保します。 ベッドわき等に手すりを設けます。 ベッドの下部には、車いす利用者の利便性に配慮して、フットレストが入る空間を設けます。 	高さ25cm程度のスペースを確保します。
クロ・ゼット	<ul style="list-style-type: none"> クロ・ゼット、収納棚等は、車いすでの使用に配慮します。 	ハンガ・フックの高さは130cm程度とします。
ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> 和洋室の場合は、和室と洋室との間にベンチを設けます。 	高さは40cm程度とします。
キックプレート	<ul style="list-style-type: none"> 客室には、必要に応じてキックプレート（車いす当たり）を設けます。 	
点滅ランプ設備	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者のために、来訪者を知らせる点滅ランプ設備を設置します。 	
アイスコ・ブ	<ul style="list-style-type: none"> 客室のドアにアイスコ・ブを設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設置します。 	

客室の整備例

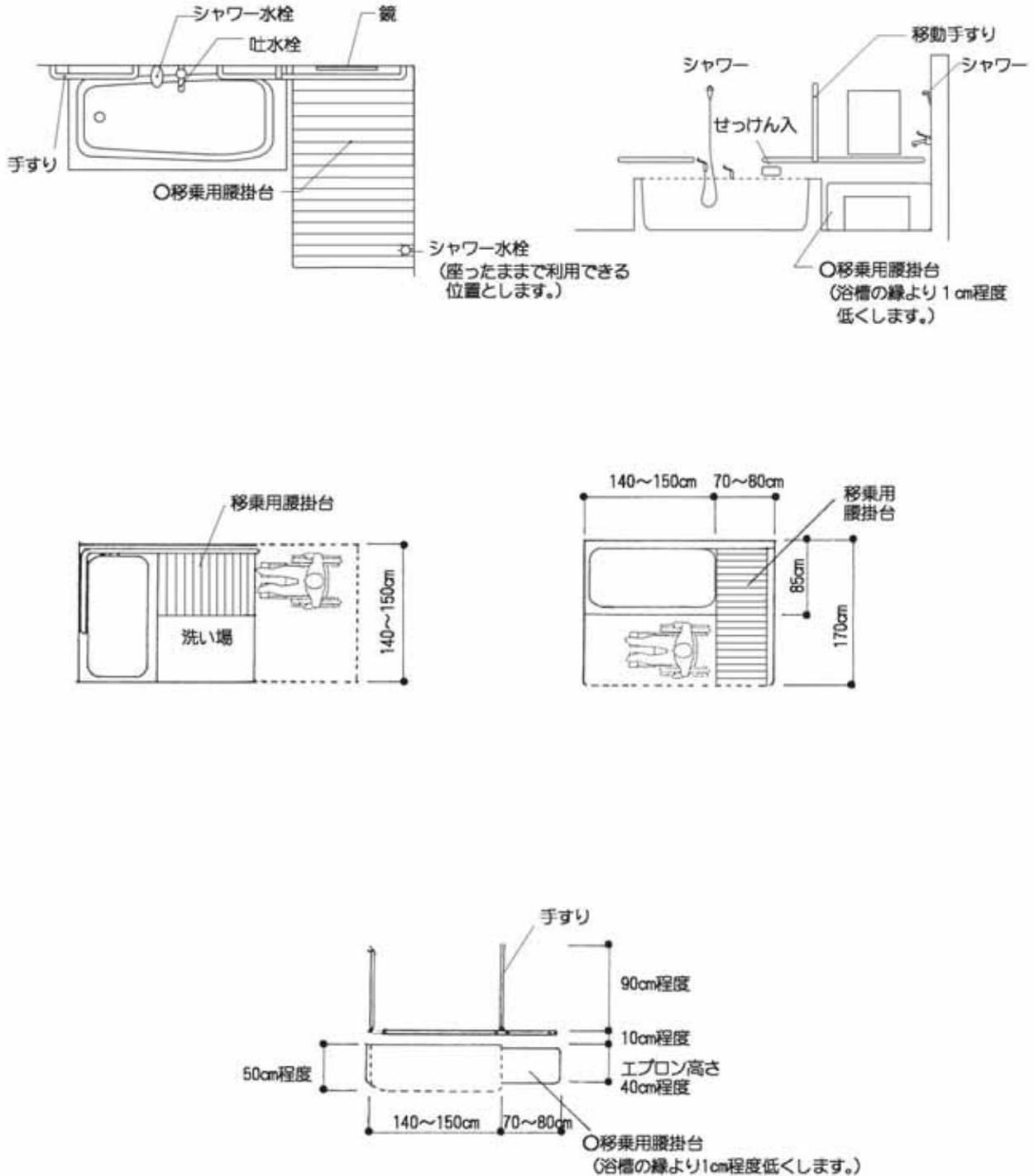
便房・浴室

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積
- 腰掛便座、手すり等が適切に配置
- 出入口の有効幅員は80cm以上
- 出入口の有効幅員は90cm以上
- ドアの前後の高低差がないこと
- ドアは自動的に開閉し又は
- 車いす使用者が容易に開閉し通過できること
- 浴槽及び洗い場の周囲の一部に手すり
- レバ - 式その他操作が容易な水栓器具



客室

車いす使用者に対応した個室用浴室の例



15 シャワ - 室

【基本的な考え方】

体育館などのスポ - ツ施設のシャワ - 室は、高齢者、障害者等が安全に、かつ円滑に利用できるようにすることが必要です。そのためには、車いすでも利用できるようなスペ - スの確保や給水栓の形状などの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
シャワ - 室 「11-1」	運動施設で用途面積が2,000㎡以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上のシャワ - 室の1以上の間仕切りがされた洗い場は、次に定める構造とすること。	
床面積	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	150cm×150cm以上のスペ - スを確保します。
手すり	ロ 壁には、手すりが設けられていること。	
給水栓	ハ 給水栓は、レバ - 式その他操作が容易なものであること。	
利用円滑化経路 「14-2」	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。	利用円滑化経路を構成するシャワ - 室の出入口の基準です。
有効幅員	(1) 有効幅員は、80cm以上であること。	車いすが通過できる幅員です。
戸の構造	(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

設計標準

項目	整備水準	解説
出入口の有効幅員	・ シャワ - 室の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。	車いすが通過しやすい幅員です。
戸の構造	・ 非常時には、外から合い鍵等で解放できるようにします。	
床面の仕上げ	・ 濡れても滑りにくい仕上げとします。	
腰掛台	・ プ - ス内に脱衣ベンチやシャワ - ベンチ等を設けます。 ・ プ - ス内に腰掛台を適切に配置します。	ベンチの高さは、40cm程度とします。
給水栓	・ シャワ - ヘッドは昇降可能なものとします。 ・ 冷温水給水栓は、サ - モロック付きのものとします。 ・ 給水栓には、冷温水の区別について点字による表示を行います。	
ロッカ -	・ 脱衣ロッカ - 等は、車いす使用者に適した高さとし、下部スペ - スを確保します。 ・ 脱衣ロッカ - 等は、補装具等が収納できる大きさとし、（フック等を設けます。）	
案内表示	・ シャワ - 室の出入口又はその付近に、車いす使用者が利用できる旨を表示します。	
緊急通報装置	・ シャワ - 室には緊急通報設備を設置します。また、転倒時にも操作できる位置に設けます。	

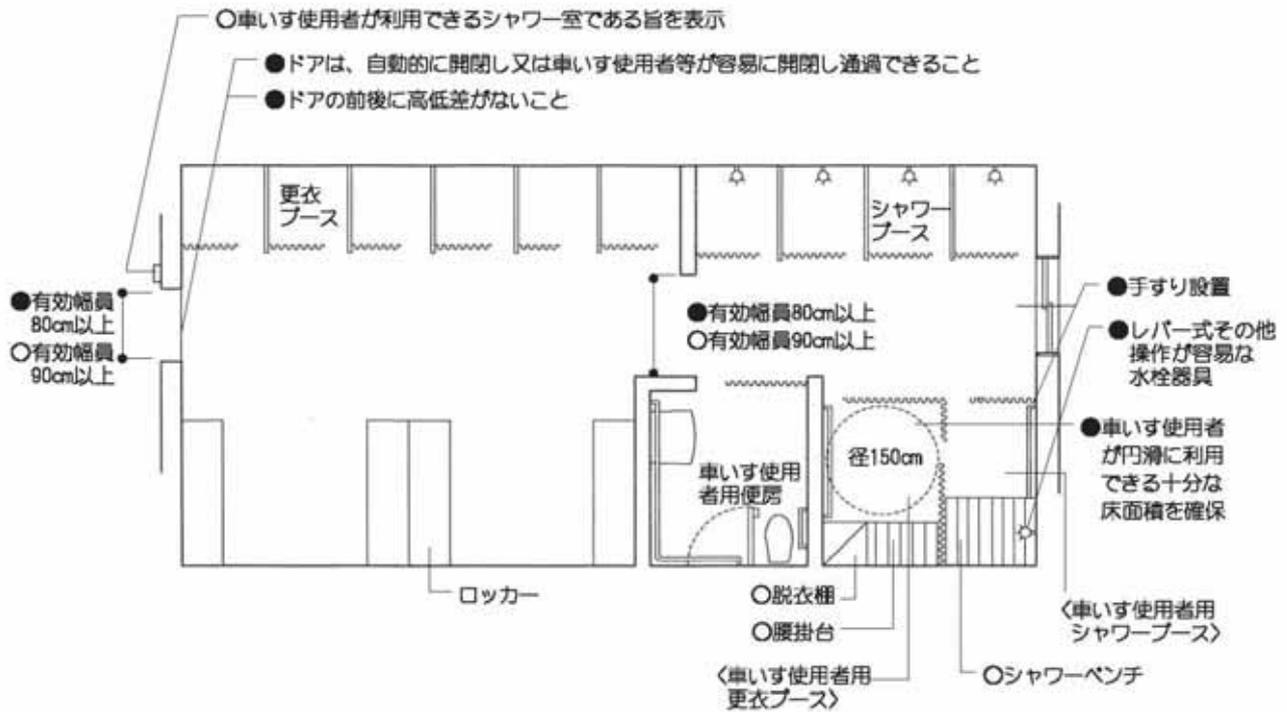
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャワ - 室の出入口の戸をガラスにする場合には、転倒時の事故防止を考慮して安全ガラスとします。 ・ シャワ - ブ - スの出入口は、引戸又はカ - テンとします。 	<p>ブ - スの出入口は、引戸又はカ - テンとします。</p>
脱衣用腰掛台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱衣用腰掛台の表面は、クッション材付きで、着替えの際に体を横にすることができる大きさとしてします。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャワ - ブ - スには、上部にぶら下がり用の吊り輪や壁面に縦手すりを設けます。 	
更衣ブ - ス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者の更衣ブ - スを設けます。 	
鏡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鏡は、くもり防止機能のあるものにします。 	
給水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷温水給水栓は、シングルレバ - 式とします。 	

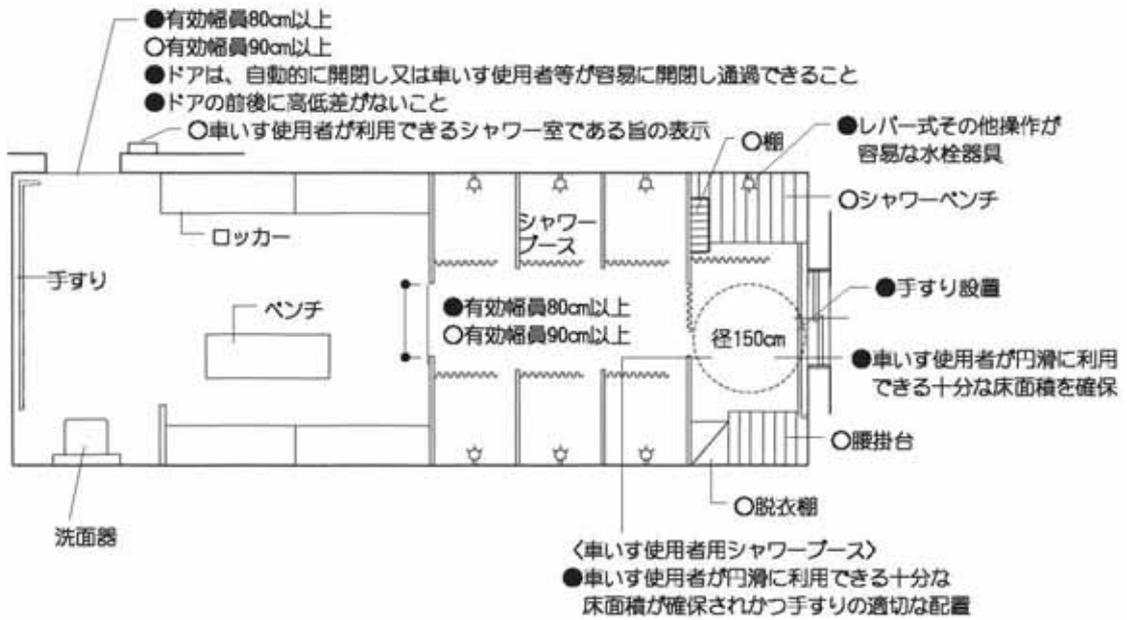
シャワー室

シャワー室の設置例

シャワー室内に車いす使用者用便房を設ける場合



シャワー室の設置例



16 改札口、レジ通路

【基本的な考え方】

改札口やレジ通路は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通過できるようにすることが必要です。車いすやベビーカーを使用している人が通過できる幅員の確保などの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
改札口、レジ通路 「12-1」 有効幅員 段差	旅客施設内に設けられる1以上の改札口及び卸売市場・物販店舗内に設けられる1以上のレジ通路は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80cm以上であること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。	車いすが通過できる幅員です。

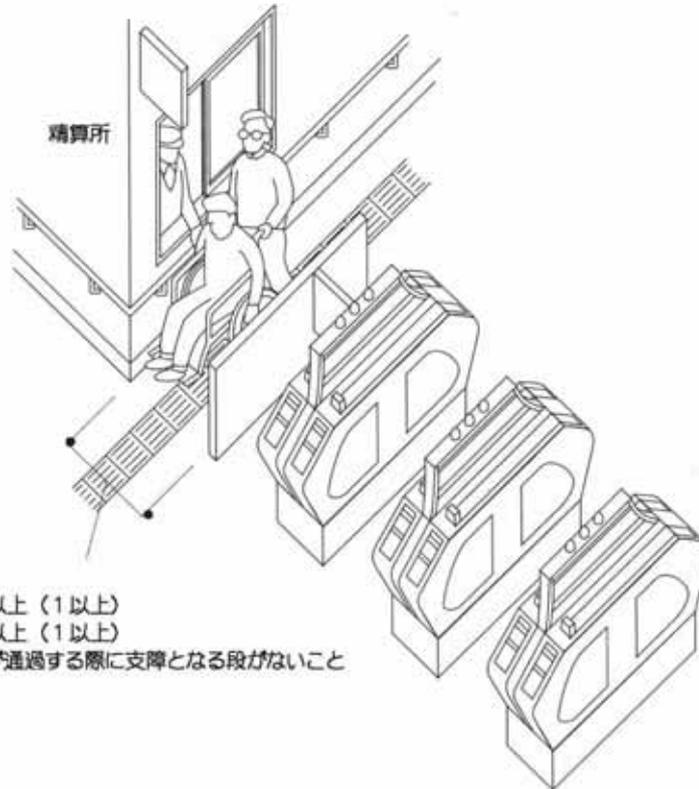
設計標準

項目	整備水準	解説
有効幅員	・ 有効幅員は、90cm以上とします。	車いすが通過しやすい幅員です。
レジカウンタ - の構造	・ レジカウンタ - は、車いす使用者との物品の受け渡し等に配慮した構造とします。	カウンタ - の高さは70cm程度、下部の奥行きは60cm～65cm程度とします。

望ましい配慮

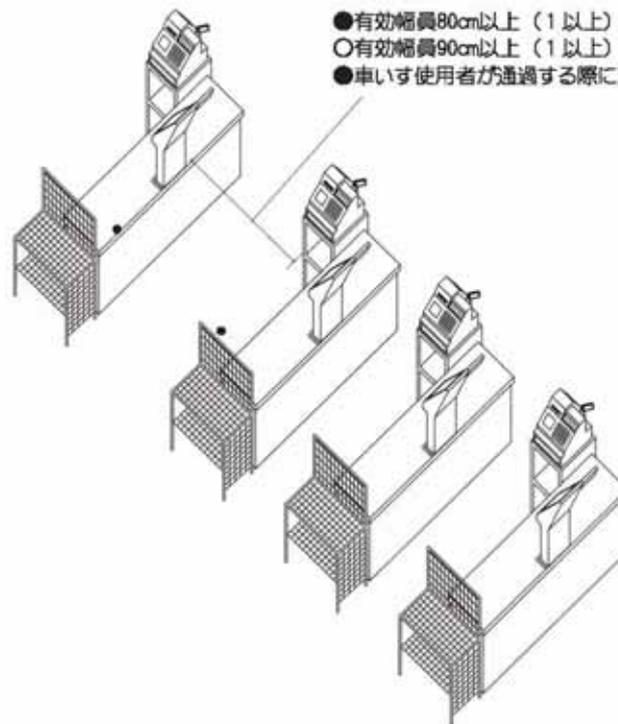
項目	整備水準	解説
視覚障害者誘 導用ブロック 等 緊急案内設備 案内表示	・ 1箇所以上の改札口には、床面に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。 ・ 緊急時の音声誘導装置や電光掲示板等を設置します。 ・ 改札口に案内表示を設ける場合には、文字を大きくする、文字を地色と明度の差の大きい色とする、図形や記号等を併記するなどにより、わかりやすさに配慮します。	

改札口の整備例



- 有効幅員80cm以上（1以上）
- 有効幅員90cm以上（1以上）
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと

レジ通路の整備例



- 有効幅員80cm以上（1以上）
- 有効幅員90cm以上（1以上）
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと

17 - 案内板

【基本的な考え方】

案内板は、施設の利用に関する情報などを伝達するために重要なものであり、誰でもわかりやすいものである必要があります。主要な出入口の付近に設置し、文字の大きさ、配色、記号による表示、点字表示などのきめ細やかな配慮を行うことが必要となります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
案内板 「13-1」 認識性 点字表示	<p>公共的施設全体の概要を示す案内板を設ける場合には、1以上の案内板は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により見やすいものであること。</p> <p>ロ 点字による表示が行われていること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合又は点字による表示を行うことが困難である場合は、この限りでない。</p>	案内板を設ける場合、1以上の案内板を整備する必要があります。
案内板その他の設備 「13-1」 案内板その他の設備	車いす使用者便房、車いす使用者用駐車場又は利用円滑化経路を構成するエレベータ-若しくはエスカレータ-が設けられている施設にあっては、当該施設又はその敷地内に、車いす使用者便房、車いす使用者用駐車場、エレベータ-、エスカレータ-の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、車いす使用者便房、車いす使用者用駐車場、エレベータ-、エスカレータ-の配置が容易に視認できる場合は、この限りではない。	
案内板その他の設備 「13-2」 視覚障害者用設備	車いす使用者便房又は利用円滑化経路を構成するエレベータ-若しくはエスカレータ-が設けられている施設にあっては、当該施設又はその敷地内に、車いす使用者便房、エレベータ-、エスカレータ-の位置を、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	
案内板その他の設備 「13-3」 案内所	案内所を設けた場合には、上記の「13-1」案内板その他の設備、「13-2」視覚障害者用設備の規定は、適用しない。	
視覚障害者利用円滑化経路 「15-1、2」 視覚障害者誘導用ブロック等 点状ブロック等	<p>公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が建築物である路外駐車場に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p>	<p>案内板を設ける場合、1以上の視覚障害者利用円滑化経路を整備する必要があります。</p> <p>音声による誘導の方法として杖式やペンダント式などがあります。</p>

項目	整備水準	解説
	(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）	

設計標準

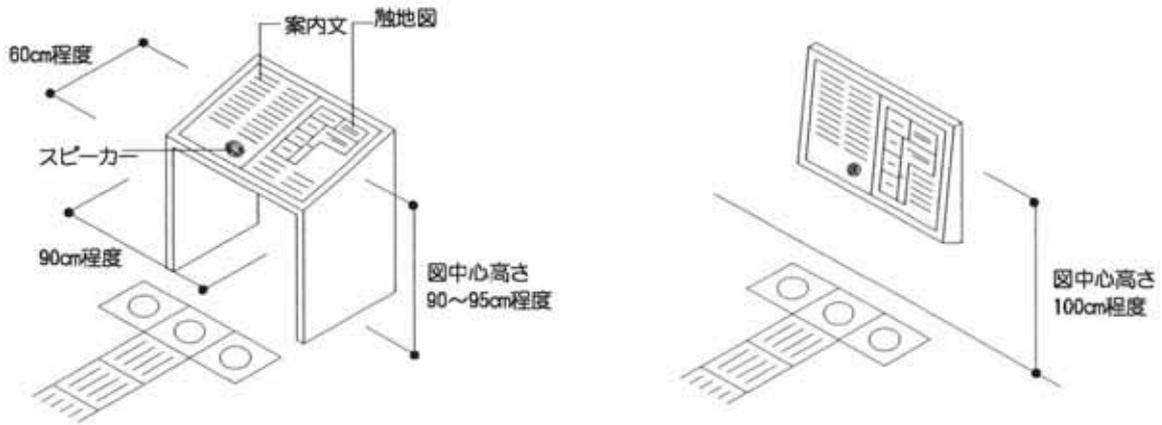
項目	整備水準	解説
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 案内板を設ける場合は、建築物の出入口付近の視認しやすい位置に設置します。 案内板を設ける場合は、車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならない位置に設置します。 案内板の表面の仕上げや設置位置に配慮し、逆光や反射グレアが生じないようにします。 	室名を変更した場合などは適宜、案内板の表示内容も修正します。点字表示についても留意します。
正確性	<ul style="list-style-type: none"> 案内板の表面の表示内容は、建築物を正確に示すものとします。 	
触知図 点字表示	<ul style="list-style-type: none"> 案内板を設ける場合には、触知図案内板を併設します。 点字表示は、次のような場所に設置します。 利用居室の出入口 エレベーターの乗降ロビ - 及びかご内の制御装置 案内板 便所の出入口 傾斜路、階段、廊下等の手すり 冷温水給水栓 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
文字表示装置、 順番案内装置	<ul style="list-style-type: none"> 病院、官公庁舎等の受付では、順番等の情報を知らせる必要がある場合は、文字による表示装置や振動により知らせる装置等を設けます。 	
通信装置	<ul style="list-style-type: none"> ファックスやインタ - ネット等の通信装置を利用できるようにしている場合は、その旨の表示を行います。 	
外国語表示	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、外国語も併記します。 	

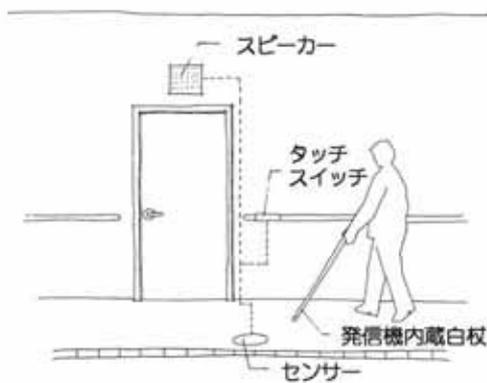
案内板

音声付触知案内板の例



音声誘導装置のしくみ

杖式

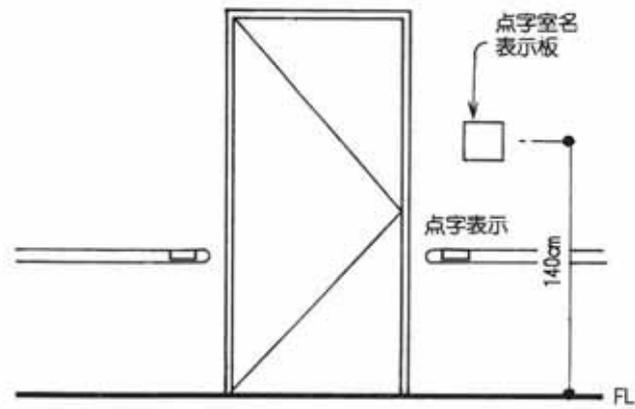


ペンダント式

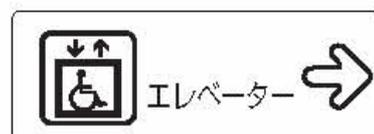


表示板の設置例

室名表示板の例



誘導標識の標示例



17 - 避難設備等

【基本的な考え方】

火災などの緊急の事態が発生したときは、安全に避難できるように誘導しなければなりません。視覚障害者、聴覚障害者などすべての人に正確な情報を伝達し、安全に誘導するための十分な配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
点滅装置付誘導灯 「13-2」 点滅装置	学校、病院・診療所及び社会福祉施設等（主として聴覚障害者が利用するものに限る。）で用途面積が2,000㎡以上のものに設置される消防法施行令第26条第1項に規定する誘導灯は、点滅装置を有するものとする。	

設計標準

項目	整備水準	解説
非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常警報設備を設置する場合は、視覚障害者や聴覚障害者に配慮した光、文字、音、音声等による非常警報設備を併設します。 非常警報設備を設置する場合は、自動火災報知器と連動させます。 	<p>非常口から屋外の安全な場所までの避難経路についても安全性を確保します。</p> <p>平常時閉鎖型のものは特に配慮が必要です。</p>
避難誘導設備	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導設備を設置する場合は、点灯灯、電光掲示、一斉放送設備などを併設します。 	
避難経路	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路を単純な動線計画とするなど、高齢者、障害者等ができる限り自力で避難できるように配慮します。 避難路、非常口には、段を設けないものとします。 非常口の幅員は、90cm以上とし、非常扉は、避難方向に開くものとします。 防火扉は、開閉が容易なものとします。 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
点滅装置付誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導灯を設置する場合には、点滅装置付誘導灯とします。 	
避難誘導システム	<ul style="list-style-type: none"> 光走行式避難誘導装置は、聴覚障害者、弱視者だけでなく、すべての人にとって有効な誘導方式です。 	
携帯型案内システム	<ul style="list-style-type: none"> 振動機能や音声読み上げ機能付の携帯電話を活用したシステムでは、視覚障害者や聴覚障害者にとっても有効な方式です。 	

【避難設備等の種類】

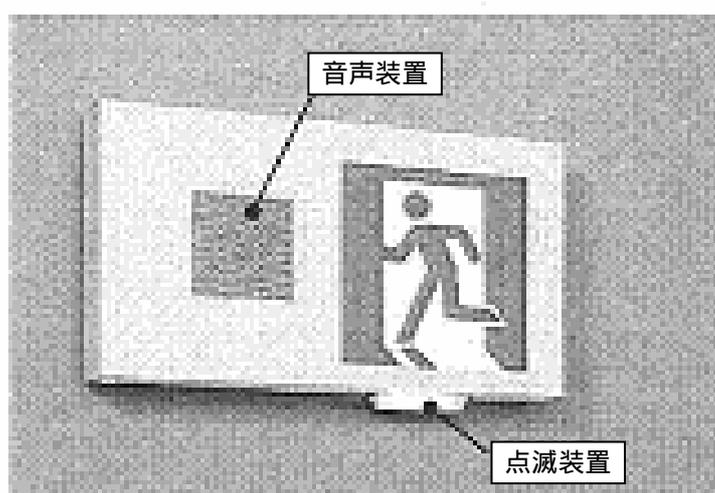
点滅装置付誘導灯	自動火災報知設備からの信号を受けて、光源を点滅させる誘導灯のことです。 通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が付置され、光源が点滅するタイプのものや、形状は通常の誘導灯と同様で、内臓する蛍光ランプが点滅するタイプのものなどがあります。
誘導音声装置付誘導灯	自動火災報知設備から信号を受けて、誘導灯に内臓し、又はその付近に設置するスピーカから誘導音声を発する避難口誘導灯のことです。
自動音声警報装置	音声等による警報を自動的に放送する機能を付加した非常放送設備のことです。
非常用構内通報機・警報機	緊急事態発生を伝達するため、内線電話を利用するシステムや居室内テレビの同軸ケーブル等を利用するシステムのことを非常用構内通報機・警報機といいます。
パトライト(回転灯)	スイッチを押すと黄色のランプが点灯し、回転する回転灯のことです。
非常文字表示装置	非常用放送設備と連携し、文字標示装置により必要な情報を提供するディスプレイのことです。
光走行式避難誘導装置	光源列を避難方向に沿って配置し、順次点滅させることで、光が避難方向へ走行するように見えるシステムのことです。
携帯式バイブレタ	自動火災報知設備からの信号を受けて、振動により直接人体を刺激し、異常を伝達する装置のことです。振動装置をベッドに固定する方法や身体の一部に腕時計のように巻き付ける方式等によって、就寝中に利用します。

点等装置付誘導灯の例

点滅型誘導灯(電池内蔵型)

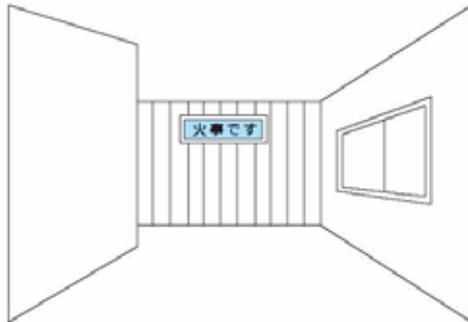


誘導音付点滅型誘導灯(電池内蔵型)

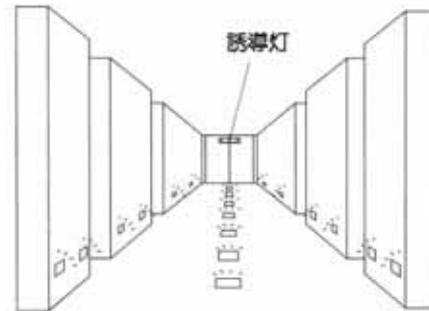


避難誘導装置の例

非常文字表示装置の例



光走行式避難誘導装置の例



17 - 受付カウンタ - 、公衆電話

【基本的な考え方】

受付カウンタ - や公衆電話を設ける場合は、車いす使用者の利用に配慮するだけでなく、高齢者や視覚障害者などすべての人が快適に利用できるように配慮することが必要です。車いす使用者が快適に利用できる高さのカウンタ - は、高齢者等がいすに座って利用できるものとなります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
受付カウンタ - 、公衆電話台「13-3」構造	受付カウンタ - 、公衆電話が設置された台その他これらに類するものを設ける場合には、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用することができる構造とすること。	天板の高さを70cm程度とし、下部には、60cm～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保します。
公衆電話ブ - ス「13-4」出入口の有効幅員戸の構造	公衆電話所の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80cm以上であること。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	車いすが通過できる幅員です。 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

設計標準

項目	整備水準	解説
受付カウンタ - 公衆電話機	<ul style="list-style-type: none"> 受付カウンタ - 等の前面には、車いす使用者が円滑に近接でき、回転できる水平部分を確保します。 車いす使用者に配慮した受付カウンタ - 等には、必要に応じて高齢者などが利用できるよう移動できるいすを用意します。 聴覚障害者などに配慮し、音声増幅装置付きの電話機やファクシミリを設置します。 視覚障害者に配慮し、カ - ドの挿入口やコインの投入口等に、点字による表示をした電話機を設置します。 建築物内に公衆電話を多数設置する場合には、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者などに配慮した電話機を、建築物の出入口付近などに設置します。 障害者の利用に配慮した機能を備えた電話機を設置した場所には、その旨を見やすい位置に表示します。 電話機の前面には、車いすが回転できる水平面を確保します。 	150cm×150cm以上のスペースを確保します。
公衆電話ブ - ス	<ul style="list-style-type: none"> 電話機の操作ボタンの高さは、車いす使用者の手の届く位置とします。 公衆電話ブ - スには、手すりを設置します。 公衆電話ブ - スには、必要に応じて高齢者などが利用できるよう移動できるいすを用意します。 	150cm×150cm以上のスペースを確保します。 押しボタンの中心の高さは、90cm～100cm程度とします。

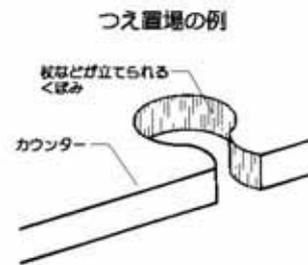
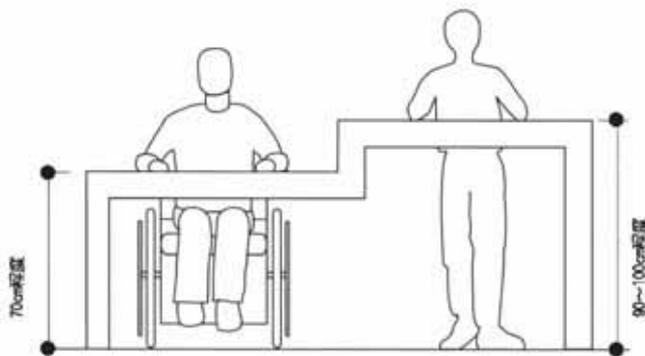
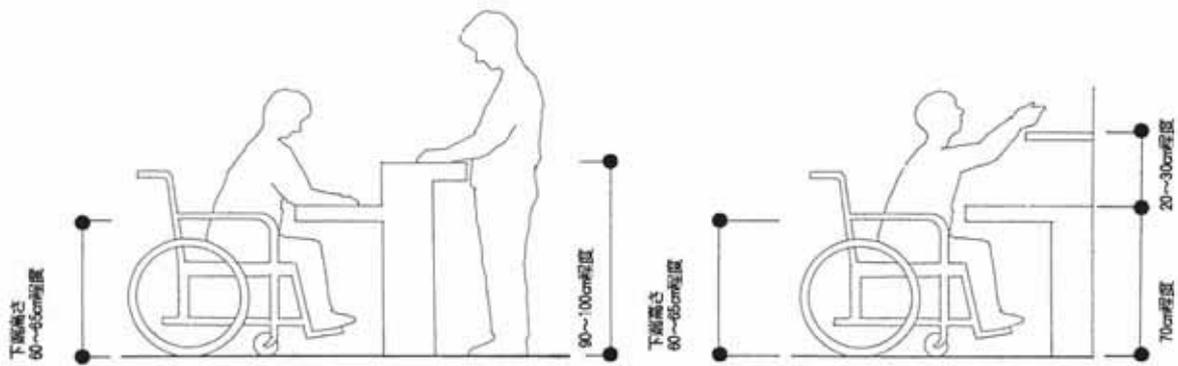
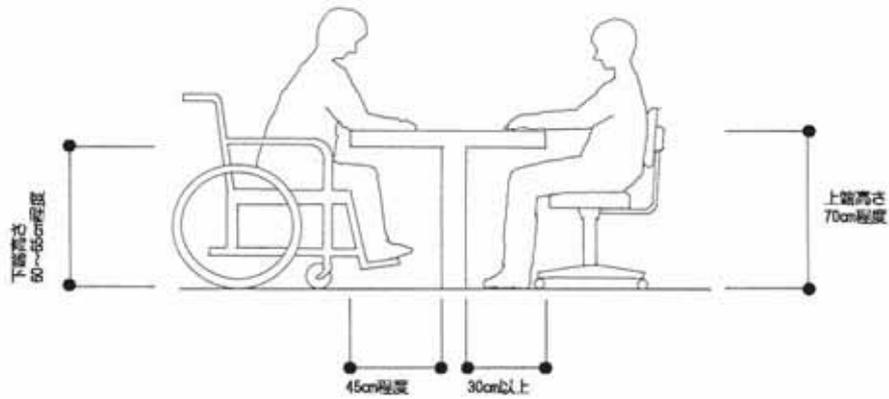
受付カウンタ - 、公衆電話

望ましい配慮

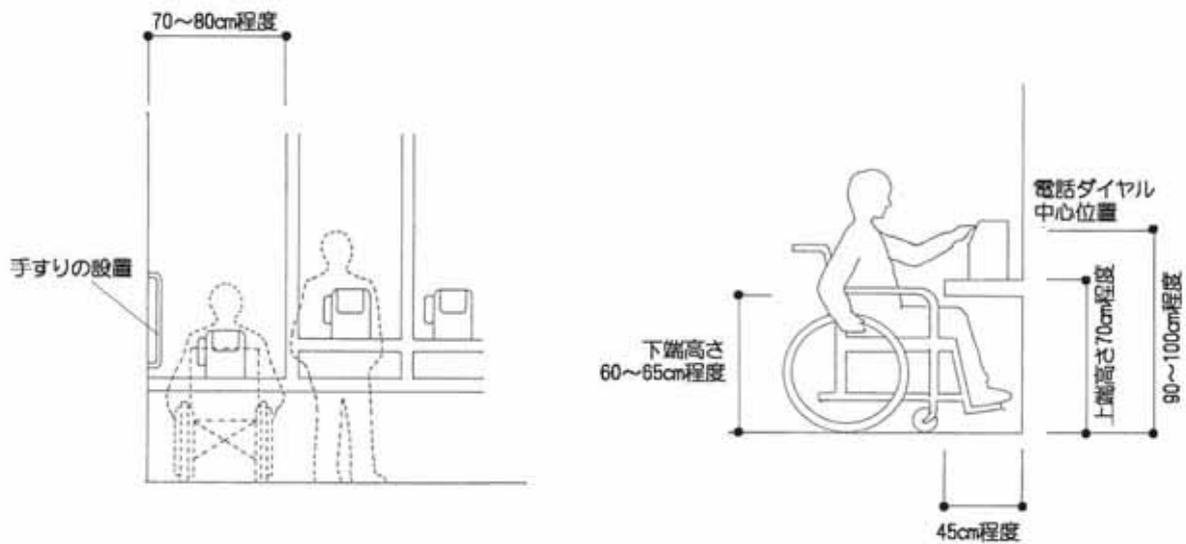
項目	整備水準	解説
呼出設備	<ul style="list-style-type: none">・ 受付カウンタ - 等には、視覚障害者や聴覚障害者などに配慮し、音声案内装置や電光掲示板等を設けることが望まれます。・ 公衆電話ブ - スを設ける場合には、利用しやすいように照明設備に配慮します。・ 受付カウンタ - 、公衆電話ブ - スには、つえを掛けることができる器具などを設けます。・ 物販店舗に試着室を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるように大きさ、段差、戸の形式（外開き）に配慮します。	
照明設備		
つえ置場		
試着室		

受付カウンター、公衆電話

カウンター等の基本寸法



電話台等の基本寸法



17 - 水飲み場、自動販売機

【基本的な考え方】

水飲み場や自動販売機を設ける場合は、車いす使用者に配慮するだけでなく、高齢者や視覚障害者などすべての人々が快適に利用できるように配慮することが必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
水飲み場「13-5」構造	水飲み場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。	

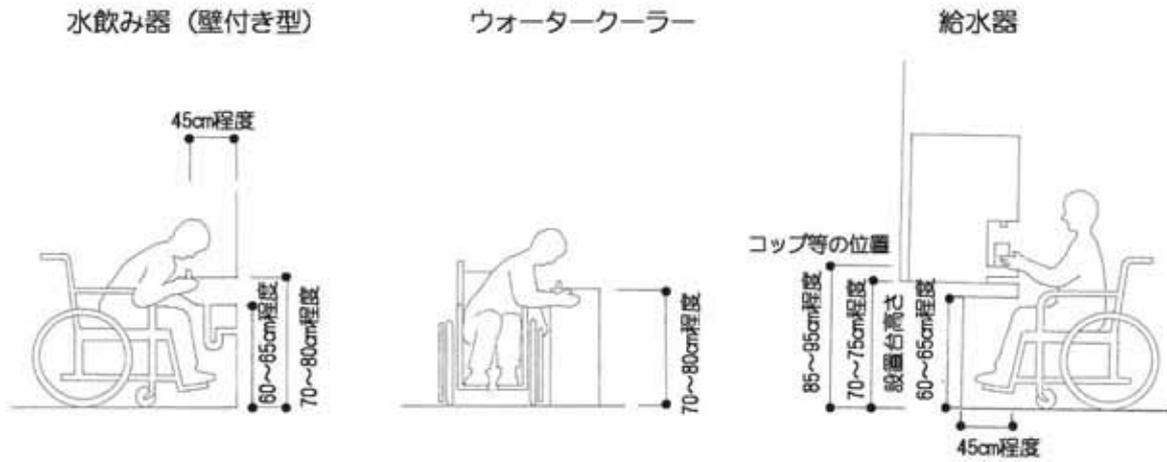
設計標準

項目	整備水準	解説
設置面	<ul style="list-style-type: none"> 水飲み場、自動販売機の設置場所の周辺の表面は、滑りにくく、平たんな仕上げとします。 	150cm × 150cm以上のスペースを確保します。
配置高さ	<ul style="list-style-type: none"> 水飲み場、自動販売機の前面には、車いす使用者等が円滑に近接でき、回転できる水平部分を確保します。 左右のどちら側からも近接できるように配慮します。 水飲み場の飲み口の高さは、70cm ~ 80cm程度とします。 	
下部空間	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機のコインの投入口及び取り出し口の高さは、床面から45cm ~ 125cm程度とします。 水飲み場、自動販売機の下部には、車いすのフットレストが入る空間を確保します。 	高さ25cm程度のスペースを確保します。
給水栓	<ul style="list-style-type: none"> 給水栓は、レバ - 式、光感知式その他操作が容易なものとしします。 給水栓を足踏み式とする場合は、下肢に障害を持つ人が利用できる操作方式の給水栓を併設します。 	
転倒防止	<ul style="list-style-type: none"> 水飲み器、自動販売機を設置する場合には、転倒しないよう壁面に固定するなど、安全性を確保します。 	
点字表示	<ul style="list-style-type: none"> 乗車券、入場券の自動販売機などについては、操作ボタンや説明を必要とする事項に点字による表示を行います。 	

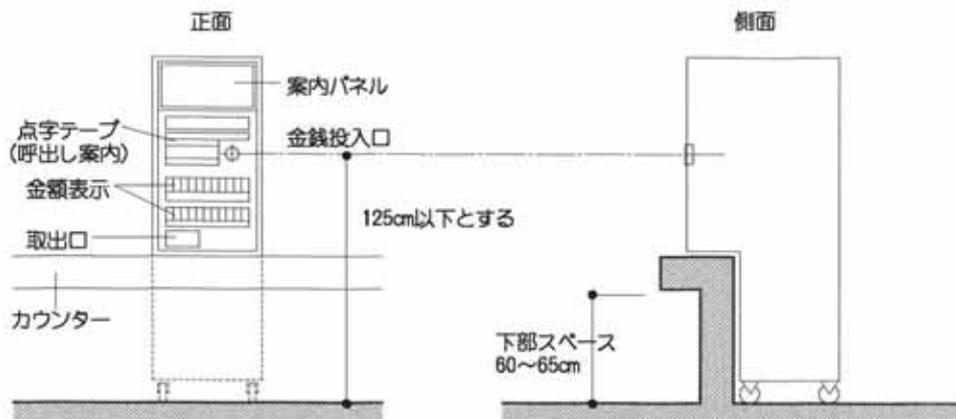
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
操作ボタン	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者は目線が低いいため、様々な利用者の視線角度を考慮した操作ボタンとします。 	
視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> 水飲み場、自動販売機を設ける場合には、30cm程度離れた位置から視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。 	
休憩設備	<ul style="list-style-type: none"> 水飲み場、自動販売機を設置した場合には、通行に支障のない位置にベンチ等を設けます。 	

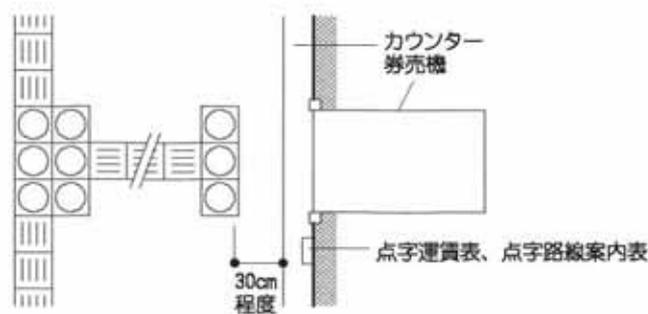
水飲み器の例



発売機の例



視覚障害者の誘導例



17 - 休憩設備

【基本的な考え方】

高齢者、障害者等が外出しやすい環境をつくるためには、休憩のための設備が多くの施設で設けられていることが重要です。施設の利用状況を検討し、通路やホ－ルなどの適切な場所に休憩所を設ける必要があります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
休憩設備 「13-6」 休憩設備の設置	学校、事務所等、共同住宅等、自動車教習所等、工場、建築物である路外駐車場及び公衆便所以外の公共的施設にあつては、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。	建物の出入口、廊下等の適切な位置に設けま す。

設計標準

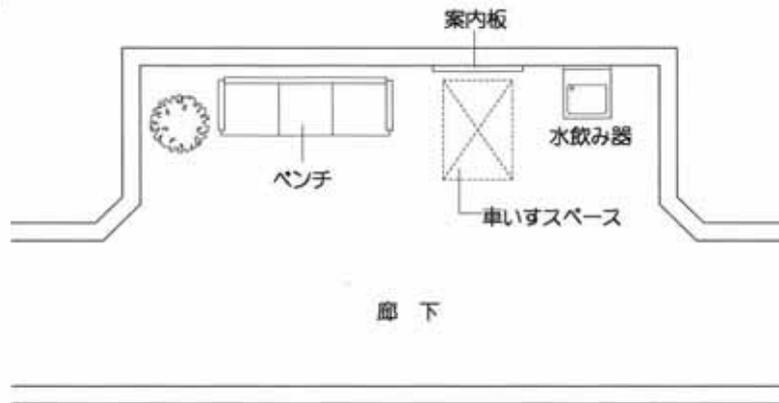
項目	整備水準	解説
水平部分 ベンチ 屋外卓	<ul style="list-style-type: none">ベンチを設置する場合は、車いす使用者が並んで休憩することができる水平部分を確保します。ベンチの座面の高さは、40cm～45cm程度とします。車いす使用者が利用できる屋外卓を設置する場合は、車いす使用者が円滑に近接でき、回転できる水平部分を確保します。	屋外卓の上端の高さを70cm程度とし、下部には60cm～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保します。 150cm×150cm以上のスペースを確保します。

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
ベンチの構造 ベンチの設置	<ul style="list-style-type: none">ベンチの両端に、手すり兼用となるような大きなひじ掛けを設けます。ベンチは、背板のあるものとします。公衆電話、案内表示板、水飲み場、自動販売機等を設置する場合には、必要に応じて、ベンチなどを設置します。	

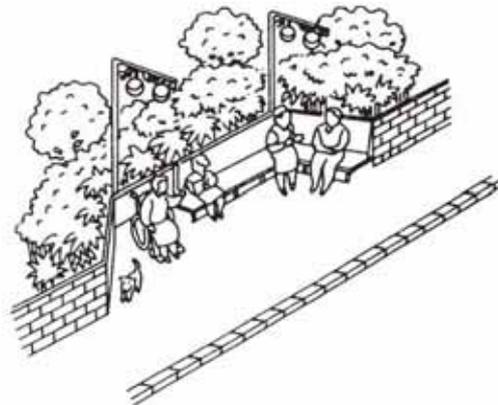
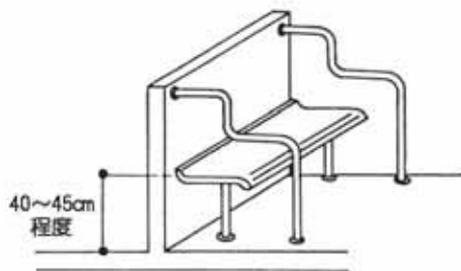
休憩施設の整備例

室内廊下等

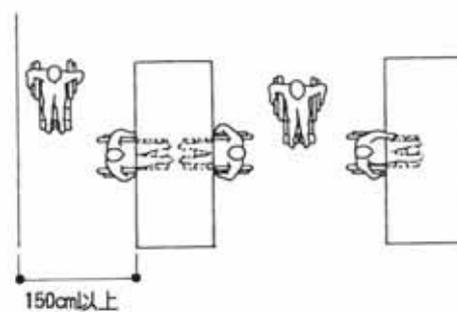
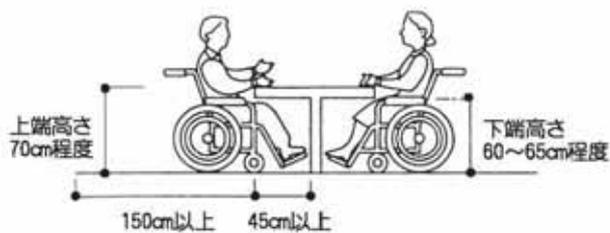


屋外の休憩施設の整備例

ベンチの例



屋外卓の整備例



17 - 手すり

【基本的な考え方】

手すりは、高齢者、障害者等の安全性を確保し、歩行や移動などの動作を補助するために有効です。階段や傾斜路などの必要な箇所に適切に取り付けるとともに、材質や形状などへの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
階段「2-1」 手すり	イ 踊場を除き、手すりが設けられていること。	手すりと壁との間は、4cm程度の距離を確保し、かつ、下側で支持します。
傾斜路「3-1」 手すり	イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。	
便所「4-1」 手すり	イ(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	
敷地内の通路「5-1」 手すり	ロ(1) 段がある部分は、手すりが設けられていること。 ハ(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。	
浴室「7-1」 手すり	ロ 浴槽及び洗い場の周囲の壁には、手すりが設けられていること。	
客室「10-1」 手すり	ロ(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ハ 浴槽及び洗い場の周囲の壁には、手すりが設けられていること。	
シャワ - 室「11-1」 手すり	ロ 壁には、手すりが設けられていること。	
利用円滑化経路「14-2」 手すり	(8) 学校（特別支援学校を除く。）、事務所等、共同住宅等、自動車教習所等及び工場以外の公共的施設で用途面積が2,000㎡以上のものの利用円滑化経路を構成する昇降機（特殊な構造等の昇降機を除く。）にあっては、次に定める構造であること。 (四) かが内には、その両側面に手すりが設けられていること。	

設計標準

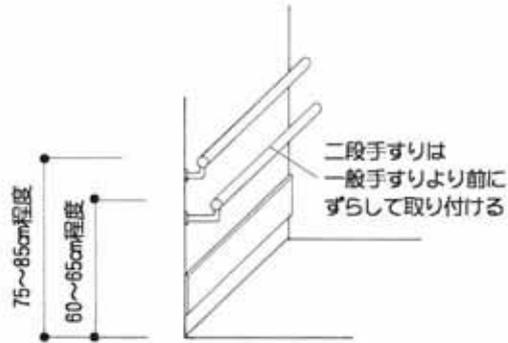
項目	整備水準	解説
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 手すりは、次のような場所に設置します。 	
敷地内の通路の傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路の傾斜路の高さが16cmを越え、かつ、勾配が20分の1を越える場合は、両側に手すりを設けます。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
敷地内の通路の段	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路の段の両側に手すりを設けます。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
建築物の出入口	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の出入口に上履きに履き替える場所を設ける場合には、体を支えるための手すりやベンチなどを設けます。 	手すりを設置する場合は縦型とします。
廊下等	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等には、手すりを設けます。 	
階段	<ul style="list-style-type: none"> 踊場を除き、両側に手すりを設けます。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の高さが16cmを越える場合は、両側に手すりを設けます。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> かご内には、その両側面に手すりを設けます。 	
エスカレータ	<ul style="list-style-type: none"> 移動手すりと連続させて、固定手すりを設けます。 	移動手すりの先端からの長さを100cm以上とします。
車いす使用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> 便座の両側には、水平、垂直に手すりを取り付けます。 	水平手すりの高さは、70cm程度とします。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座の周囲に取り付ける可動式の水平手すりは、車いすからの移乗に配慮し、跳ね上げ式などとします。 手すりの表面材質は、木製や樹脂製とするなど金属製以外のものとします。 洗い場から浴槽に降りるための段を設ける場合には、手すりを設けます。 	手すりは、便座の中心線から左右35cm程度の位置に設けます。
手すりの構造	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの構造は、次のとおりとします。 	
断面	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの断面の形状は、つかみやすいことが重要であり、外径3～4cm（小児用の場合は3cm）程度とします。 	
端部	<ul style="list-style-type: none"> 階段、傾斜路に設ける手すりの端部は、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端部は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 	
統一性	<ul style="list-style-type: none"> 建築物内の手すりは統一した高さとし、かつ、できる限り連続して設けます。 	
支持部材	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの支持部材の形状は、移動の際に、手が引っかからないものとします。 	
材質	<ul style="list-style-type: none"> 温度感や肌触りがよく、耐久性があるものとします。 	表面の材質は木製、樹脂製など金属製以外のものが好まれます。
点字案内	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等、階段、傾斜路等の端部、曲がり角、始点、終点などの要所部分に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 	

手すり

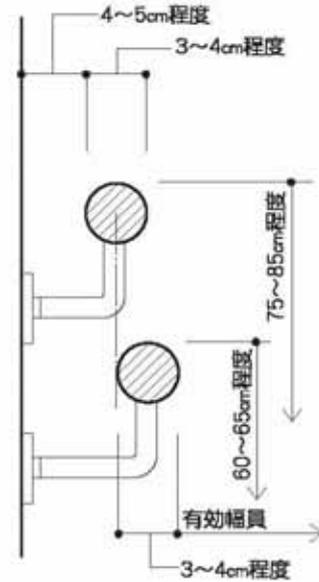
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
連続性 滑りにくさ 二段の手すり 便所 客室 シャワ - 室 休憩設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりは、起点から終点まで連続して設けます。 ・ 階段、スロ - プ等の手すりは、体重をかけた時に、滑りにくものとしします。 ・ 傾斜路、階段、段及び廊下等に手すりを設ける場合は、二段手すりを併設します。 ・ 床置き式小便器には、両側及び前方の胸部の位置に手すりを設けます。 ・ ベッドのわき等に手すりを設けます。 ・ シャワ - ブ - スには、上部にぶら下がり用吊り輪や壁面に縦手すりを設けます。 ・ ベンチの両端に、手すり兼用となるような大きめのひじ掛けを設けます。 	二段手すりの高さは、60～65cmとし、一般用手すりよりも前にずらして取り付けます。

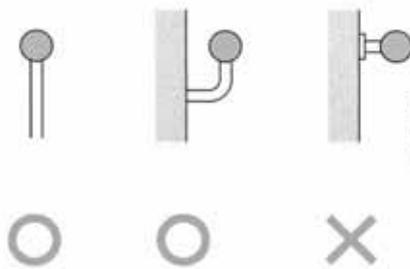
手すりの配置例



手すりの形状 (つかみやすい形状とする)

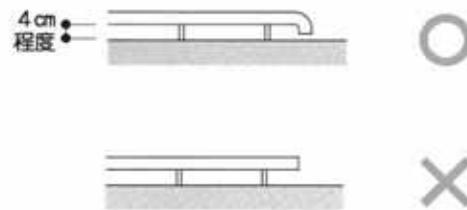


手すりの支持方法

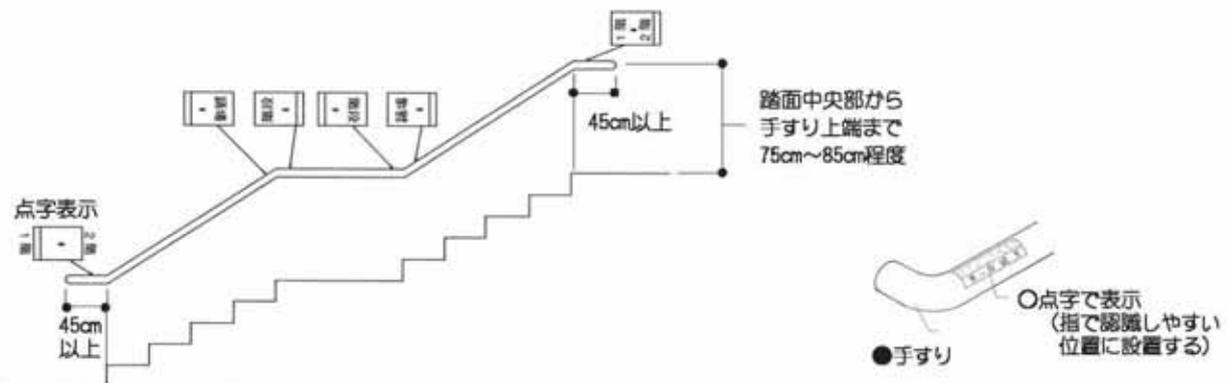


支持材が手に
ぶつかるため
好ましくない

手すりの端部の形状



階段と手すりの点字表示取付例



17 - コンセント、スイッチ類

【基本的な考え方】

コンセント、スイッチ類は、高齢者、障害者等が利用しやすいようにすることが必要です。わかりやすく、操作しやすいよう大きなスイッチにし、車いす使用者や子どもにも操作ができる高さに設置するなど形状や設置位置などに配慮が必要です。

設計標準

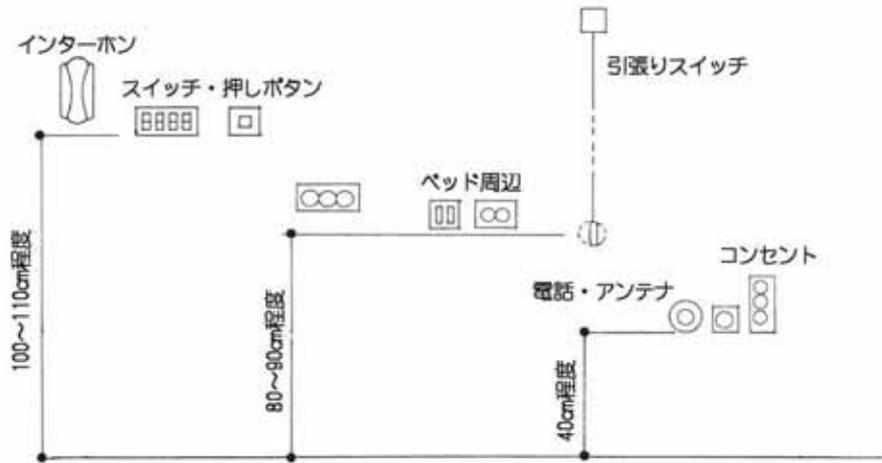
項目	整備水準	解説
取付位置	<ul style="list-style-type: none">・ コインセント類は40cm程度、スイッチ類は100cm～110cm程度（ベッド周辺では80cm～90cm程度）の高さに設置します。・ スイッチ類は、大きく、押しやすい形状のものとし、かつ、軽い力で指先以外でも操作できるものとします。・ スイッチ類は、夜間でも位置がわかりやすいものとします。	ワイドスイッチやピッシュスイッチとします。 パイロットランプ付スイッチなどとします。
形状等		

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
点字表示	<ul style="list-style-type: none">・ スイッチ類には、必要に応じて、点字表示を行います。・ スイッチ類は、周囲の壁との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別性を確保します。・ 同一用途のスイッチ類の形状、設置位置などは、統一することが望まれます。	
識別性		
統一性		

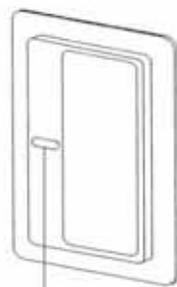
コンセント、スイッチ類

コンセント・スイッチ類の高さ



使いやすいスイッチの例

ワイドスイッチ



スイッチの位置がわかりやすい
パイロットランプ付き

プッシュスイッチ



17 - 視覚障害者誘導用ブロック等

【基本的な考え方】

視覚障害者誘導用ブロック等（点状、線状ブロック）は、情報伝達、危険回避のための重要な手段です。また、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差の大きい色遣いに工夫することによって、高齢者などにも有効となります。様々な状況を考慮し、高齢者、障害者等が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが大切です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
廊下等 「1-1」 点状ブロック 等	<p>ロ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）が敷設されていること。ただし、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 建築物である路外駐車場に設けるもの</p>	
階段「2-1」 点状ブロック 等	<p>ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が建築物である路外駐車場に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>	
傾斜路「3-1」 点状ブロック 等	<p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 建築物である路外駐車場に設けるもの</p>	

視覚障害者誘導用ブロック等

項目	整備水準	解説
視覚障害者利用 円滑化経路 「15-1、2」 線状ブロック 等 点状ブロック 等 音声誘導設備	<p>公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が建築物である路外駐車場に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)が適切に組み合わせられて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>	

視覚障害者誘導用ブロック等

設計標準

項目	整備水準	解説	
主たる経路	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路、廊下等、階段、傾斜路は、視覚障害者が敷地内及び建築物内の目的箇所に容易かつ安全に到達することができるよう配慮します。 	案内板、音声誘導装置、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配置を行います。	
エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> エレベータの乗降ロビの床には、点状ブロック等を制御装置側に寄せて敷設します。 		
エスカレータ	<ul style="list-style-type: none"> エスカレータの乗降口の床には、点状ブロック等を敷設します。 		
統一性	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者用誘導ブロック等を一連で敷設する場合には、原則として、同寸法、同材質の床材を使用します。 		視覚障害者誘導用ブロック等の突起形状はJIS規格化されています。周囲の床材との輝度比は2.0程度確保します。色彩に関しては、経年劣化に対する耐久性も必要です。
識別性	<ul style="list-style-type: none"> 触知による識別が容易なものとします。 表面の色彩は、周囲の床材との対比効果が十分発揮できるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じ適切なものを選択します。 		
敷設	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロック等に敷設幅は、30cm以上とします。 線状ブロック等は、線上突起の方向を平行にし、連続して敷設します。 原則として、湾曲しないよう直線上に敷設し、曲がる場合は直角に配置します。 曲がる部分、段差部分には、点状ブロック等を敷設します。 		
表面の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 濡れた場合でも、滑りにくい材質のものを使用します。 		

望ましい配慮

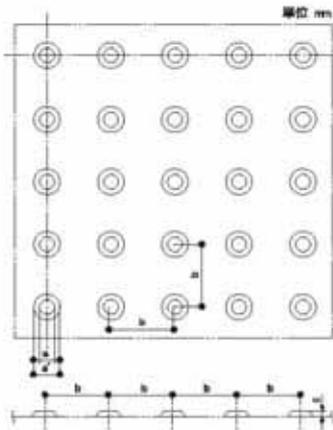
項目	整備水準	解説
主たる経路	<ul style="list-style-type: none"> 道等から利用居室などまでの経路には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。 	
利用居室の出入口	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者のために、利用居室の出入口の外側と内側に、点状ブロック等を敷設します。 	
改札口	<ul style="list-style-type: none"> 1箇所以上の改札口には、床面に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。 	
水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> 水飲み場、自動販売機を設ける場合には、30cm程度離れた位置から視覚障害者用誘導ブロック等を敷設します。 	
敷設	<ul style="list-style-type: none"> 過剰な敷設は避け、下肢障害者や車いす使用者などの通行の支障にならないよう配慮します。 	

視覚障害者誘導用ブロック等

視覚障害者誘導用ブロック等に係る規格について

視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状についてはJIS T9251規格で標準化されています。

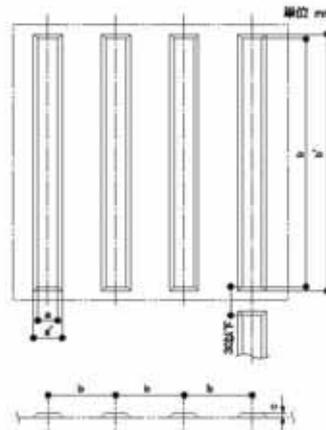
点状突起(並列配列)の形状・寸法及びその配列



記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60*	+1 0
c	5	

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

線状突起の形状・寸法及びその配列

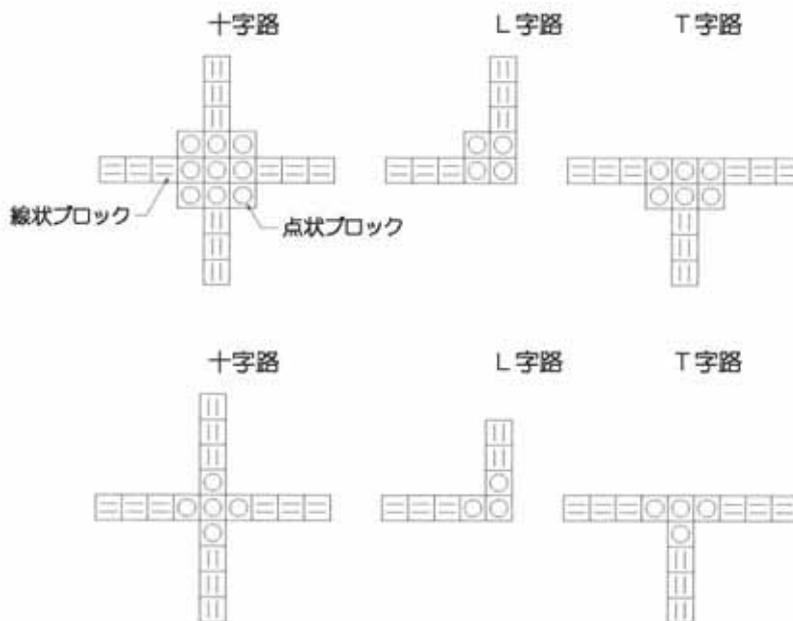


記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	+1 0
c	5	
d	270以上	d+10
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。

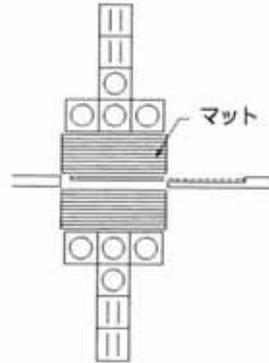
視覚障害者誘導用ブロック等の敷設例

経路分岐点における敷設例

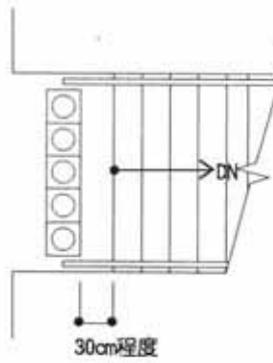


視覚障害者誘導用ブロック等

自動ドアの場合の設置例



階段前後の設置例



エレベーター乗降ロビーでの設置例



第 2 章 設計マニュアル 道路

1 歩道

【基本的な考え方】

歩道を整備する際には、歩行者優先が前提であり、高齢者、障害者等への配慮が求められます。歩車道の分離、十分な歩道幅員の確保、舗装の工夫などによって、歩行者の安全性を確保し、快適な歩道となるよう配慮します。

構造等基準

項目	整備水準	解説
歩道「1-1」 表面の仕上げ	表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。	
歩道「1-2」 有効幅員	有効幅員は、200cm以上とすること。	
歩道「1-3」 横断勾配	横断勾こう配は、2%を標準とすること。	
歩道「1-4」 排水溝	路面に排水溝を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けること。	
歩道「1-5」 横断歩道部分のすり付け勾配 横断歩道部分の段差 横断歩道部分の車いすの転回場所	横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する歩道の部分は、次に定める構造とすること。 イ 勾配は、5%以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。 ロ 車道との段差は、2cmが標準であること。 ハ ロの段差に接する歩道の部分は、車いすが転回することができる構造であること。	150cm×150cm以上のスペースを確保します。
歩道「1-6」 視覚障害者誘導用ブロック等	多数の視覚障害者が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設の相互間の経路を構成する歩道及び視覚障害者が頻繁に利用する歩道には、視覚障害者を誘導する必要がある部分及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分に歩行性及び耐久性に優れた線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。	

設計標準

項目	整備水準	解説
有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の幅員は、歩行者交通量が多い場合は、350cm以上とします。 縦断勾配は、原則として5%以下とします。（沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とします。） 縦断勾配を設ける場合には、横断勾配は設けないようにしないようにします。 ブロック舗装の場合は、目地幅は、できり限り小さくし、また、深くならないよう配慮します。 歩行者等の通行部分（車道と歩道にすりつけ部分を除く）の幅員は、100cm以上とします。 	
勾配		
目地		
車両乗入部		

望ましい配慮

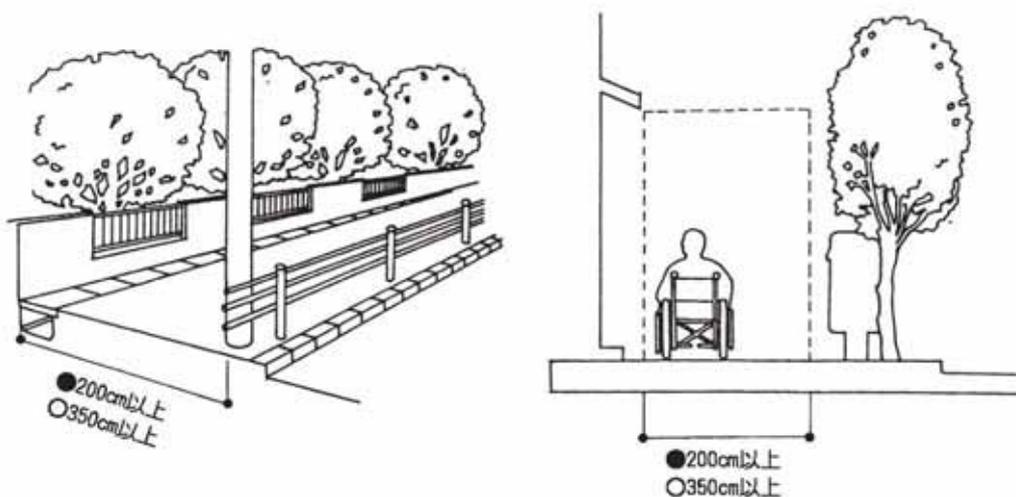
項目	整備水準	解説
舗装	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の舗装は、雨水を地下に浸透させることができるようにします。 横断勾配は、原則として1%以下とします。（地形の状況等によりやむを得ない場合は、2%以下とします。） 車両の乗り上げや不法占拠物によって有効幅員が狭められないよう、車止めやPRシートを設置します。 歩行者等の通行部分（車道と歩道のすりつけ部分を除く）の幅員は、200cm以上とし、可能な限り広く確保します。 	
勾配		
車止め等		
車両乗入部		

歩道

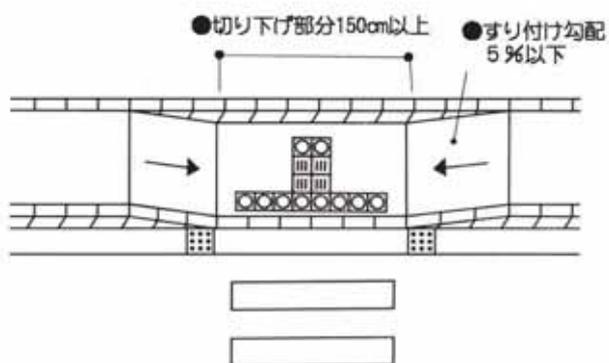
歩道の整備例



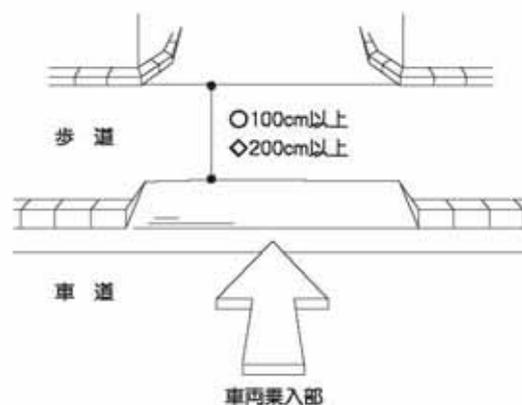
歩道の幅員



歩道の切下げの例



車両乗入部の例



PRシートの例



線状ブロックに
PRシート貼付

2 横断歩道橋

【基本的な考え方】

横断歩道橋や地下横断歩道などの立体横断歩道施設を設置する場合は、高齢者、障害者等が利用しやすく、安全で、かつ、負担が少なくなるよう十分に配慮することが必要となります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
横断歩道橋 「2-1」 表面の仕上げ	表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。	
横断歩道橋 「2-2」 手すり	両側に手すりを設けること。	
横断歩道橋 「2-3」 識別性	階段の踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	
横断歩道橋 「2-4」 階段の構造	階段は、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。	
横断歩道橋 「2-5」 回り段の禁止	階段には、回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。	
横断歩道橋 「2-6」 点状ブロック	階段の段及び傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。	

設計標準

項目	整備水準	解説
横断歩道橋の幅員	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道橋の階段は150cm以上、斜路は200cm以上、斜路付階段は210cm以上の幅員を確保します。（地形の状況等によりやむを得ない場合は、それぞれの幅員は30cmまで減ずることができるものとします。） 斜路付階段の傾斜の幅員は60cmを標準とします。 上記以外の部分の幅員は150cm以上とします。また、自転車・ベビーカー・車いす等の利用を考慮する場合の幅員は、原則として200cm以上とします。 	

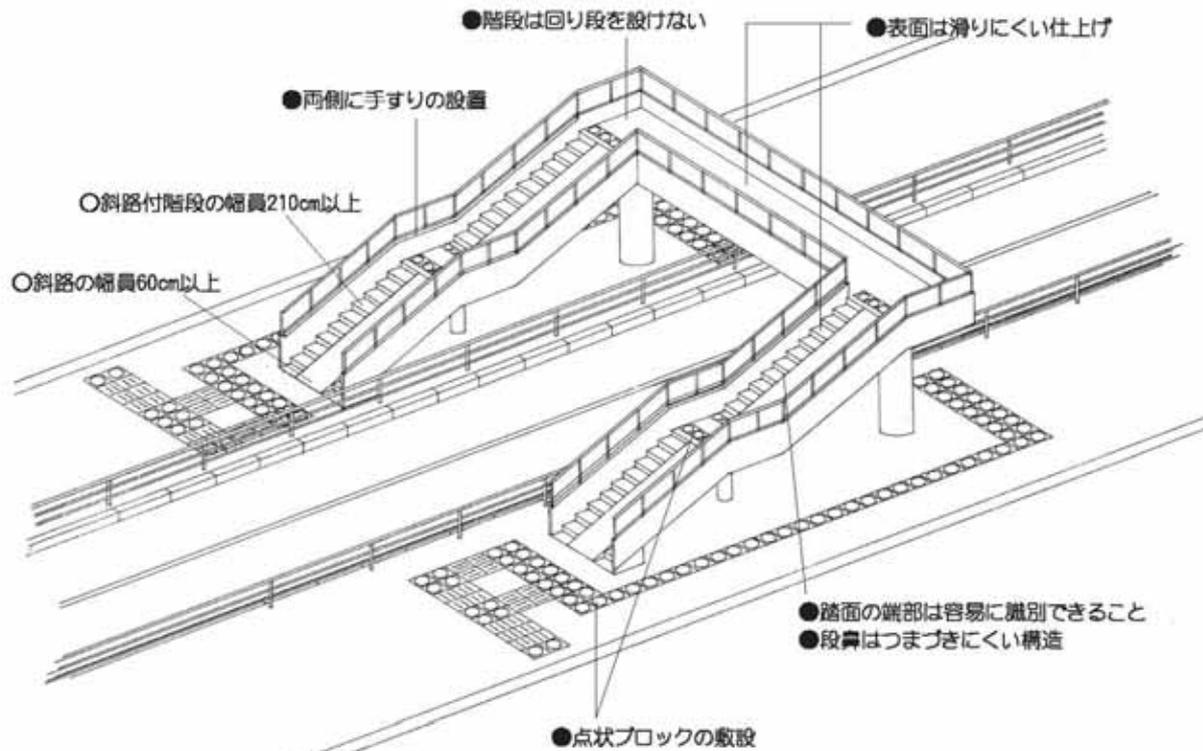
項目	整備水準	解説
地下横断歩道の幅員	<ul style="list-style-type: none"> 地下横断歩道の階段は250cm以上、斜路は300cm以上、斜路付階段は310cm以上の幅員を確保します。(地形の状況等によりやむを得ない場合は、それぞれの幅員は80cmまで減することができるものとします。) 斜路付階段の斜路の幅員は60cmを標準とします。 上記以外の部分の幅員は、250cm以上とします。また、自転車・ベビーカー・車いす等の利用を考慮する場合の幅員は、原則として300cm以上とします。 	
点字表示	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの端部や曲がり角等の要所には、必要に応じて点字表示を設置します。 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
昇降施設	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の多い場所等には、高齢者、障害者等の利用を考慮して、エレベーター、エスカレーター等の昇降施設を併設します。 	

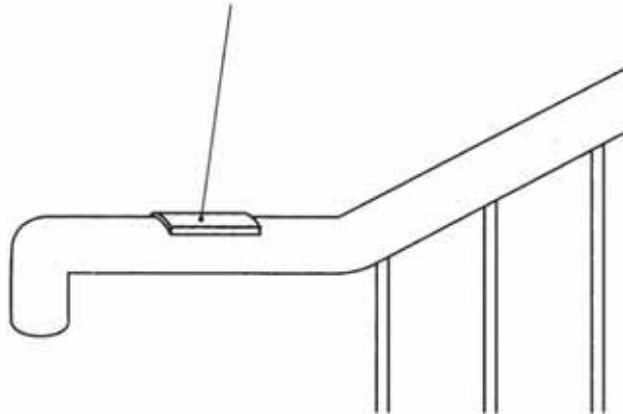
横断歩道橋

横断歩道橋の整備例



点字表示の例

○（横断歩道橋名、位置などを
点字又は記号等で表示したもの）



3 バスの停留所

【基本的な考え方】

バスは、高齢者、障害者等にとっての重要な移動手段であり、バス停留所は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、乗降位置への誘導、案内表示や休憩設備の設置などに配慮することが必要となります。

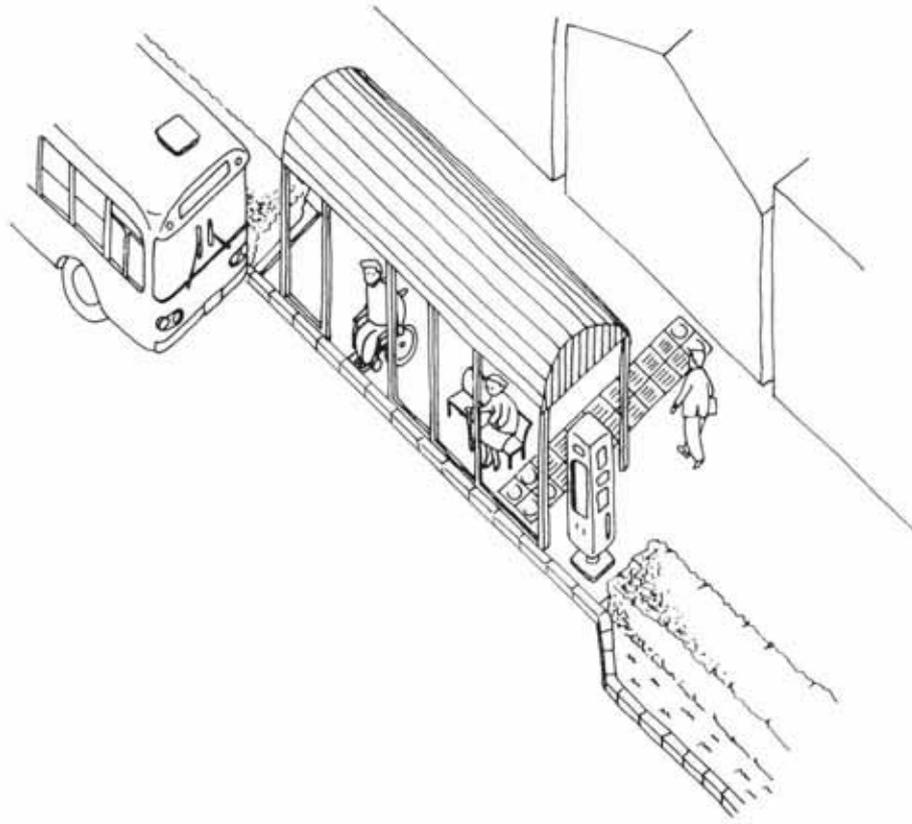
設計標準

項目	整備水準	解説
段差	<ul style="list-style-type: none">歩道の部分の車道に対する高さは、原則15cmとします。	15cm：ノンステップバスに対応可能な寸法です。
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">待ち溜まりスペースを十分にとり、乗降時に支障がないようにします。	
案内表示	<ul style="list-style-type: none">バスの停留所には、バスの行き先、運行路線図、時刻表などをわかりやすく表示した見やすい案内板を設けます。案内板は、記号や文字の大きさ、配色などに配慮します。	
視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none">バスの停留所と視覚障害者の利用が多い施設との経路には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
ベンチ、上屋	<ul style="list-style-type: none">バスの停留所には、バスの乗降及び歩道の通行の支障とならない箇所にベンチ及び上屋を設けます。	ベンチ等の設備は、視覚障害者誘導用ブロック等の利用の障害にならない位置に設置します。
点字表示	<ul style="list-style-type: none">案内板には、点字表示を併用します。	
運行案内	<ul style="list-style-type: none">バスの運行状況を音声や文字表示により案内する装置を設けます	
照明設備	<ul style="list-style-type: none">夜間時の利用を考慮して、案内板を照らす設備を設けます。	

バスの停留所の整備例



第 2 章
設計マニュアル
公園

1 出入口

【基本的な考え方】

公園の出入口は、誰でも安全に、かつ、快適に通過できるようにすることが必要です。地形的な条件などを考慮し、十分な幅員の確保や段差の解消など、高齢者、障害者等の利用に配慮することが必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
出入口「1-1」 有効幅員 段差 車止め	1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、120cm以上であること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、やむを得ず生ずる段差であり、かつ、当該段差が2cm以下である場合は、この限りでない ハ 車止めのためのさくを設ける場合においては、当該さくの間隔は、90cmが標準であること。	
出入口「1-2」 点状ブロック等	車道に接する出入口は、点状ブロック等を敷設すること等により道路との境界を容易に識別できるものとする。	

設計標準

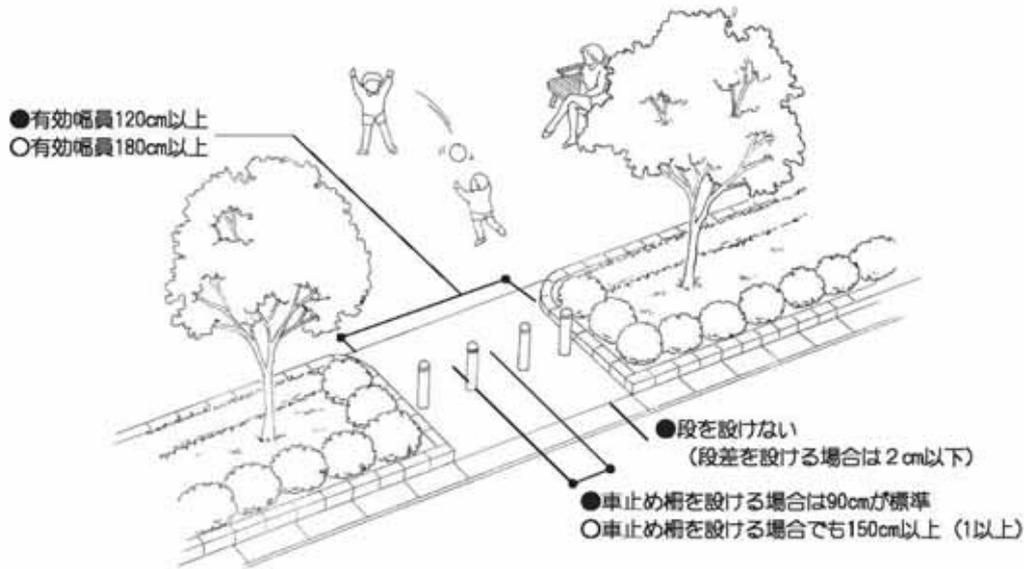
項目	整備水準	解説
有効幅員 車止め 園路との直結	<ul style="list-style-type: none">1以上の出入口の有効幅員は、180cm以上します。車止めが必要な場合であっても、1以上の出入口の有効幅員は、150cm以上とします。車止めの前後には、水平部分150cm以上を確保します。車いすで出入りできる出入口には、車いすが通行可能な園路を直結します。	

望ましい配慮

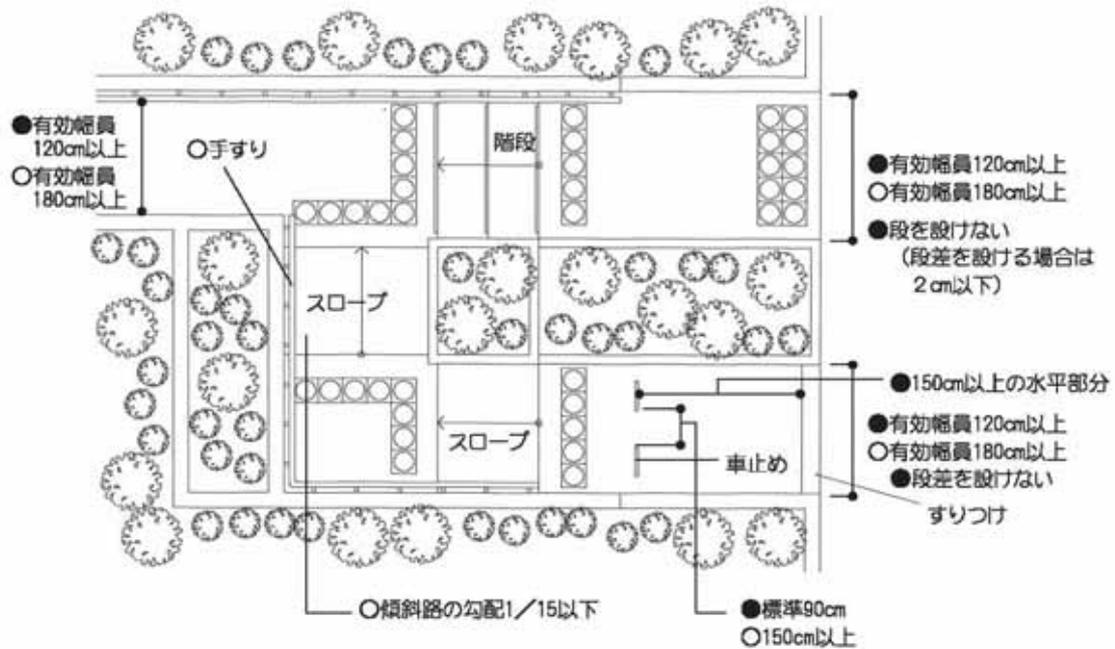
項目	整備水準	解説
車止め	<ul style="list-style-type: none">車両の前後には、水平部分180cm以上を確保します。車止めを設置する場合には、視覚障害者の円滑な利用のために点状ブロック等を設置します。	

出入口の整備例

歩道等と高低差がない場合



歩道等と高低差がある場合



2 園路

【基本的な考え方】

公園の園路は、高齢者、障害者等が園内の施設等を利用する際に、安全に、かつ、快適に通行できるようにすることが必要です。また、文字の大きさ、配色、記号による表示、点字表示などに配慮した誰でもわかりやすい案内板の設置などの配慮も必要となります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
園路「2-1」 表面の仕上げ 階段	<p>出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げであること。</p> <p>ロ 階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造であること</p> <p>(1) 踊場を除き、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>(3) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	公園の出入口に通じる園路の基準です。
有効幅員	<p>ハ 有効幅員は、120cm以上であり、180cm未満である場合にあっては、車いすがすれ違うことのできる場所が適宜設けられていること。</p>	140cm×140cm以上のスペースを確保します。
縦断勾配	<p>ニ 縦断勾配は、4%以下であり、3%以上4%以下の部分が30m以上続く場合にあってはその途中に150cm以上の水平な部分が設けられていること。</p>	
排水溝ふた	<p>ホ 路面に排水溝を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたが設けられていること。</p>	
切下げ部分	<p>ヘ 縁石線によって区画された敷地の部分を切り下げる場合においては、園路に接する切下げ部分の有効幅員は、120cm以上であり、勾配は、8%以下であること。</p>	
傾斜路の側壁	<p>ト 傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ10cm以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p>	
点状ブロック等	<p>チ 危険防止のために必要な箇所には、点状ブロック等が敷設されていること。</p>	
案内板	<p>リ 公園全体の概要を示す案内板のうち1以上の案内板の文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により、見やすいものであること。</p>	

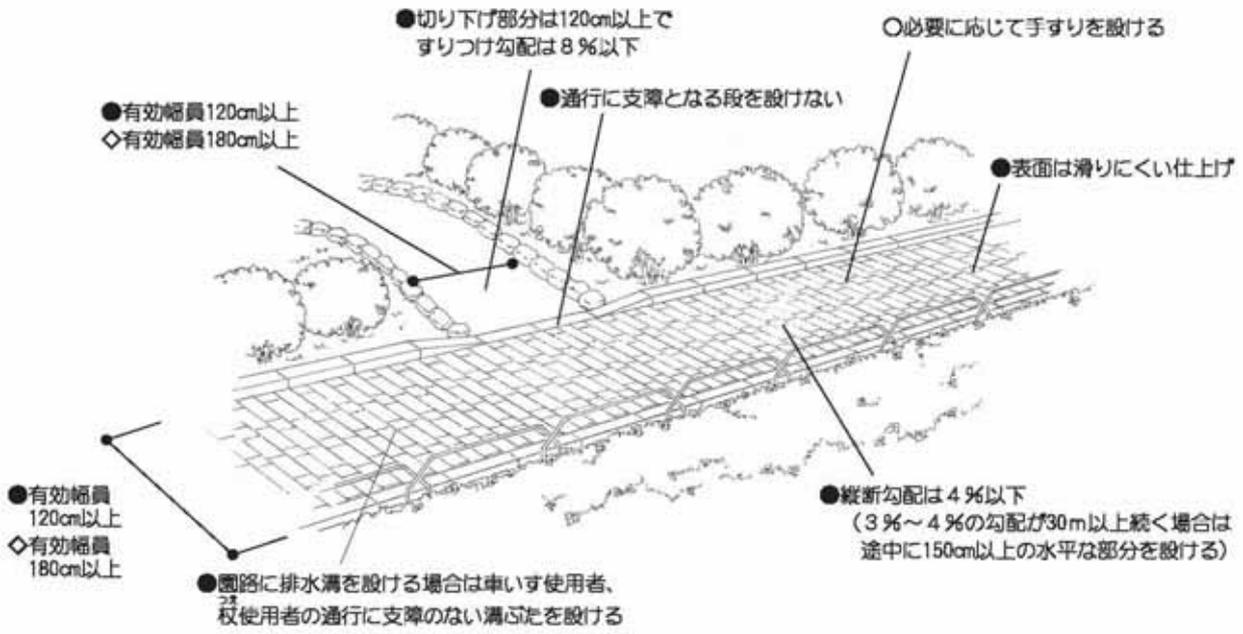
設計標準

項目	整備水準	解説
段差 傾斜路 手すり 休憩設備 視覚障害者誘導用ブロック等 各種施設 案内板	<ul style="list-style-type: none"> 園路には、段差を設けないものとする。 傾斜路を設ける場合は、勾配は15分の1以下とします。 必要に応じて、手すりを設けます。 園路には、休憩できるようベンチ等を設けます。 園路にあるベンチ・ゴミ箱等は、視覚障害者や車いす使用者等の進行の支障にならないように配慮します。 園路の要所（便所出入口、公園内施設、水飲み場、案内設備等）には、視覚障害者誘導ブロック等を敷設します。 便所、公園内施設、水飲み場、案内設備等については、建築物の各項目に定める基準に準じたものとします。 施設概要等を示す案内板を設ける場合は、案内板の基準に準じたものとします。 案内板は、車いす使用者にもわかりやすい位置に設けます。 案内板は、主要な出入口付近や園内の要所に、車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう配慮して、設置します。 	

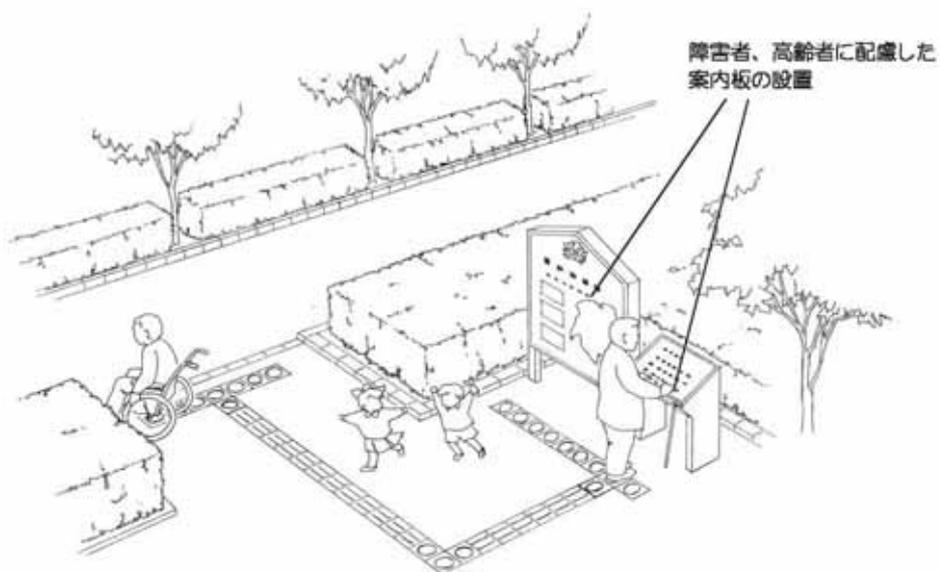
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
有効幅員 路盤材料 手すり 案内板 文字表示設備	<ul style="list-style-type: none"> 園内の有効幅員は、車いす同士が、円滑にすれ違うことができるように180cm以上とします。 主要な園路は、車いす使用者や高齢者の通行に配慮して、砂利敷き等は避けた方が望まれます。 手すりは、園路の両側にできる限り連続して設け、階段の幅員が300cm以上の場合は、中間にも設けます。 案内板を設置する場合は、必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。 案内板には、障害者等の利用可能な施設、出入口等を表示します。 案内板には、点字表示を併用し、触知図を設けます。 災害時の避難場所を兼ねる公園等では、放送内容等を視覚的に表示できる文字表示設備を設けます。 	

園路の整備例



案内表示の例



3 駐車場

【基本的な考え方】

誰もが快適に公園を利用することができるように公園の駐車場には、車いす使用者駐車施設を確保し、また、駐車施設から出入口までの通路を車いす使用者などが安全に、かつ、円滑に通行できるようにすることなどの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
駐車場「3-1」 車いす使用者用駐車施設	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（特殊装置のみを用いるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上に、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>イ 有効幅員は、350cm以上であること。</p> <p>ロ 車いす使用者用駐車施設又はその付近には、車いす使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>	
駐車場「3-2」 位置	<p>車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	

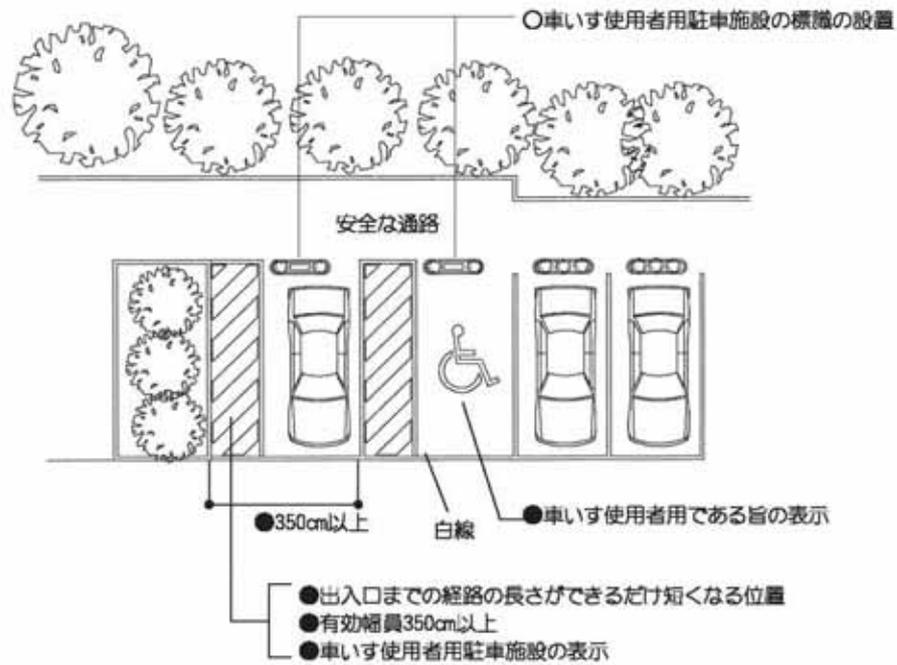
設計標準

項目	整備水準	解説
案内表示	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用であることを床面と標識で表示します。 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> 進入口から車いす使用者駐車施設までの経路には、車いす使用者駐車施設の位置を示す誘導標識等を適切に設けます。 雨天時等の利用に配慮し、車いす使用者駐車施設に、屋根やひさしを設けます。 駐車料金の支払いを機械式とする場合は、車いす使用者が利用しやすい機器を設置します。 	<p>車いす使用者が、運転席から手を伸ばすことが、困難な場合があります。</p>
屋根・ひさし		
料金支払機		

車いす使用者用駐車施設の整備例



案内表示の例

車いす使用者用駐車施設の標識の例



※国際シンボルマークは、車いす使用者だけでなく全ての障害者が利用できることを示しています。

駐車場の誘導標識の例



第 2 章 設計マニュアル

建築物でない路外駐車場

建築物でない路外駐車場

【基本的な考え方】

高齢者、障害者にとって、自動車は有効な移動手段であり、駐車場には、車いす使用者などが利用できる駐車スペースの確保が必要です。駐車スペースから出入口に至る通路も車いす使用者などが安全に、かつ、円滑に通行できるようにすることが必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
出入口「1-1」 有効幅員 段差	1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80cm以上であること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。	
駐車部分 「2-1」 車いす使用者 用駐車施設	次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。 イ 有効幅員は、350cm以上であること。 ロ 車いす使用者用駐車施設又はその付近には、車いす使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。	
駐車部分 「2-2」 位置	車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	

設計標準

項目	整備水準	解説
案内表示	・ 車いす使用者用である旨を、駐車面での表示はもとより、標識により表示します。	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
誘導標識 屋根・ひさし 料金支払機	・ 駐車場の進入口から車いす使用者駐車施設までの経路には、車いす使用者駐車施設の位置を示す誘導標識等を適切に設けます。 ・ 雨天時等の利用に配慮し、車いす使用者駐車施設に、屋根やひさしを設けます。 ・ 駐車料金の支払いを機械式とする場合は、車いす使用者が利用しやすい機器を設置します。	車いす使用者が、運転席から手を伸ばすことが、困難な場合があります。

建築物でない路外駐車場

建築物でない路外駐車場の整備例

